

但馬銀行 2024

ディスクロージャー誌

目次

ごあいさつ	1
但馬銀行倫理憲章	2
経営方針（但馬銀行綱領）	2
中期経営計画	3
業績の推移	4
サステナビリティへの取組み	
サステナビリティ方針	5
サステナビリティへの取組み	5
SDGsの推進	7
中小企業の経営支援・地域の活性化のための取組み	
中小企業の経営支援に関する取組方針	8
中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況	8
中小企業の経営支援に関する取組状況	8
地域貢献への取組み	
地域への信用供与の状況	11
個人の皆さまへの貸出状況	12
地域の預金・預かり資産等の状況	12
トピックス	13
安心してお取引いただくために	
セキュリティ対策一覧	14
コーポレート・ガバナンスの状況	
会社の機関の内容	15
内部統制システム構築の基本方針	16
法令等遵守態勢	
法令等遵守態勢への取組み	17
反社会的勢力への対応	18
マネー・ローンダリング等防止への対応	18
リスク管理態勢	19
顧客保護等管理態勢	
個人情報保護方針	21
特定個人情報等の取扱いに関する基本方針	21
金融商品の勧誘方針	22
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	23
利益相反管理方針	23
金融ADR制度への対応	24
預金保険制度について	24
業務のご案内	25
資料編	32
〔会社情報〕	
沿革	33
組織	34
役員	35
株式等の状況	36
店舗ネットワーク	37
店舗	38
店舗外カードサービスコーナー	40
グループ会社	41
〔営業の概況〕	
業績等の概要	42
主要な経営指標等の推移	43
〔連結情報〕	
連結財務諸表	44
〔単体情報〕	
財務諸表	54
損益の状況	60
経営諸比率	63
預金	64
貸出金	66
証券業務	70
国際業務・その他業務	71
時価等情報	72
デリバティブ取引	74
電子決済手段	74
暗号資産	74
〔自己資本比率規制第3の柱(市場規律)の開示〕	75
〔報酬等に関する開示事項〕	86



養父市 天滝

当行のプロフィール

(令和6年6月30日現在)

名称	株式会社 但馬銀行 / The Tajima Bank, Ltd.
設立	明治30年11月11日
本店所在地	兵庫県豊岡市千代田町1番5号
拠点	69店舗 店舗外カードサービスコーナー66か所
資本金	5,481百万円
預金残高	1兆1,889億円
貸出金残高	9,644億円
従業員数	602名

本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
本資料に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

ごあいさつ

平素より但馬銀行をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまに、当行に対するご理解をより一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「但馬銀行2024」を作成いたしました。ご高覧のうえ、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

国内景気は、雇用・所得環境が改善するもとの、政府の経済対策の効果もあって、緩やかに回復していくとみられます。一方で、国際情勢の緊張の高まりや海外景気の下振れなど不確実性が高い状況にあります。また、地域経済の先行きは、少子高齢化の進展や人口減少、経済活動の縮小が続き、ますます厳しくなることが予想されます。

このような環境のもと、当行では、経営者面談を踏まえた事業性評価を行い、事業者の実情に応じたソリューション提案や実現性の高い経営改善・事業再生支援など事業者に寄り添った支援に取り組んでおります。また、人材の育成、業務の効率化などに取り組み、安定した経営基盤の構築を図るとともに、強固な経営管理態勢の確立により経営の健全性を確保し、持続可能な地域経済・社会の発展に貢献してまいります。

今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

頭 取 坪田 奈津樹

但馬銀行倫理憲章

但馬銀行は、銀行に求められる社会的責任・公共的使命を果たすため、役職員一人一人が法令等遵守の認識を強く持ち、関係法令、社会的規範および行内の業務規程を遵守し、良識ある企業活動を維持するために、「但馬銀行倫理憲章」を次のとおり定め、これを実践してまいります。

1. 社会的責任・公共的使命の遂行

社会が要請する社会的責任と公共的使命を十分認識し、厳格な自己規律のもと自己責任体制の確立を図り、健全かつ適切な業務運営を通じて揺るぎない信用・信頼の確立を図ります。

2. 法令や社会的規範の厳格な遵守

適用される各種の法令や社会的規範を正しく理解し、これを厳格に遵守するとともに、常に確固たる倫理観と正義感に基づいた誠実かつ公正な企業活動に努めます。

3. 顧客保護の徹底と質の高い商品・サービスの提供

顧客保護の徹底と利用者利便の向上に努めるとともに、質の高い金融商品・サービスの提供に努め、顧客の信頼を得ることにより存在価値の高い銀行を目指します。

4. 取引先・地域社会との協調

取引先の利益を尊重した企業活動や地域社会の健全な発展に貢献することにより、地域の皆さまから最も支持・信頼される銀行を目指します。

5. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、その不当な介入に対しては毅然とした態度で対応いたします。

経営方針（但馬銀行綱領）

一、但馬銀行は、経営の健全性を高め、もって協力者の保護に任ずる。

法令等遵守の徹底、適切な顧客保護およびリスク管理などの内部管理態勢の強化・整備を図り、経営の健全性を確保します。

一、但馬銀行は、営業の公共性を重んじ、地域社会の発展に奉仕する。

地域の皆さまのニーズに適確にお応えし、質の高い金融商品・サービスの提供により顧客利便の向上を図るとともに、地域金融機関として地域経済・社会の発展ならびに地域文化の向上に貢献します。

一、但馬銀行は、業績の向上を図り、もって協力者に妥当なる報酬をもたらす。

持続可能な収益力を向上することにより、強固な経営体質を構築し、株主、地域社会、地域の取引先、従業員などステークホルダーの満足度の向上に努めます。

中期経営計画（令和5年4月から令和8年3月まで）

当行は、今後予想される外部環境の変化を見据え、取り組むべき課題を解決し、地域とともに持続的な成長を遂げていくため、令和5年度から令和7年度までの3年間の計画期間とする中期経営計画を策定しております。

この計画において、次の4つの基本方針を掲げ、「お客さま本位の総合金融サービスの提供を通じて、ともに発展する銀行」を目指して、全職員一致協力して取り組んでおります。

◆ 基本方針

1. 地域の発展を支える総合金融サービスの推進

持続可能な地域経済・社会の発展を支えるため、お客さまの多様なニーズや課題を起点とした総合金融サービスの提供、行政や地域企業との連携により、課題解決に取り組みます。

【重点業務戦略】

- (1) ニーズ・課題解決を起点とした総合金融サービスの推進
- (2) 重点分野における営業資源の集中
- (3) 行政や地域企業と連携した地域課題への取り組み

2. 生産性向上につながる業務運営の実践

デジタル技術の活用や既存サービス・事務フローの見直しなどによる業務プロセスの改善に継続的に取り組み、生産性の向上を図ります。

また、顧客接点の観点から拠点網や店舗体制の見直しなどを行い、店舗チャネル等の最適化を図ります。

【重点業務戦略】

- (1) 継続的な業務プロセス改善活動の推進
- (2) 最適な顧客接点の構築

3. 経営の健全性に資する管理態勢の充実

リスク管理態勢の整備や内部監査機能の発揮により、経営の健全性の向上を図ります。

また、コンプライアンス、マネロン等防止対策の実効性向上を図り、適切な業務運営を実践します。

【重点業務戦略】

- (1) 経営体質の強化に資するリスク管理態勢の整備
- (2) コンプライアンス・マネロン等防止対策の実効性向上
- (3) 内部監査による牽制機能の発揮

4. 地域共創人材の育成と組織力の強化

職員の専門性向上を支援するとともに各世代の活躍を支えるキャリアサポートの充実を図り、地域経済・社会に必要とされる人材を育成します。

また、多様な人財が活躍できる人事制度や職場環境を整備します。

【重点業務戦略】

- (1) 地域経済・社会に必要とされる人材の育成
- (2) 多様な人財が活躍できる環境の整備

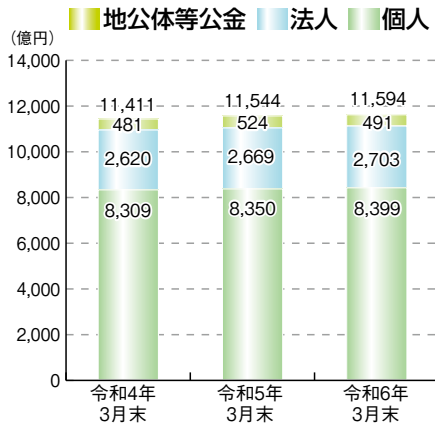
業績の推移

預金・貸出金の状況

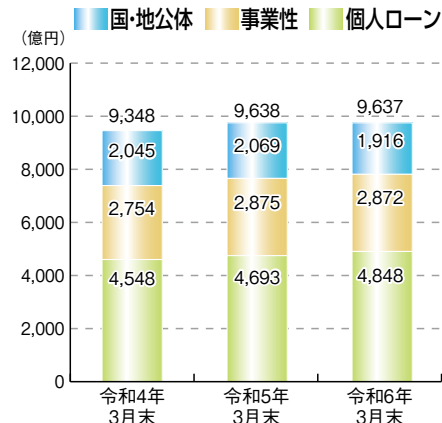
預金は、安定した取引基盤の拡充と預金の増強に積極的に取り組みました結果、前期末比50億円増加して1兆1,594億円となりました。

貸出金は、地域の事業者向け貸出や住宅ローンは順調に増加しましたが、国・地方公共団体向け貸出金が減少したことから、前期末比0億円減少して9,637億円となりました。

預金残高



貸出金残高

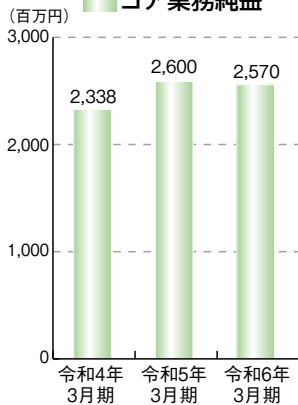


損益の状況

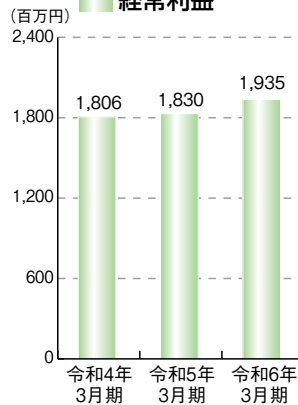
コア業務純益は、資金利益が増加したものの、経費が増加したことから、前期比29百万円減少して25億70百万円となりました。

また、経常利益は、前期比1億5百万円増加して19億35百万円、当期純利益は、前期比28百万円増加して12億23百万円となりました。

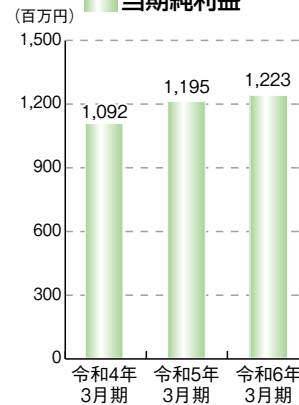
コア業務純益



経常利益



当期純利益



用語のご説明

コア業務純益

預金や貸出金、為替業務など、銀行本来の業務から生まれる利益を表した業務純益から、「一般貸倒引当金繰入額」および「国債等債券の損益」を除いたもので、より純粋な銀行本来の業務による利益です。

経常利益

経常収益から経常費用を控除した利益で、銀行の経常的な事業活動によって生じた利益です。

当期純利益

経常利益から、特別損益や法人税などを調整した利益です。

サステナビリティへの取り組み

■ サステナビリティ方針

当行は、「サステナビリティ方針」を定め、事業活動を通じて地域課題の解決に取り組むことで、持続可能な地域経済・社会の実現に向けて努めてまいります。

サステナビリティ方針

当行は、「経営方針」等に基づき、サステナビリティに関する諸課題への対応を通じて、持続可能な地域経済・社会の実現に貢献し、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

1. 地域経済・社会への貢献
お客さまが抱える課題・ニーズにお応えすることで、地域経済・社会の持続的な発展に貢献します。
2. 環境保護への寄与
自社の事業活動における環境負荷の低減に努めるとともに、お客さまの気候変動への取り組みをサポートします。
3. 多様な人材の活躍・育成
多様な人材が活躍できる組織・環境づくりに取り組むとともに、地域に必要とされる人材を育成します。
4. 健全な企業経営
ガバナンスやリスク管理などの内部管理態勢の強化・整備を図り、経営の健全性を確保します。

■ サステナビリティへの取り組み

◆ ガバナンス

脱炭素社会に向けた取り組みやSDGs・ESGを含むサステナビリティに関する諸課題について組織的に対応していくため、頭取を委員長としてリスク管理、営業部門をはじめとした関連部門の担当役員などのメンバーで構成する「サステナビリティ委員会」を設置しました。重要事項等については、サステナビリティ委員会、経営会議等での議論を経て、取締役会へ報告することとしています。

◆ 戦略

当行は、「地域経済・社会への貢献」、「環境保護への寄与」、「多様な人材の活躍・育成」、「健全な企業経営」を重点項目とした「サステナビリティ方針」を定め、気候変動を含むサステナビリティに関する諸課題を重要な経営課題と位置づけ、持続可能な地域経済・社会の実現に向けて取り組んでまいります。

▶ 気候変動対応

近年、世界各地で異常気象や自然災害による被害が甚大化しており、気候変動がお客さまや当行に与える影響は大きくなっています。当行においても、気候変動が与える影響を想定しながら脱炭素社会の実現に貢献するための取り組みを進めてまいります。

〈機会〉

お客さまの脱炭素社会への移行や生産性向上に向けた取り組みが事業機会になると認識しており、お客さまの脱炭素への取り組みを総合的にサポートするとともに、環境負荷低減に資する設備投資等の資金需要に対しては柔軟に対応し、ファイナンス面においても脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

〈リスク〉

気候変動リスクについては、お客さまの事業への影響や当行の業務継続において想定されるリスクとして、リスクカテゴリー別に次のとおり「移行リスク」と「物理的リスク」を認識のうえ、リスクが顕在化した際の影響等について分析を進めております。

- ・「移行リスク」については、気候変動に関する規制強化や税制の変更等にともない、お客さまの業績にネガティブな影響が及ぶことによる信用リスクの発生等を想定しています。
- ・「物理的リスク」については、水害等にもなう不動産担保（建物等）の毀損や、お客さまの事業施設が自然災害で被災し事業が停滞することによる信用リスクの発生等を想定しています。

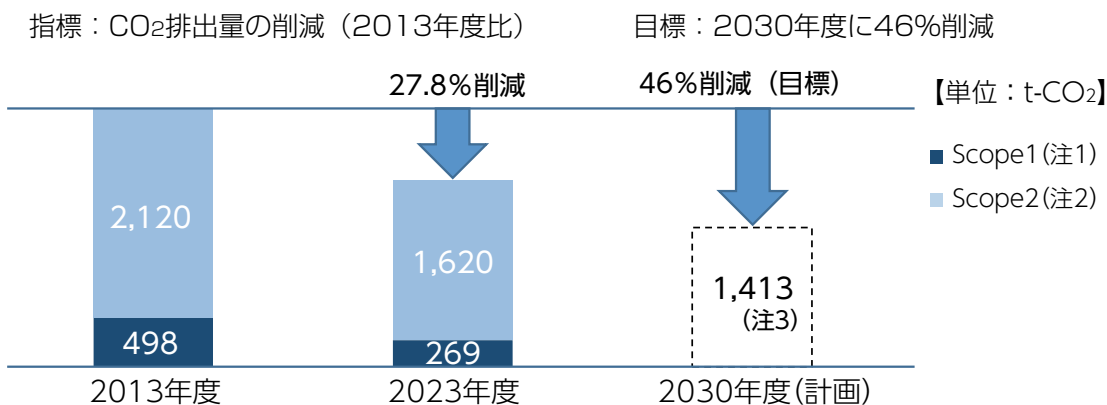
また、気候変動に関する「移行リスク」と「物理的リスク」については、それぞれリスクが高まるシナリオを想定し、リスクが顕在化した際の影響について分析を実施しております。

◆ リスク管理

当行では、統合的なリスク管理として、信用リスクや市場リスク、オペレーショナルリスクなど各種リスクを管理しております。気候変動リスク（物理的リスクと移行リスク）については、中長期的に地域経済や当行の経営に重大な影響を与えると認識し、異常気象による洪水などの自然災害の激甚化により想定される影響額などを試算しております。今後、重要なリスクの一つとして位置づけ、信用リスクやオペレーショナルリスクなどリスクカテゴリーごとに影響を把握のうえ、統合的なリスク管理の枠組みの中で管理態勢の構築を検討してまいります。

◆ 指標と目標

当行は、カーボンニュートラルの達成を目指し、当行のエネルギー使用にともなうCO₂排出量の削減に関して、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。



注1.事業者自らによる直接排出でガソリン、ガス等の燃料の使用による排出量です。
 注2.事業者が他社から供給された電気等の使用に伴う間接排出量です。
 注3.Scope1及びScope2の排出量合計1,413t-CO₂を目標としています。

◆ 人的資本関係

当行は、基本方針として「地域共創人材の育成と組織力の強化」を掲げ、地域経済・社会の発展に貢献でき、地域に必要とされる人材の育成に取り組むとともに、多様な人材が活躍できる組織・環境づくりに取り組んでまいります。

人材育成方針

人材育成方針として、「地域経済・社会に必要とされる人材の育成」を掲げ、地域社会や取引先の課題解決に取り組めるプロフェッショナル人材の育成を図るため、専門性の高い研修機会の提供や業務に活用できる資格取得支援に取り組んでいます。

また、役割や階層に応じたキャリア開発を支援していくため、求められる能力に応じた行内・行外研修を実施するなど、職員各々の能力開発の支援に取り組んでいます。

社内環境整備方針

社内環境整備方針として、性別・年齢等に関係なく「多様な人材が活躍できる環境の整備」を掲げ、行員一人ひとりが能力を十分に発揮し、働きがいのある組織・環境づくりに取り組んでいます。

女性活躍の推進として、厚生労働省による「えるぼし」「くるみん」の認定や男性の育児休業等取得推進など働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

また、年齢に関係なく長期的に働ける環境づくりとしてシニアスタッフ制度を導入しております。

このほか、ワークライフバランスの向上、健康増進機会の増加を図り、行員が安心して働ける環境づくりに取り組んでいます。

SDGsの推進

持続可能な地域経済の実現を目指して、地域経済の活性化や成長に向けた取り組みを積極的に展開しております。

◆ SDGsワークショップの開催

SDGsの取り組みを推進するため、ひょうご産業活性化センターと連携し、兵庫県鞆工業組合様向けのSDGsワークショップを開催しました。

兵庫県鞆工業組合様の所属企業12社が参加し、計3回の講義とグループワークを通じて、ひょうご産業SDGs宣言事業や認証事業の取得に向けた支援を行いました。



SDGsワークショップの様子

◆ SDGs経営支援サービスの推進

取引先企業のSDGsへの取り組みをすすめるため、「SDGs経営支援サービス」の活用を推進しております。

SDGsの理解を深めるための研修やCO₂排出量の測定など、具体的な取り組みについて提案を行うとともに、「SDGs応援ローン」の活用による資金面からのサポートを行っております。



	令和6年3月末	
SDGs応援ローン：貸付実績（累計）	298件	137億円

(注) 該当分野 ①環境・エネルギー事業 ②医療・介護・健康関連事業 ③高齢者向け事業
④観光事業 ⑤農林水産業、農商工連携事業 ⑥起業、地域再生・都市再生事業
⑦資源確保・開発事業 ⑧防災対策事業 ⑨保育・育児事業など

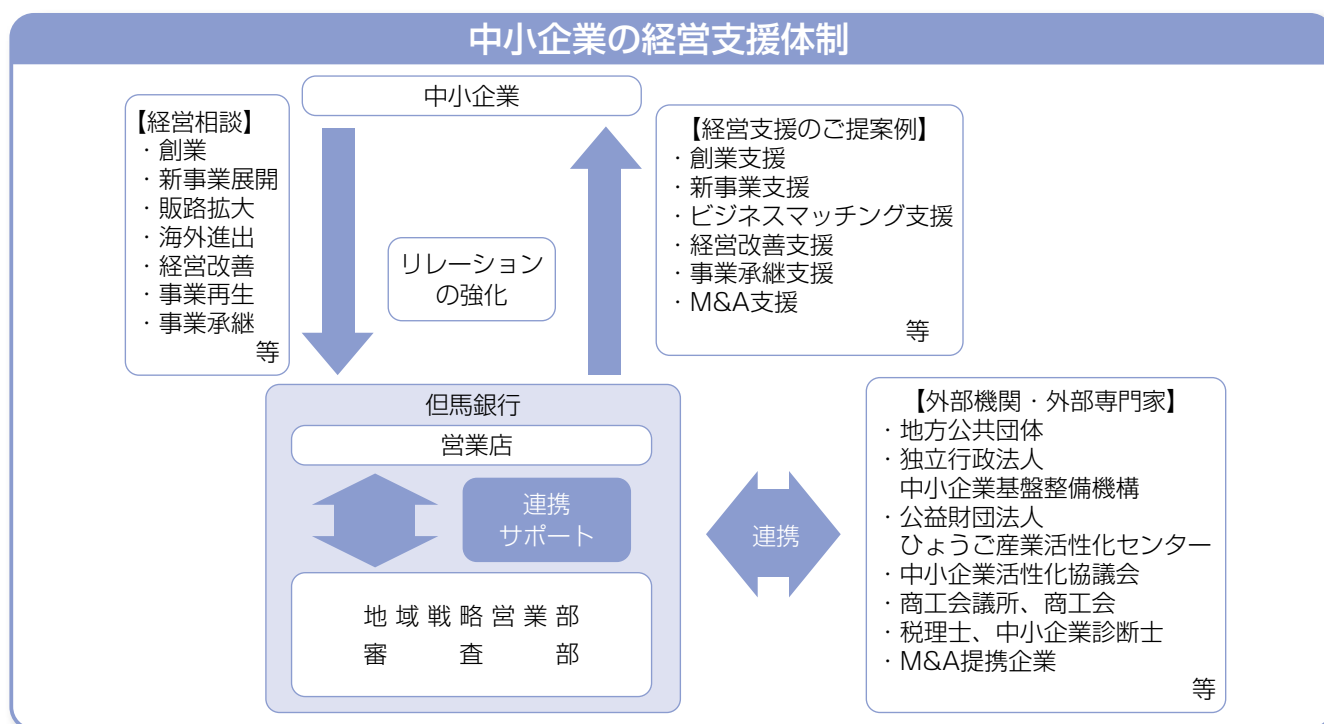
中小企業の経営支援・地域の活性化のための取組み

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当行は、中小企業（小規模事業者を含む）との日常的・継続的な取引により構築された信頼関係を通じて、経営の目標や課題を把握するとともに、外部機関等と連携してその実現や解決に向けてコンサルティング機能を発揮し、ライフステージに応じた最適なソリューションを提案・実行いたします。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当行は、営業店と本部が一体となった支援体制および外部機関等との連携により、中小企業の経営支援のための態勢整備を行っております。



■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

当行は、地域金融機関として求められる適切な金融仲介機能を発揮するため、事業性評価に基づく取引先企業のニーズや課題に対応した適切なソリューションの提供、資金供給を積極的に行っております。

	令和6年3月末	
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	748先	1,140億円

■ 創業期における支援

● 創業・第二創業支援

創業計画の策定や新規事業の立上げに必要な資金供給を行うなど、創業・第二創業にかかる支援を実施しております。

	令和6年3月末
創業支援先数	84先

■ 成長段階における支援

- 「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」を活用した成長支援
 中小企業の財務・収益力向上のため、技術力、成長性等を評価する公益財団法人ひょうご産業活性化センターの「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の取得サポートを行っております。

	令和6年3月末
ひょうご中小企業技術・経営力評価制度取得先数（累積）	459先

- 販路開拓支援への取組み
 行内ネットワークや各種の商談会等を活用し、ビジネスマッチング機会の提供および販路開拓の支援を行いました。

	令和6年3月末
販路開拓支援先数	66先

▶ 地方銀行フードセレクション2023の開催

地方銀行52行の共催により地域の食品事業者の販路開拓支援に取り組むため、地方銀行フードセレクションを開催しました。

今年度は東京ビッグサイトでの展示商談会を10月に実施し兵庫県内の食品事業者19社が参加しました。



地方銀行フードセレクションの様子

- 本業支援における外部専門家を活用した取組み
 中小企業の経営戦略上の課題・ニーズの把握に努め、外部専門家を活用した本業支援に取り組んでおります。

	令和6年3月末
本業支援における外部専門家活用先数	213先

■ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当行では、経営改善等が必要な中小企業に対して、次のような支援を実施しております。

- 経営改善計画策定等の支援
 経営改善支援等の対象先に対し、本部と営業店が一体となって、経営改善計画の策定支援や計画の進捗状況のフォローアップを行っております。

	令和6年3月末
経営改善支援先数	60先

- 外部専門家等を活用した支援
 - 専門家派遣事業等の活用
 公益財団法人ひょうご産業活性化センターの経営専門家派遣事業等を活用し、外部専門家による効果的な経営改善支援に取り組んでおります。

	令和6年3月末
経営改善支援における外部専門家活用先数	124先

■ 事業承継に関する支援

当行では、事業承継に関するニーズにお応えするため、自社株評価の実施、外部専門家の紹介、具体策の提案などに取り組んでおります。

	令和6年3月末
事業承継支援先数	285先

▶ 「次世代リーダー育成スクール」の開催

地域企業の後継者や経営幹部の育成を目指す取組みとして、合同研修会「次世代リーダー育成スクール」を開催しています。

経営スキルの向上や経営者としての心構えの醸成等を図るプログラムの提供を通じて、将来地域を牽引する企業経営者の育成に取り組んでいます。



次世代リーダー育成スクールの様子

■ 「経営者保証ガイドライン」への取組み

当行では、お取引先との経営者保証について、その必要性を十分検討し、新たに保証契約を締結する場合や、既存の保証契約について保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、ガイドラインの趣旨に即した適切な対応に努めております。

【ガイドラインの活用状況】

● 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合

	R4/4月 ～ R4/9月	R4/10月 ～ R5/3月	R5/4月 ～ R5/9月	R5/10月 ～ R6/3月
経営者保証人に依存しない融資の割合	38.6%	38.8%	65.9%	67.8%

● 事業承継時における保証徴求割合（4類型）

	R4/4月 ～ R4/9月	R4/10月 ～ R5/3月	R5/4月 ～ R5/9月	R5/10月 ～ R6/3月
・新旧両経営者から保証徴求した割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・旧経営者のみから保証徴求した割合	20.5%	35.7%	10.9%	17.8%
・新経営者のみから保証徴求した割合	65.9%	54.3%	54.6%	50.0%
・経営者から保証徴求しなかった割合	13.6%	10.0%	34.5%	32.1%

地域貢献への取り組み

地域への信用供与の状況

■ 兵庫県内店舗の貸出状況

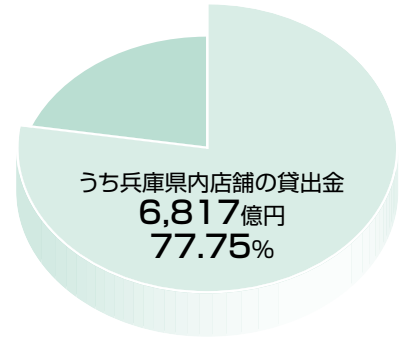
当行は皆さまからお預かりしましたご預金のほとんどを県内の企業や個人への貸出金に振り向け、皆さまの豊かな暮らしや事業を営むための資金としてご活用いただいております。

なお、財務省向けを除く貸出金残高に占める県内店舗の貸出金残高の割合は、令和6年3月末では77.75%であります。

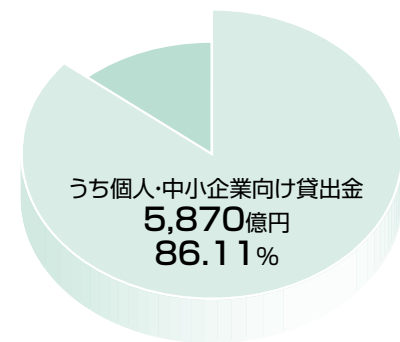
また、県内店舗の貸出金残高に占める個人・中小企業向け貸出金の割合は86.11%であり、地域とともに発展する地域金融機関として多くの皆さまのお役に立ちたいと願っております。

県内店舗の貸出金の業種別内訳は下記のとおりであり、特定の業種に偏ることなく、幅広く様々な業種へご融資を行っております。

貸出金残高 **8,767**億円
(財務省向けを除く)



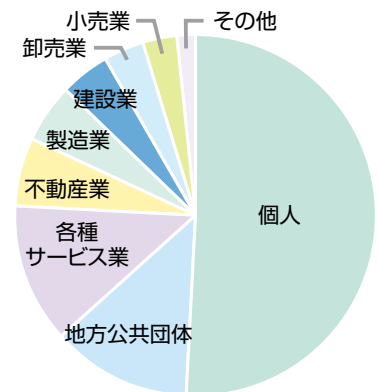
兵庫県内店舗の貸出金残高 **6,817**億円



兵庫県内店舗の業種別貸出金の状況

業 種	令和6年3月末		
	先 数	残 高	残高構成比率
	先	百万円	%
製 造 業	582	35,432	5.19
農 業、林 業	32	1,083	0.15
漁 業	3	116	0.01
鉱 業、採 石 業	4	120	0.01
建 設 業	800	30,961	4.54
電 気・ガ ス	33	682	0.10
情 報 通 信 業	28	1,123	0.16
運 輸 業、郵 便 業	130	7,547	1.10
卸 売 業	421	23,991	3.51
小 売 業	509	20,452	2.99
金 融 保 険 業	15	757	0.11
不 動 産 業	763	41,991	6.15
各 種 サ ー ビ ス 業	1,859	84,499	12.39
地 方 公 共 団 体	34	86,395	12.67
個 人	32,220	346,588	50.83
合 計	37,433	681,737	100.00

兵庫県内店舗の業種別貸出金残高構成

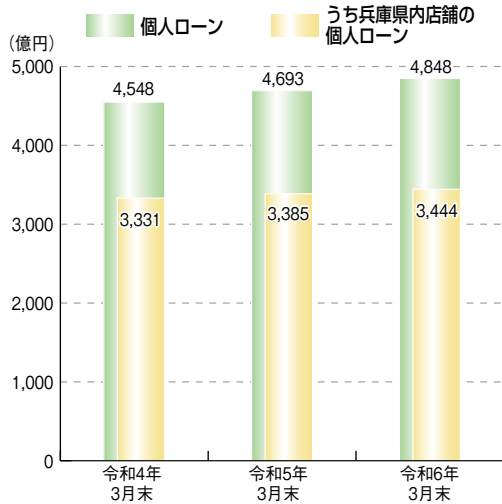


個人の皆さまへの貸出状況

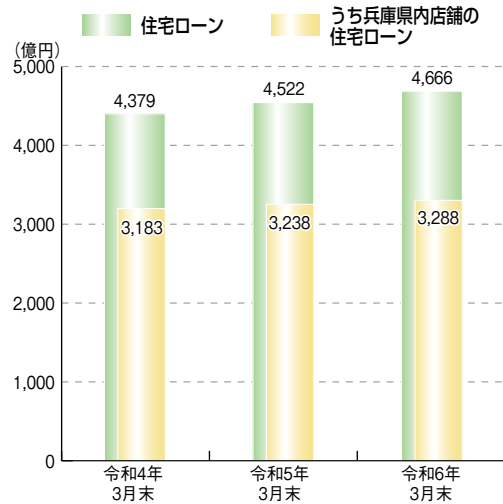
ローンセンターを設置し、住宅ローンを積極的に推進しました結果、個人ローン残高は前期末比66億円増加し4,848億円となりました。このうち、兵庫県内店舗の個人ローン残高は3,444億円で、個人ローンに占める割合は71.03%となりました。

また、兵庫県内店舗の住宅ローン残高は3,288億円となり、住宅ローン残高に占める割合は70.46%となりました。

◆ 個人ローン残高



◆ 住宅ローン残高



地域の預金・預かり資産等の状況

兵庫県内店舗の預金状況

個人の皆さまを中心に安定した取引基盤の拡充に努めております。

預金残高に占める県内店舗の預金残高の割合は96.38%、個人預金残高（外貨預金を除く）に占める県内店舗の個人預金残高の割合は97.01%となりました。

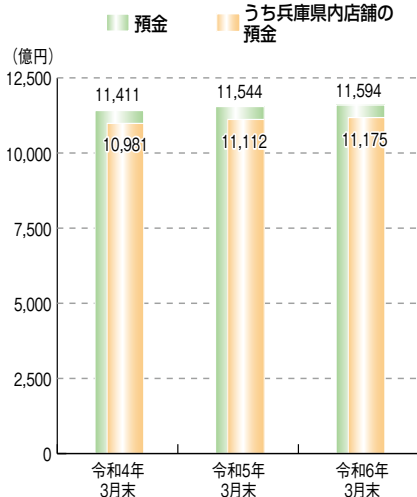
兵庫県内店舗の預かり資産等の状況

預かり資産残高に占める県内店舗の預かり資産の割合は96.45%となりました。

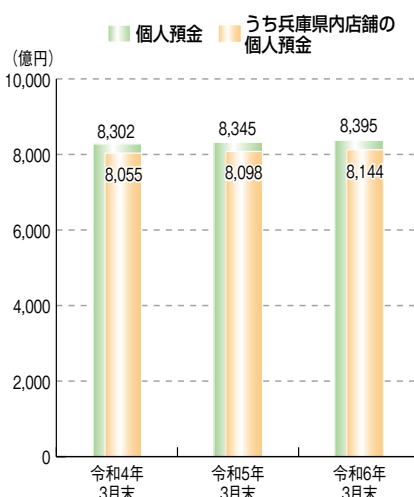
なお、預かり資産とは、公共債、投資信託の預かり残高の合計であり、それぞれの残高は、公共債17億円、投資信託462億円となりました。

また、生命保険の販売累計額は、2,212億円となりました。

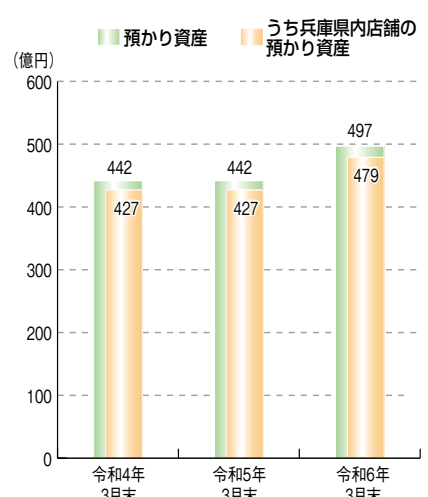
◆ 預金残高



◆ 個人預金残高（外貨預金を除く）



◆ 預かり資産



トピックス

■店舗の移転

◆店舗外カードサービスコーナーの移転

マックスバリュ青山店（姫路市）の駐車場内に「青山出張所（店舗外カードサービスコーナー）」を移転し、令和6年5月9日から営業を開始しました。

■顧客サービスの拡充

◆セミナーの開催

お客さまの多様なニーズ、課題解決に向けて、「女性のための『お金と未来』のセミナー」、「おしえて！新しいNISA」、「令和5年度税制改正大綱 生前贈与と相続税」、「住宅ローン控除の確定申告の流れと賢く家計を見直すセミナー」を開催し、ライフステージにあわせたマネープランニングの大切さ、新しいNISA制度の概要や使い方、生前贈与や相続税の改正に関する解説、住宅購入後の手続きや家計の見直しのポイント等について情報提供を行いました。



◆「たんぎん年金倶楽部 ライフサポートパック」のサービス内容の見直し

多様化するお客さまのニーズにお応えするため、当行に年金振込をご指定していただいているお客さま向けサービス「たんぎん年金倶楽部 ライフサポートパック」について、令和6年4月1日から相続税申告等にかかるサポートサービスの取扱いを開始しました。



安心してお取引いただくために

セキュリティ対策一覧

項目	セキュリティ対策・ご注意
キャッシュカードの被害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードご利用限度額の変更 お客さまのご希望に応じて、1日あたりのご利用限度額の範囲で任意に変更していただけます。 ・暗証番号の変更 簡単な画面操作により、ATMでキャッシュカードの暗証番号を変更していただけます。 ・生体認証機能を搭載したICキャッシュカードの発行 一人ひとり異なる「指静脈」パターンでご本人を確認する生体認証機能により、厳格な本人認証ができる「ICキャッシュカード」および「バンクカードVisa」をご希望により発行しております。 ・その他の対策 キャッシュカード・通帳等の紛失や盗難に遭われた場合のお届けおよびキャッシュカードのご利用停止の受付は24時間体制で対応しておりますので、出来る限りすみやかに当行までご連絡ください。
インターネットバンキングの被害防止対策	<p>(個人のお客さま・法人のお客さま共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EV SSL証明書 フィッシング詐欺等への対策として、インターネットバンキングをご利用のお客さまが、現在閲覧しているウェブサイトが正当なウェブサイトかどうかを簡単にご確認いただけます。 ・振込限度額変更 お振込の上限金額を設定していただけます。 ・電子メールによる取引通知 お取引の確認メールを送信します。 お振込・お振替等の取引を行われた場合は、お届けいただいているメールアドレスに、ご依頼内容の確認メールを送信いたします。 ・ソフトウェアキーボード パソコンの画面上にキーボードを表示して、マウスで各種パスワード・暗証番号を入力することにより、キーボードで入力した情報を盗み取るキーロガーを防ぎます。 ・ワンタイムパスワード 1分毎に変化する1回限りで無効となる使い捨てのパスワードです。 ログインID（または電子証明書※法人のお客さまのみ）、ログインパスワードに加え、スマートフォンに表示されるパスワードを入力して本人確認を行います。 法人のお客さまは二経路認証のご利用が必須となります。 ・セキュリティ対策ソフト「saat netizen（サート・ネチズン）」 但馬銀行のホームページやインターネットバンキングをご利用いただいている間、マルウェアやウイルスの活動を監視し、必要に応じて検知・駆除・遮断を行うセキュリティソフトです。当行ホームページより無料でインストールいただけます。 <p>(個人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加認証（合言葉認証） 第三者のなりすましによる不正なログインを防止するセキュリティ対策です。 通常とは異なるご利用環境であると判断した場合等に、ご本人さまのご利用であることを確認するため、「合言葉」による追加認証を行います。 ・メール通知パスワード・取引認証パスワード 振込・振替等の取引時に、お客さまにご登録いただいたメールアドレスに、取引の都度、取引の内容とパスワードを記載したメールを送信します。 取引内容を確認できるとともに、通知されたパスワードを確認用パスワードに加えて入力することにより第三者に不正利用されることを防ぎます。 ・ログイン緊急利用停止 第三者による不正利用等のおそれがある場合に、お客さまご自身でインターネットバンキングの利用を停止できます。 <p>(法人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子証明書 お客さまのパソコンに当行が発行する電子証明書をインストールしていただくことにより、ご利用のパソコンを特定したうえでパスワードによる本人確認を行いますので、第三者による不正使用の防止等セキュリティ強化が図れます。 ・二経路認証 都度指定方式の振込・振替を実施する際に、パソコン（第一経路）で取引データを作成し、スマートフォン（第二経路）で承認を行うことで取引を成立させる認証方式です。 仮にウイルス等に感染し、不正な振込操作をされた場合でも、別経路での承認取引が必要となるため、不正な取引を防ぐことができます。 ※二経路認証をご利用の場合は、ワンタイムパスワードの利用が必須となります。
被害防止のためのご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官などを騙ってキャッシュカードをだまし取り預金を引き出す詐欺についてのご注意 百貨店の社員や警察官などを騙って電話をかけ、キャッシュカードの暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取り預金を引き出す犯罪（カード手交型）や、封筒にキャッシュカードを入れさせ、隙を見て別の封筒にすり替えてキャッシュカードを盗みとる犯罪（カードすり替え型）が全国で発生していますので、十分にご注意ください。 銀行員や銀行協会職員、警察官などが電話で暗証番号をお尋ねしたり、キャッシュカードをお預かりすることはありません。 ・キャッシュカード暗証番号についてのご注意 キャッシュカードの暗証番号は、他人から類推されやすい番号の利用はお避けいただくとともに、現在類推されやすい番号をご利用のお客さまは、すみやかにATMで変更されることをお勧めします。 また、暗証番号をキャッシュカードに書き込んだり、手帳やメモ等に記入してカードと共に保管・携帯しないようにしてください。 なお、暗証番号を誤入力された場合、当行所定の回数に達した時点で当該キャッシュカードは使用できなくなりますので、ご注意ください。 ・フィッシング詐欺についてのご注意 金融機関や運送会社等を装い、ファイルを添付したメールを送信しウイルスに感染させたり、偽の画面を表示し、IDやパスワード等の重要情報を入力させるなどのフィッシング詐欺が急増しております。 お心当たりのない電子メールを開封されたり、不審な画面にIDやパスワード等を入力されないようご注意ください。 当行では、電子メールによりIDやパスワード、暗証番号などの重要情報をお尋ねすることは一切ありません。 ・マルウェアについてのご注意 マルウェアの侵入を防ぐため、みだりにフリー・ソフトをダウンロードしたり、心当たりのない先からの電子メールを不用意に開封したりされないようご注意ください。 マルウェア対応のセキュリティ対策ソフトをご利用され、常に最新の状態にされることをお勧めします。 なお、各種パスワード・暗証番号はできるだけ「ソフトウェアキーボード」を用いてマウスで入力してください。 ・パソコンのご利用についてのご注意 ご使用のパソコンのOS、ブラウザやマルウェア対応のセキュリティ対策ソフトは、常に最新の状態に更新されることをお勧めします。

コーポレート・ガバナンスの状況

当行は、株主、取引先および地域社会などステークホルダーの信頼を確立するため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題と認識し、法令等遵守や各種リスク管理などの管理態勢の強化により、銀行業務の健全性および適切性の確保ならびに企業価値の向上に努めております。

■ 会社の機関の内容 (令和6年6月30日現在)

【取締役会】

取締役会は、取締役9名（うち1名は社外取締役）で構成され、経営にかかる基本方針や重要事項について協議・決定するほか、法令等遵守、各種リスク管理、監査結果等の状況について定例的に報告させることにより、各取締役の業務執行を監督しております。また、独立性の高い社外取締役を設置することにより、意思決定の客観性確保を図っております。

【経営会議】

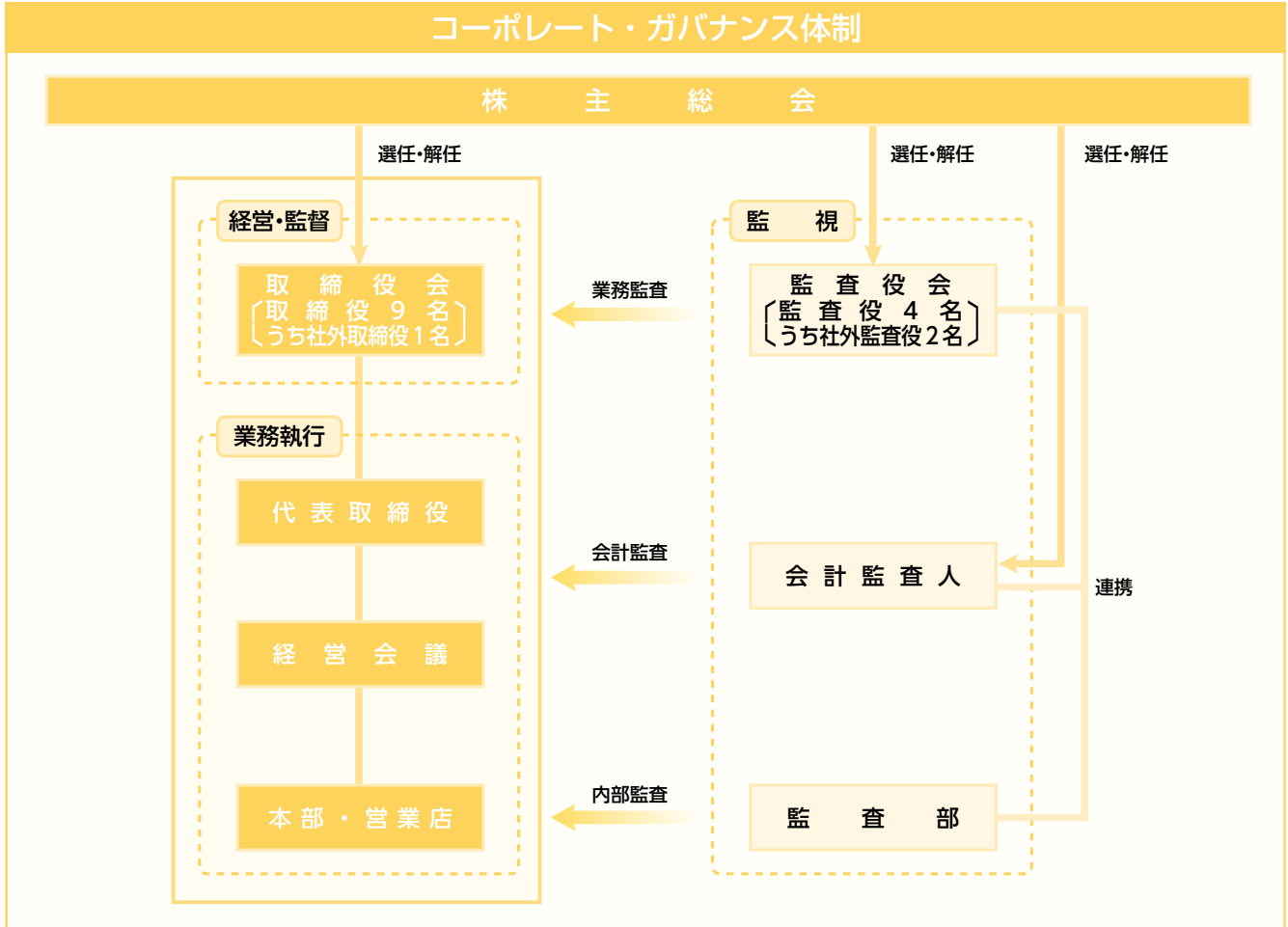
経営会議は、取締役会が決定する取締役および執行役員で構成され、取締役会で定める基本方針や委嘱された事項に基づき、業務執行に関する重要事項を協議・決定することにより、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応するとともに、業務執行状況の確認等を行っております。

【監査役会】

監査役制度を採用し、監査役4名（うち2名は社外監査役）で監査役会を構成しております。また、監査役が取締役会や経営会議など重要な会議に出席するとともに、会計監査人および内部監査担当部署との適切な連携を図ることにより、経営の監視機能を働かせております。

【内部監査】

独立した内部監査部門として監査部を設置しており、本部各部室・営業店・関連会社等被監査部門における内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、被監査部門における問題点の指摘と改善に向けた提言を行うとともに、改善状況のフォローアップを行うことにより、内部監査の実効性を高めております。



内部統制システム構築の基本方針

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項・第3項に定める、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定める。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「法令等遵守規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定めるとともに、法令等遵守の具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守態勢の強化と法務問題への的確な対応に努める。
- (3) 内部者通報制度を設け、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制とし、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
- (4) 「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、取引を排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 規程等に基づき、株主総会、取締役会、各委員会等の議事録を作成・保存するとともに、重要な職務執行および決裁については稟議書等を作成・保存する。
- (2) 重要な職務執行に係る文書（情報）は、業務毎に担当部署、保管責任者を設けて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「統合的リスク管理規程」に基づき、リスクの種類毎の管理部署がリスクの把握、計量および分析等を行ってリスク発生の予防・対応を行うとともに、リスク管理の統括部署が各種リスクを統合的に管理する。
- (2) 「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」に基づき、緊急事態発生時に適切且つ迅速に対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、「取締役会規程」、「取締役就業規程」および「組織業務規程」（「業務分掌」、「職務権限表」）等を定めて担当職務・権限を明確にし、適正且つ効率的な職務執行を行う。
- (2) 事務組織体制の見直しを随時行い、効率的な組織とする。

5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「連結子会社管理規程」を定め、子会社を統括管理する所管部が子会社の業務運営が適切に行われるよう管理する。
- (2) 子会社の取締役会付議事項については、事前に当行の取締役会に報告させる。
- (3) 子会社に対し、当行が制定する諸規定に準じてコンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。
- (4) 当行の内部監査部門は、子会社に対して業務運営状況に関する監査を実施し、その結果を当行の取締役会等に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、1名または複数の補助使用人を配置する。
- (2) 補助使用人は、監査役の承認を得て任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人の選任・解任、人事評価、懲戒等は監査役の同意を得るものとする。
- (2) 補助使用人に対する指揮命令は監査役にあるものとする。

8. 当行および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当行および子会社の取締役および使用人は、取締役会や経営会議等の監査役が出席する重要な会議において、その職務の執行状況について定期的にまたは必要に応じて随時報告を行う。
- (2) 当行および子会社の取締役および使用人は、監査役から職務の執行に関する報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。
- (3) 当行および子会社の取締役および使用人は、法令に違反する事実を発見したとき、または当行および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (4) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な会議、委員会等へ出席し、取締役等との意見交換を積極的に行い、情報の共有化を図る。
- (2) 内部監査部門は、内部監査結果を監査役に報告するほか、監査役と適切に連携し、監査役監査が実効的に行われるよう努める。

法令等遵守態勢

法令等遵守態勢への取組み

当行では、役職員一人一人が公共的使命・社会的責任を果たすため、銀行取引に係るさまざまな法令等の遵守に加えて、銀行内の業務規程や社会的規範に逸脱するような行動を慎み、良識ある営業活動を維持するため、法令等遵守態勢の強化・充実に努めております。

◆ 法令等遵守に関する専担部署の設置

本部に「リスク統括部 コンプライアンス管理課」を設置し、法令等遵守全般に亘る統括・管理、反社会的勢力の排除、銀行取引の適切性確保等、法令等遵守に関する事項を一元的に管理する体制とし、法令等遵守態勢の有効性・実効性の確保に努めております。

◆ 法令等遵守責任者・法令等遵守担当者の配置

本部の各部室および各営業店の部店長を「法令等遵守責任者」とし、法令等遵守状況の確認、職員に対する指導・教育等を担当しております。また、役席者の中から「法令等遵守担当者」を任命・配置し、法令等遵守責任者を補佐する体制としております。

◆ コンプライアンス委員会の設置

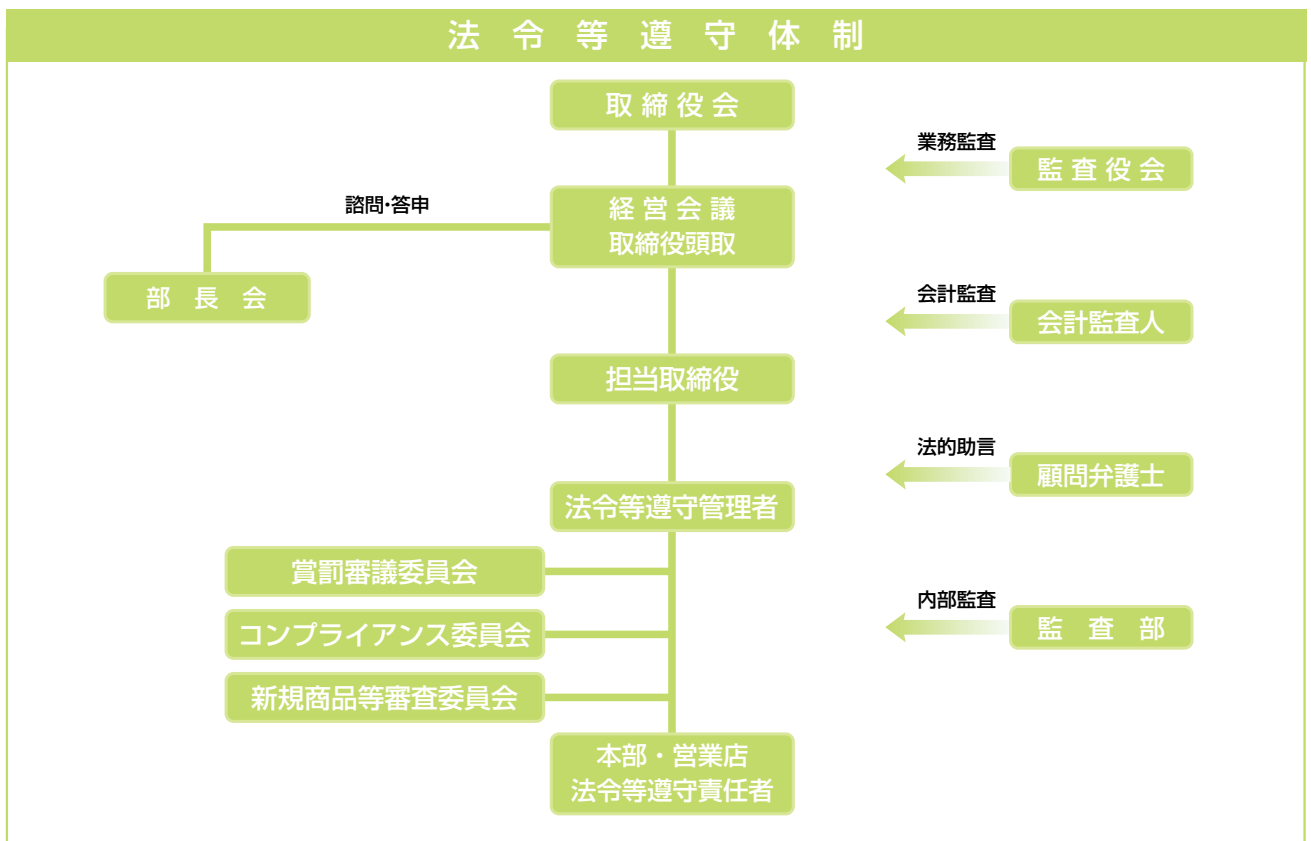
取締役を委員長、関連部室長を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守（コンプライアンス）に係る基本方針や遵守基準の策定、「コンプライアンス・プログラム」の策定、反社会的勢力排除のための施策の検討など、コンプライアンスに関する事項の審議を行っております。

◆ 「コンプライアンス・プログラム」の策定と実践

当行では、法令等の制定・改正への対応や役職員の研修など法令等遵守に対する実践計画を明確化した「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、取締役会およびコンプライアンス委員会において、定期的実践計画の進捗・達成状況を確認しております。

◆ 「コンプライアンス・マニュアル」の制定と活用

銀行業務の遂行において遵守すべき法令等の解説を記載したコンプライアンスの手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全職員に周知するとともに、日常業務、研修会および勉強会などに活用しながらコンプライアンスマインドの醸成に努めております。



反社会的勢力への対応

当行では、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を強化して反社会的勢力にかかる情報収集・管理を行うなど、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

反社会的勢力への対応にかかる基本方針

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、これを遵守してまいります。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対する行動基準として「反社会的勢力対応要領」を定め、反社会的勢力による不当要求には、取締役等の経営陣をはじめ組織全体で対応します。

また、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもちません。

また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。

また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

マネー・ローンダリング等防止への対応

当行では、「マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止について、経営陣が主導的に関与し、組織全体として実効的な管理態勢の構築に努めております。

マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、有効な内部管理態勢を構築することにより、提供する金融商品・サービスが組織犯罪等に利用されることの防止に努めます。

1. 運営方針

マネー・ローンダリング等防止のための組織・規程を整備し、役職員の役割および手続き等を明確にすることにより、適時適切な対応を実施できる態勢を構築します。

2. リスク評価の実施

マネー・ローンダリング等にかかるリスク評価を定期的の実施し、実効的な対策を講じます。

3. 取引時確認、資産凍結等の措置にかかる確認

本人確認等の取引時確認やテロリスト等に対する資産凍結等の措置にかかる確認について、的確に実施します。

4. 疑わしい取引の届出

日常的な取引モニタリングを行った結果、検知した疑わしい取引について、速やかに当局に届出を行います。

5. 役職員の教育・研修

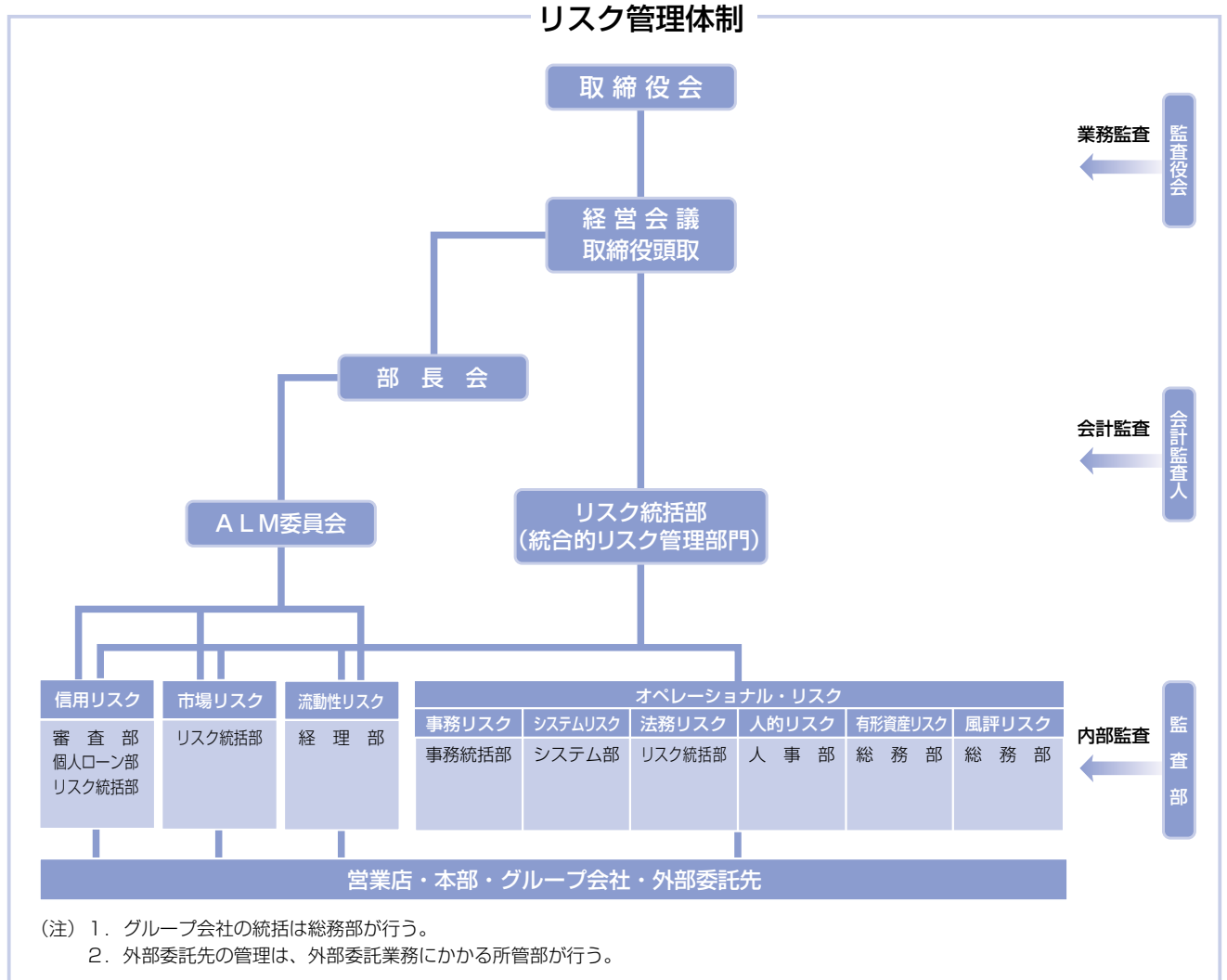
行内研修等を通じ、全役職員に対してマネー・ローンダリング等防止に関する知識の習得と意識の向上を図ります。

6. 遵守状況の点検

マネー・ローンダリング等防止にかかる法令や諸規程の遵守状況の点検を定期的の実施し、その結果を踏まえて継続的に管理態勢の改善に努めます。

リスク管理態勢

当行では、リスク管理を経営の安全性・健全性を維持するための最重要課題として位置付け、リスク管理態勢の強化・充実に取り組んでおります。



■ 統合的リスク管理

銀行業務には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクといったさまざまなリスクが存在しております。

当行は、業務やリスクの特性に応じて、リスクごとの管理を適切に行うとともに、リスクを総体的に捉えて経営体力（自己資本）と比較・対照するなど、統合的なリスク管理に取り組んでおります。

【リスク資本配賦】

当行では、統合的リスク管理の枠組みの一つとして、より効率的な資本の使用を通じた健全性の確保、収益性・効率性の向上を実現するため、リスク資本配賦制度を導入しております。

具体的には、自己資本から自己資本比率4%を維持する水準の自己資本を控除した金額の範囲（リスク許容限度）内でリスクの種類別にリスク資本の配賦を行い、VaR（バリュー・アット・リスク）などにより計測したリスク量（潜在的な最大損失）を配賦リスク資本の範囲内にコントロールすることにより、経営体力を超えてリスクを取り過ぎないよう管理しております。

〔信用リスク管理〕

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスクの評価にあたっては、お取引先の財務状況のみならず、成長性や償還能力などを総合的に判定する「信用格付」を実施するとともに、審査部門が「信用リスク管理方針」等の内部規定に従い、厳格な審査を実施しております。

また、信用リスクの管理にあたっては、「信用リスク情報統合サービス（CRITS）」を活用して信用格付区分毎のリスク量を把握するとともに、特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めております。

さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングし、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しております。

〔市場リスク管理〕

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行では、定期的開催する「ALM委員会」において、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等についてリスクの計量・分析結果の報告を受け、リスク管理の適切性等について協議を行っております。

また、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスク量をコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理の高度化に努めております。

〔流動性リスク管理〕

流動性リスクとは、資金の運用と調達 mismatches や予期しない資金の流出等により必要な資金確保が困難になる、または、通常よりも著しく高いコストでの資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、および市場の混乱等により通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、資金の運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めております。

また、「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」、「流動性危機時対応要領（総則）」、「流動性危機時の資金繰りマニュアル」を定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しております。

〔オペレーショナル・リスク管理〕

事務リスク管理

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、現金、重要印刷物、重要鍵および重要印章などの重要物の取扱いに係る事務の厳正化を図るとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした事務取扱要領や「事件・事故防止対策」を定めてチェック体制の強化を図っております。

また、事務の堅確化と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、内部監査および自店検査を実施しております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの故障、誤作動、不備、またはサイバー攻撃等によるコンピュータシステムの不正使用により損失を被るリスクをいいます。

当行では、基幹システム（勘定系・対外系）の運営・管理を外部へ委託しておりますが、遠隔地にバックアップセンターを確保するなど、委託先と共同でシステムの安全対策を実施するとともに、システムリスクの管理強化のため委託先に対し定期的にシステム監査を実施しております。

また、当行では、コンピュータシステムの各種機器やオンライン回線の二重化、外部からの不正アクセスを排除する対策を実施するとともに、万一の事故や大規模災害・重大インシデントの発生に備えてコンティンジェンシープランを策定し、全店一斉訓練を実施するなどして万全の態勢で臨んでおります。

法務リスク管理

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切なビジネス・マーケット慣行等から生じる法令・契約等違反、不適切な契約締結、その他法的原因により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「法令等遵守規程」、「法務リスク管理規程」等を定めるとともに、顧問弁護士等の外部専門家と連携したリーガルチェックを実施するなど、法務リスクの回避・軽減に努めております。

人的リスク管理

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）から生じる労務問題、差別的行為（セクシュアル・ハラスメント等）により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「人的リスク管理規程」、「就業規則」、「ハラスメント防止規程」等を定めて態勢を整備するとともに、役職員に対する研修・教育により、人的リスクの抑制に努めております。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害、犯罪または資産管理の瑕疵などにより、当行が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、さまざまな事故や災害に備え、「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」、「有形資産リスク管理規程」等を整備するとともに、定期的な点検・訓練や損害保険の見直し等の実施により、有形資産リスクの軽減に努めております。

風評リスク管理

風評リスクとは、当行の評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下し損失を被るリスクをいいます。

当行では、適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明性を確保するとともに、「風評リスク管理規程」を制定し、風評発生時の対応等について定め、風評リスクの極小化に努めております。

顧客保護等管理態勢

個人情報保護方針

当行では、「個人情報の保護に関する法律」およびその他個人情報の保護に関する関係法令等を遵守して個人情報管理態勢の整備を図り、お客さまの個人情報の適正な取得・利用・管理に努めております。

また、個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者として「個人データ管理責任者」を配置するとともに、各部室店に「個人データ管理者」を配置し、個人データの取扱いに関する管理・監督・報告・教育を実施する体制としております。

プライバシーポリシー

当行は、お客さまからの信頼を第一と考え、以下の考え方に沿って、お客さまの情報を適正に取得・利用・管理し、お客さまのご希望に沿って取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めております。

今後も、個人情報保護への取組みについて継続して見直しを行い、態勢の整備を図ってまいります。

1. 関係法令等の遵守

当行は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報保護に関する法律施行令」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報に関する関係法令等を遵守いたします。

2. 個人情報を収集する目的

当行は、お客さまとのお取引を安全確実に進め、より良い商品・サービスをご提供するために、お客さまから必要最小限の個人情報をお預かりしております。

これらの情報は、ご本人の確認、ローンのご利用に際しての審査、お勧めする金融商品の選定、新商品・サービスのご紹介などの目的のために利用されます。

3. 個人情報の管理

当行は、お客さまの情報を、安全管理措置を講じたうえで、正確、最新なものにするよう努めております。

また、お客さまの情報への不正なアクセス、破壊、改ざん、漏洩などが行われることを防止するため万全を尽くしております。

4. 個人情報の第三者への提供

当行では、お客さまが同意されている場合、法令により必要とされる場合、または公共の利益のために必要であると考えられる場合を除いてお客さまの情報を第三者に提供いたしません。

5. 個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求

お客さまからご自身に関する情報の開示のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限りお答えします。また、お客さまに関する情報の訂正が必要な場合は、状況をお伺いしたうえで、必要なお手続きをご案内させていただきます。

情報の開示、訂正、利用停止等のご請求、その他ご不明な点についてのご照会は、下記までご連絡ください。

株式会社 但馬銀行 総務部 電話 0796-24-2111（代表）（受付時間 平日9：00～17：00）

6. 個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談

当行は、個人情報の取扱いに関するお客さまからの苦情・ご相談に適切に対応いたします。苦情・ご相談は、下記までご連絡ください。

株式会社 但馬銀行 お客様相談センター 電話 0120-164-750（受付時間 平日9：00～17：00）

なお、当行は、個人情報保護法上の認定を受けた下記団体に加盟しております。下記団体では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

○全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.abpdpc.gr.jp>

【苦情・相談窓口】電話 03-5222-1700 またはお近くの銀行とりひき相談所

○日本証券業協会 個人情報相談室 <http://www.jsda.or.jp/>

【苦情・相談窓口】電話 03-6665-6784

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当行では、「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定め、特定個人情報等の適正な取扱いに努めております。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」といいます。）等に基づき、次のとおり、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、公表します。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当行は、お客さまの特定個人情報等を取り扱うに当たり、法および「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等、当行が策定し別途公表しているプライバシーポリシーおよび当行の諸規程を遵守します。

また、当行は、お客さまの特定個人情報等の取り扱い等について継続的な改善に努めます。

2. 個人番号の利用目的

- (1) 当行は、お客さまの個人番号を取得するに当たり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取り扱います。
個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。
- (2) 当行の個人番号の利用目的は、以下のとおりです。
- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ・金融商品取引に関する法定書類作成事務 | ・金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 |
| ・生命保険契約等に関する法定書類作成事務 | ・損害保険契約等に関する法定書類作成事務 |
| ・信託取引に関する法定書類作成事務 | ・非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 |
| ・国外送金等取引に関する法定書類作成事務 | ・その他税法に規定する法定書類作成事務 |

3. 安全管理措置

当行は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. ご意見・ご要望へのご対応

- (1) 当行の特定個人情報等の取り扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。
- (2) 当行の特定個人情報等の取り扱いに関するご意見・ご要望につきましては、お取引のある営業窓口または下記の「お問い合わせ窓口」までお申し出ください。

なお、お客さまの個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づく当行のプライバシーポリシーもご覧ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ 但馬銀行 総務部 0796-24-2111（代表）
受付時間／9：00～17：00（月～金曜日）※ただし、銀行休業日を除く

金融商品の勧誘方針

当行では、「金融サービスの提供に関する法律」に則り、「金融商品の勧誘方針」を定めております。

金融商品の勧誘方針

当行は、金融商品をお勧めする際には、法令・諸規則を遵守するとともに、次の事項を遵守して適正な勧誘を行い、お客さまの期待にお応えするよう努めます。

1. 適切な金融商品の勧誘

お客さまの投資目的、商品知識、お取引経験、財産の状況等に照らして、お客さまのご意向と実情に適合した適切な商品をお勧めいたします。

2. 重要事項の説明

商品の選択・購入はお客さまご自身の判断でお決めいただくため、商品内容やリスク内容などの重要事項について十分にご理解していただけるよう説明に努めます。

3. 誠実・公正な勧誘

誠実・公正な勧誘に努め、不確実な事項について断定的判断を提供したり、重要事項等について事実と異なる情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。

4. 適切な時間・場所による勧誘

お客さまにとって不都合な時間やご迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 商品知識の習得

適正な勧誘を行うため、社内チェック体制を整備するとともに、研修体制を充実して商品知識の習得に努めます。

■ お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当行では、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定め、お客さまの安定的な資産形成に向け、良質な金融商品・サービスの提供に努めております。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

株式会社但馬銀行は、お客さまの資産運用・資産形成に関する業務において、お客さまのニーズや利益に合うお客さま本位の金融商品・サービスを提供するため、次のとおり「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定め、これを実践してまいります。

1. 商品ラインナップの充実

お客さまのニーズやリスク許容度等に応じて、適切な商品をお選びいただけるよう、商品ラインナップを充実してまいります。

2. お客さまの立場に立った情報提供やコンサルティングの実践

- (1) お客さまの知識、経験、財産の状況、投資目的等をしっかりと伺いしううえで、お客さまにふさわしい商品・サービスの提案に努めてまいります。
- (2) お客さまに商品をご提案する際には、商品のリスク特性や手数料など、投資判断に必要な情報を十分ご理解いただけるまで、分かりやすく丁寧に説明するよう努めてまいります。
- (3) 商品をご購入いただいた後も、お客さまの投資判断に必要な情報の提供や、資産運用に関するアドバイスなど、コンサルティングを実践してまいります。

3. お客さま本位の態勢整備

- (1) お客さまのニーズ・利益に合う営業活動を適正に評価するために、業績評価体系を随時見直してまいります。
- (2) お客さま本位の業務運営の徹底と専門性の高い人材の育成に向けた研修体制の充実に取り組んでまいります。

■ 利益相反管理方針

当行では、「利益相反管理方針」を定め、当行との取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反の管理を適切に実施する体制としております。

利益相反管理方針

当行は、当行とお客さまの間、ならびに当行のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および顧客保護等管理方針に従い、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引

「利益相反」とは、当行とお客さまの間、ならびに、当行のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

利益相反は、金融取引において日常的に生じるものですが、当行では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、次の(1)および(2)に該当するものを管理いたします。

- (1) お客さまの不利益のもと、当行または当行の他のお客さまが利益を得ている状況が存在すること
- (2) (1)の状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の義務に反すること

2. 対象取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、次のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客さまと当行	お客さまと当行の他のお客さま
利害対立型	お客さまと当行の利害が対立する取引	当行のお客さま同士の利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当行が同一の対象に対して競合する取引	当行のお客さま同士が同一の対象に対して競合する取引
情報利用型	当行がお客さまとの関係を通じて取得したお客さまの情報を利用して、当行が利益を得る取引	当行がお客さまとの関係を通じて取得したお客さまの情報を利用して、当行の他のお客さまが利益を得る取引

3. 利益相反管理体制

利益相反管理を適切に行うため、営業部門から独立した管理部門の設置および管理責任者の配置を行い、対象取引の特定および利益相反の管理を一元的に行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育等を実施いたします。

4. 利益相反管理の方法

対象取引について、次に掲げる方法その他の方法を適切に選択し、または組み合わせることにより、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を行います。

- (1) 取引を行う部門を分離する方法
- (2) 取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引の一方を中止する方法
- (4) 利益相反のおそれがあることをお客さまに開示する方法

5. 利益相反管理の対象となるグループ会社

当行においては、利益相反管理の対象となるグループ会社はありません。

金融ADR制度への対応

銀行法上の指定銀行業務紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会と苦情対応手続および紛争解決手続に関し、契約を締結しています。

連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109または03-5252-3772

預金保険制度について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金等は、「決済用預金」（無利息、要求払、決済サービスを提供できること、という3条件を満たす預金）として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金等は、1金融機関につき預金者一人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されています。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金 ※1	当座預金、利息のつかない普通預金等 (決済用普通預金)	全額保護
一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）、金融債（保護預り専用商品に限ります）等 ※2	合算して元本1,000万円までとその利息等 ※3を保護 〔1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）〕
外貨預金、他人・架空名義預金、譲渡性預金、金融債（保護預り専用商品以外のもの）等		保護対象外 〔破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）〕

※1) 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金です。

※2) このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

※3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一部の条件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

業務のご案内

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金および外貨預金等を取扱っております。

当行では、皆さまの生活設計や多様化するニーズにお応えするため、目的、期間、金額などに応じてお選びいただける各種タイプの預金を取り揃えております。

今後とも、皆さまにご満足いただける商品の開発とサービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

《預金のご案内》

(令和6年6月30日現在)

種類	特 色	期 間	お預け入れ額
当座預金	商取引の決済などに小切手や手形をご利用いただくための預金です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	出し入れが自由で便利な預金です。キャッシュカードもご利用いただけます。ペイオフ発動時に、全額保護の対象となる金利の付かない決済用普通預金もご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	1冊の通帳に「貯める・使う・借りる」の3つの機能がセットされ、キャッシュカードもご利用になります。また、総合口座通帳と貯蓄預金通帳が一冊になった「たんぎんマイライフ通帳」もご利用いただけます。	——	——
普通預金	給与・年金のお受け取り、公共料金の自動支払いなど、暮らしのおサイフ代わりにご利用いただけます。ペイオフ発動時に、全額保護の対象となる金利の付かない決済用普通預金もご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	自動融資（定期預金の90%・最高500万円まで）がご利用いただけます。	1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年	1万円以上
貯蓄預金	普通預金のように出し入れ自由で、普通預金とのスウィングサービスを無料でご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上 ただし、基準残高10万円以上
通知預金	まとまった資金の短期の運用に有利です。お引き出しは、2日前までにご通知ください。	7日以上	5万円以上
納税準備預金	納税資金ご準備のための預金です。お利息は非課税です。	ご入金はいつでも、お引き出しは納税時	1円以上

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額	
定期預金	大口定期預金	市場実勢を反映した金利を適用する高額余裕資金の運用に最適の預金です。	1か月以上5年以内 1,000万円以上	
	スーパー定期	市場実勢を反映した金利を適用する預金です。なお、個人のお客さまで、お預け入れ期間が3年・4年・5年の場合は半年複利で運用され元金の一部引き出しも可能です。また、満54歳以上満65歳未満の方で、当行に年金のお受取を予約いただける場合は「たんぎんプレ年金定期500」、当行で年金自動受取りを利用されている場合は「たんぎん年金定期」が有利な金利でご利用いただけます。	1か月以上5年以内 100円以上 たんぎんプレ年金定期500は、期間1年で100円以上500万円以内	
		たんぎん年金定期は、期間1年で100円以上1,000万円以内		
	期日指定定期預金	1年複利で増える預金です。1年経過後は1か月以上前に自由に満期日を指定し、お引き出しいただけます。また元金の一部引き出しも可能です。	最長3年 (据置期間1年) 100円以上 300万円未満	
	変動金利定期預金	スーパー定期・大口定期預金の基準利率を指標として、適用利率が6か月ごとに見直しされる預金です。	1年・2年・3年 100円以上	
	積立定期預金	積立式の定期預金で、〈目標日自由型〉と〈目標日指定型〉の2種類があります。	ご自由。ただし、目標日指定型は1年以上20年以内 100円以上	
預金	財形預金	お勤めの方の財産づくりのための有利な預金です。お勤め先を通じて毎月の給料・ボーナスから天引きして積み立てます。	——	
	一般財形預金	教育・結婚・旅行など、お使いみちが自由な預金です。	積立期間3年以上	
	財形年金預金	積立完了後、年金形式でお受け取りいただける預金です。財形住宅預金と合わせて元金550万円まで非課税となり、また、退職後も非課税枠が活かせます。年金のお受け取りは、60歳以降となります。	積立期間5年以上 据置期間6か月以上5年以内 受取期間5年以上20年以内	
	財形住宅預金	マイホームの資金づくりを目的とした預金です。財形年金預金と合わせて元金550万円まで非課税です。	積立期間5年以上	
定期積金	お客さまのプランに合わせて、毎月一定額を積み立てていただく預金です。	6か月以上5年以内	毎月の掛金 1万円以上 千円単位	
外貨預金	定期預金	その外貨を発行している国の金利が反映され円預金に比べて高い金利水準ですが、為替動向により為替差益・為替差損が発生します。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。	1か月、3か月 6か月、1年	2,000米ドル以上 2,000ユーロ以上 2,000豪ドル以上
	普通預金	外貨定期預金の満期元利金の受皿口座、外国送金の受払口座として、便利にご利用いただけます。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。	出し入れ自由	1米ドル以上 1ユーロ以上 1豪ドル以上

貸出業務

商業手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越のほか政府系金融機関の代理貸付業務も行っております。当行では、皆さまの快適な暮らしの設計や企業の発展にお役に立つため、健全な資金需要に積極的に応えております。

《個人向けローンのご案内》

個人の皆さまへは、住宅ローン・固定金利住宅ローンフラット35はもとより、多目的ローン、カードローンなど、ご満足いただける各種ローンをご用意いたしております。

ご利用に際しましては、金利変動ルール等ローン約定を十分にご確認のうえ、無理のない計画的なご利用をお勧めします。お気軽に窓口でご相談ください。

(令和6年6月30日現在)

種 類	特 色 ・ お 使 い み ち	ご 融 資 額	ご 融 資 期 間
住 ま い づ く り に	た ん ぎ ん 住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、増改築、マンション、宅地の購入にご利用いただけます。 変動金利型と変動・固定金利選択型をご用意いたしております。	1億円以内 1年以上40年以内 (1か月単位)
	全 国 保 証 (株) 保 証 付 住 宅 ロ ー ン	保証人原則不要、住宅新築・購入資金およびそれらにかかる諸費用にご利用いただけます。 変動金利型と変動・固定金利選択型をご用意いたしております。	100万円以上 1億円以内 (1万円単位) 2年以上40年以内 (1か月単位)
	固 定 金 利 住 宅 ロ ー ン フ ラ ッ ト 3 5	保証人不要、必要資金の100%までご利用いただけます。 融資実行時の利率が、お借入期限まで適用されます。 住宅金融支援機構証券化支援事業を活用したローンです。	100万円以上 8,000万円以内 (1万円単位) 15年以上35年以内 (1年単位)
た ん ぎ ん 多 目 的 的 ロ ー ン コ ン シ ユ ー ナ ル	マイカープラン	マイカー購入資金、他社でお借入のマイカーローンの借替、修理・車検費用などにご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位) 6か月以上15年以内 (1か月単位)
	教 育 プ ラ ン (一 括 借 入 タ イ プ)	元金のご返済が最長4年9か月据置可能であり、お子さまの入学金、授業料および受験のための費用などにご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内 (1万円単位) 6か月以上17年以内 (1か月単位。据置期間を含みます)
	教 育 プ ラ ン (カ ー ド タ イ プ)	お子さまの在学にかかる費用にご利用いただけます。一度ご契約いただくと、在学中は都度のお申込が不要で、ATMからお借入いただけます。	50万円以上 500万円以内 (10万円単位) 4年9か月以内(学校、在籍状況等により6年9か月以内)
	リフォームプラン	ご自宅の増改築等リフォーム資金に無担保でご利用いただけます。	10万円以上 1,500万円以内 (1万円単位) 6か月以上20年以内 (1か月単位)
	フ リ ー プ ラ ン	信販系・消費者金融系ローンの一本化、家電製品の購入などお使いみちが自由なローンです。	10万円以上 800万円以内 (1万円単位) 6か月以上15年以内 (1か月単位)
し ら し に	抵 当 権 設 定 型 フ リ ー ロ ー ン	お手持ちの不動産を活用して、さまざまな資金ニーズに対応できるローンです。お使いみち自由で、まとまった資金のお借入が可能です。	200万円以上 5,000万円以内 (10万円単位) 2年以上35年以内 (1年単位)
	リ バ ー ス モ ー ゲ ー ジ ロ ー ン	お手持ちの不動産を活用して、さまざまな資金ニーズに対応できるローンです。ご契約の貸越極度の範囲内で、いつでもご自由にご利用できます。月々のご返済は利息分のみです。	300万円以上 5,000万円以内 (10万円単位) 終身(1年自動更新)
	但馬銀行カードローン	専用カードにより、ご契約の貸越極度の範囲内で、ATMよりいつでも自由にご利用いただけます。毎月のご返済額に応じてTポイントが貯まります。	10万円以上 1,000万円以内 (10万円単位) 1年 (更新できます)
年 金 受 給 者 向 け	セカンドライフ 応援カードローン	当行で年金をお受け取りいただいている方向けのカードローンです。専用カードにより、ご契約の貸越極度額の範囲内で、いつでも自由にご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内 (10万円単位) 1年 (更新できます)
	セカンドライフ 応援フリーローン	当行で年金をお受け取りいただいている方向けのフリーローンです。ご返済は、毎月返済のほか、年金受給月(偶数月)に合わせた隔月返済もご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内 (1万円単位) 6か月以上10年以内 (1か月単位)

《事業者向けローンのご案内》

地元中小・零細企業や個人事業主の皆さまへの円滑な事業性資金の供給を心がけ、ニーズに合った商品の開発に努めております。

(令和6年6月30日現在)

種類	特色・お使用みち	ご融資額	ご融資期間
たんぎん創業サポートローン	具体的な事業計画を有して6か月以内に新たに事業を始められる方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方を対象とした事業性資金です。	1,000万円以内	運転資金5年以内 設備資金15年以内
SDGs応援ローン	国や自治体を実施している施策を活用してSDGsに取り組んでいる方、事業内容や資金使途がSDGsの目標の主旨に沿っており、今後成長が期待できる分野に該当する方などを対象とした事業性資金です。	100万円以上で上限は個別に定めさせていただきます。	1年以上で上限は個別に定めさせていただきます。
たんぎん経営革新サポートローン	中小企業庁が推進している「経営革新計画」の承認を受けた中小企業の方を対象にご利用いただける事業性資金です。	個別に定めさせていただきます。	運転資金10年以内 設備資金15年以内
たんぎん機械担保ローン	機械を担保に借入できる長期の事業性資金です。(みずほリース(株)保証付)	500万円以上 1億円以下	5年以内
たんぎん中小企業支援ローン「飛躍(ひやく)」、「ひやくライト」	法人中小企業者、個人事業主の方を対象とした、スピード審査の長期運転・設備資金です。(兵庫県信用保証協会保証付)	「飛躍(ひやく)」 1億5,000万円以内 「ひやくライト」 5,000万円以内	10年以内
たんぎん小規模企業支援ローン「エール」	法人小規模企業者および個人事業者の方を対象とした、スピード審査の長期運転・設備資金です。(兵庫県信用保証協会保証付)	2,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
経営活性化資金	中小企業者、個人事業主の方を対象としたスピード審査の長期事業性資金(設備含む)です。(兵庫県信用保証協会保証付)	運転資金 3,000万円以内 設備資金 5,000万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
たんぎんビジネスローン「ベスト」	近畿税理士会員の関与先法人中小企業者、個人事業主の方を対象としたスピード審査の長期事業性資金(設備含む)です。	100万円以上 1,000万円以内	5年以内
たんぎんビジネスカードローン	ご契約極度額範囲内で、専用カードによりいつでもご自由にご利用いただける事業性資金です。(信用保証協会保証付)	100万円以上 2,000万円以内	2年間 (更新できます)
たんぎんフレッシュライン	ご契約極度額範囲内で、必要のつど何度でもご利用いただける事業性資金です。	100万円以上で上限は個別に定めさせていただきます。	1年間 (更新できます)
制度融資	兵庫県・豊岡市・神戸市その他市町の各種制度融資を取扱しております。	各種制度融資の定めによります。	
代理貸付	日本政策金融公庫などの委託に基づく融資を取扱しております。	各委託金融機関の定めによります。	

証券業務等

高度化、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、国債や投資信託をはじめとするさまざまな商品をご用意し、最適な資産形成のお手伝いをしております。

また、社債の受託業務を通じて、地元企業の資金調達ニーズの多様化にお応えしております。

《証券業務等のご案内》

種類	特色
公共債窓口販売	新規発行の公共債の募集・販売を行っております。公共債の種類につきましては次のとおりです。
個人向け国債	期間10年の6か月毎に利率が変わる変動利付債と、期間5年および3年の固定利付債があります。ご購入は個人の方に限られます。
公募地方債	地方公共団体が発行する債券で期間は5年・10年等のものがあります。
公共債ディーリング業務	発行済みの公共債の売買を取扱いしております。
投資信託窓口販売	リスク・リターンが異なった各種投資信託商品を取扱いしております。また、毎月一定の金額を自動的に購入する定時定額購入サービスもご利用いただけます。
金融商品仲介業務	野村証券株式会社の委託を受けて、「証券総合口座」の開設および「外国債券」等の取扱いを行っております。
社債受託業務	企業の資金調達ニーズにお応えするため、私募債等の受託業務を行っております。

■ダイレクトバンキング

当行では、インターネット等のダイレクトチャネルを利用したサービスの充実により、利便性の向上に努めております。

《ダイレクトバンキングサービスのご案内》

(令和6年6月30日現在)

種 類	特 色
インターネットバンキングサービス	パソコン・スマートフォンからインターネットを通じて振込・振替、残高や入金明細の照会、定期預金の新規・解約、投資信託、住宅ローンの一部繰上返済、住所変更（ワンタイムパスワード利用者限定）、公共料金自動引落のお申込みなどのお取引ができます。
インターネットバンキングライトサービス	インターネットを通じて普通預金、貯蓄預金、カードローン（一部ご利用いただけない商品があります。）の残高や入金明細の照会、住所変更および「インターネットバンキングサービス」申込のお取引ができます。（キャッシュカードもしくはローンカード発行済口座をお持ちの個人のお客さまに限りです。）
インターネットFBサービス	パソコンからインターネットを通じて取引照会、振込・振替、残高照会、総合振込、給与振込、口座振替、でんさいサービス、外為WEBサービスなどのお取引ができます。
でんさいサービス	インターネットで電子記録債権の発生、譲渡などの請求のお取引ができます。
外為WEBサービス	インターネットで外国送金、輸入信用状開設・変更のお取引ができます。
パソコンサービス	専用ソフトをインストールしたパソコンから取引照会、振込・振替、残高照会などのお取引ができます。
ファクシミリサービス	ファクシミリを通じて取引明細、残高を通知したり、ご照会ができます。
AnswerDATAPORT	閉域ネットワークを利用して、残高照会、総合振込、給与振込、口座振替などのお取引ができます。

■内国為替業務

「全国銀行データ通信システム」によるネットワークを利用して、資金のお支払い・お受取りを迅速に行うための各種為替サービスをご用意しております。

《内国為替業務のご案内》

(令和6年6月30日現在)

種 類	特 色
振 込	お子さまへの学資の仕送りやご商売の仕入代金等のご送金は、銀行振込が大変便利です。当行の本店・支店はもとより、全国の金融機関本店・支店に安全・確実・迅速に送金いたします。また、ATM・FB（ファームバンキングサービス）やインターネット・スマートフォンでのお振込をご利用いただけますと、振込手数料が窓口でのお振込みよりお安くなります。
代 金 取 立	手形・小切手等をお預かりし、期日に確実にお取立てのうえ、ご指定の預金口座に入金いたします。

■外国為替業務

国際化の進展に伴う地域の皆さまの貿易に関する資金決済、外貨両替、外貨預金、外貨貸付（インパクトローン）など、輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を取扱い、サービスの拡充に努めております。

《外国為替業務のご案内》

(令和6年6月30日現在)

種 類	特 色
両 替	当行にお口座をお持ちのお客さまに限り、米ドルとユーロの紙幣を取扱いしております。ただし、お取引店から本部への取次ぎ扱いとなります。
外 貨 預 金	旅行小切手（トラベラーズチェック） 当行にお口座をお持ちのお客さまに限り、一部銘柄の旅行小切手の買取、取立を取扱いしております。（取扱可能銘柄は、窓口にお尋ねください。）
外 貨 貸 付	電信送金（T/T） 電信により海外の銀行を通じて受取人へご送金いたします。
外 貨 預 金	被仕向送金（受取） 外国からの送金は、当行のお取引口座をご指定いただければお受取りになれます。
外 貨 預 金	普通預金 外国からの送金の受取口座、海外旅行で余った旅行小切手などの預け入れなど、とっても便利な外貨預金です。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。
外 貨 預 金	定期預金 高利回りの資金運用をご希望される方へのお勧め商品です。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。
イ ン パ ク ト ロ ー ン	インパクトローン 資金用途自由な外貨貸付です。米ドル建にて取扱いしております。
先 物 為 替 予 約	輸出入決済、外貨預金、インパクトローンなどの取引に対し、先物為替予約の取扱いをしております。お客さまのリスクヘッジに最適です。
貿 易	輸 出 関 係 輸出手形の買取・取立などを取扱いしております。
貿 易	輸 入 関 係 輸入信用状発行、輸入ユーザンス、輸入手形の決済などを取扱いしております。
貿 易	外 国 為 替 関 係 保 証 関税保証、荷物引取保証などを取扱いしております。

生命保険代理店業務

個人、法人のお客さまを対象とした生命保険の代理店業務を行っております。

生命保険商品	特 色
個人年金保険（定額）	将来受け取る年金額があらかじめ定められた個人年金保険です。保険料を一括で払い込む一時払の商品と月払い等で払い込む平準払の商品があります。
個人年金保険（変額）	払込保険料を「特別勘定（ファンド）」で運用し、その運用実績に応じて将来受け取る年金額が増減する個人年金保険です。 （注）運用実績によっては、将来の年金額が払込保険料を下回ることもあります。
終身保険（一時払）	契約時に保険料を一括払いすることで死亡保障が一生継続し、遺されたご家族の経済的な安定を確保することができる商品です。
終身保険（平準払）	保険料を月払い等により払込むことにより、万が一の場合の保障を終身にわたり確保できる商品です。
変額保険（平準払）	払い込まれた保険料の運用実績に応じて、満期保険金や解約返戻金の金額が変動する商品です。
介護保険	所定の介護状態になった場合、給付金をお支払いする商品です。
就業不能保険	病気やケガで長期の入院や自宅療養が必要となり、就業できなくなった場合に所定の給付金が支払われる商品です。
収入保障保険	万が一の場合、遺されたご家族の毎月の生活費を保障する商品です。
定期保険	一定の保険期間内に亡くなった場合、死亡保険金が受け取れる商品です。
医療保険	病気やけがで入院したり、所定の手術を受けた場合などに、給付金を受け取れる商品です。
がん保険	医療保険のうち、がんのみを対象とした保険で、がんと診断された場合に、診断給付金や入院給付金等を受け取れる商品です。

損害保険代理店業務

住宅ローンを新規にお借入または既にお借入中の住宅（店舗併用住宅を含む。）を対象に住宅火災保険の代理店業務を行っております。

火災保険商品	特 色
住宅火災保険	長期にわたる保険期間中において、常に「再調達価額」（注）を基準に保険金をお支払いいたします。 地震保険、家財追加補償特約も同時にご契約いただけます。 （注）再調達価額とは、同等の建物を再築するのに必要な金額をいいます。

附帯業務

附帯業務として次の業務を取扱いしております。

1. 代理業務

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店業務 (2) 地方公共団体の公金取扱業務 (3) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (4) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 (5) 日本政策金融公庫等の代理貸付業務 (6) 生命保険代理店業務 (7) 損害保険代理店業務 | <ul style="list-style-type: none"> 2. 保護預り及び貸金庫業務 3. 有価証券の貸付 4. 債務の保証（支払承諾） 5. 公社債の引受 6. 国債等公共債及び投資信託の窓口販売 7. 金融商品仲介業務 8. クレジットカード業務 9. コマーシャル・ペーパー等の取扱い |
|--|--|

◆主な手数料一覧 (令和6年6月30日現在)

※各種料金には、10%の消費税が含まれております。

◆内国為替手数料

種類	料 金		
	3万円未満	3万円以上	
ATM	現金振込	当行同一店内宛 110円 330円 当行本支店宛 220円 440円 他 行 宛 440円 660円	
	キャッシュカード	振込	当行同一店内宛 無 料 無 料 当行本支店宛 110円 220円 他 行 宛 275円 440円
		他 行 宛	220円 440円 330円 550円
	窓口(金)	他 行 宛	電 信 文 書 605円 770円
		振込	当行同一店内宛 無 料 無 料 当行本支店宛 110円 330円 他 行 宛 440円 660円
	インターネットバンキング	振込	当行同一店内宛 無 料 無 料 当行本支店宛(注)2 110円 220円 他 行 宛 275円 440円
定額自動送金(注)3		当行同一店内宛 無 料 無 料 当行本支店宛 110円 330円 他 行 宛 385円 550円	
手数料	インターネットバンキング	振込	当行同一店内宛 無 料 無 料 当行本支店宛 110円 330円
		他 行 宛	電 信 文 書 440円 660円
	AnserDATAPORT	振込	当行同一店内宛 110円 220円 当行本支店宛 220円 440円
		他 行 宛	電 信 文 書 440円 660円
	磁気媒体	振込	当行同一店内宛 220円 440円 当行本支店宛 330円 550円
		他 行 宛	電 信 文 書 660円 880円
給与振込(注)4	他 行 宛	インターネットFB・AnserDATAPORT・磁気媒体 振込依頼書(登録方式) 55円 110円	
税金納付書	当行本支店宛	無 料 他 行 宛(注)5 1枚880円	
送金手数料	当行本支店宛	550円 他 行 宛 1,100円	
総合振込基本手数料	依頼書・磁気媒体	(受付1件あたり) 2,200円	
給与振込基本手数料	依頼書・磁気媒体	(受付1件あたり) 2,200円	
口座振替基本手数料	依頼書・磁気媒体(受付1件あたり)	2,200円	
口座振替手数料	依頼書(1件あたり)	220円	
口座振替替替手数料(注)6	磁気媒体・データ伝送(1件あたり)	110円	
代金取立手数料	基本料(1回あたり)	55,000円	
	取扱い(読替処理データ1件あたり)	110円	
その他手数料	電子交換	入金方式 440円 取立方式 880円	
	個別取立(注)7	1,100円	
その他手数料	送金・振込の組戻手数料	1件 1,100円	
	不渡手形・組戻手形返却手数料 取立手形店頭呈示手数料	1枚 1,100円	

◆小切手・手形用紙交付料および通帳等再発行手数料

種 類	料 金
当座小切手帳発行	1冊(50枚綴)につき 11,000円
約束手形・為替手形用紙交付	1冊(50枚綴)につき 11,000円
署名刊登料(新規・変更)	1件につき 5,500円
自己宛小切手発行	1枚につき 2,200円
通帳・証書・キャッシュカード	1件につき 1,100円
ローンカード・バンクカード再発行	1件につき 1,100円

◆各種サービス手数料

種 類	料 金	
ファクシミリサービス	基本料	1か月 1,100円
	利用料	通知1件につき11円
パソコンサービス	基本料	1か月 1,100円
	契約手数料	55,000円
AnserDATAPORT	月額利用料	33,000円
	従量料金	1件あたり11円
インターネットF B サービス	基本料	1か月 2,200円
	取引照会のみ利用 振込・振替	1か月 1,100円
外為WEBサービス でんさいサービス	基本料	1か月 1,100円
	基本料	無 料
インターネットバンキングサービス	基本料	無 料
	基本料	無 料
インターネットバンキングライトサービス	基本料	無 料
	ATM利用手数料	平日午前8時45分までの利用 平日午後6時以降の利用 土・日曜日、祝日の利用 1回につき 110円
ATM利用手数料	提携クレジットカード	平日午前8時45分までの利用 平日午後6時までの利用 平日午後6時以降の利用 土・日曜日、祝日の利用 1回につき 220円
	他行カード(注)8、9	平日午前8時45分までの利用 平日午後6時までの利用 平日午後6時以降の利用 土・日曜日、祝日の利用 1回につき 220円
夜間預金金庫	使用料	6か月につき 66,000円 (1か月につき 11,000円)
	入金票綴発行手数料	16,500円
貸金金庫	使用料	年間4,752円~31,680円
	週1回(1か月)	16,500円
集金手数料	週2回(1か月)	33,000円
	週3回(1か月)	49,500円
	週4回(1か月)	66,000円
	週5回(1か月)	82,500円
	以降週1回につき	16,500円を加算します。
取次票発行手数料(注)10	1冊(50枚綴り)あたり	5,500円
現金お届け手数料	お届け1回あたり	550円
	口座をお持ちでないお客様	880円
	口座をお持ちのお客様(注)15	440円
	11~500枚	880円
硬貨精査(注)11、16	501~1,000枚	1,760円
	以降、500枚ごとに880円を加算します。	
	1~500枚	880円(注)19
残高証明書発行	501~1,000枚	1,760円
	以降、500枚ごとに880円を加算します。	
残高証明書発行	当行制 継続発行	550円
	定用紙 個別発行	1通につき 1,100円
取引履歴検索手数料(注)20	当行制 監査法人向け	2,200円
	用紙以外	3,300円
未利用口座管理手数料	1件につき	1,100円
破産管財人口座開設手数料	1年毎	1,320円
相続財産清算口座開設手数料	口座開設1件あたり	13,200円
不在者財産管理人口座開設手数料		
投資信託	1ファンドにつき	3,300円
報告書等再発行手数料	1通につき	1,100円
非課税口座廃止通知書等再交付手数料	1通につき	1,100円

- (注) 1. 視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客さまにつきましては、窓口での振込手数料をATM利用時の手数料と同額に引き下ろしいたします。
2. インターネットバンキングサービスをご利用によるお振替(事前にご登録いただいているご本人名義口座間の資金移動)は無料になります。
3. 定額自動送金は別途口座引落し手数料が110円必要です。
4. 給与振込は所定の期日までに提出または送信いただいた場合の料金です。
5. 地方税統一QRコード付き納付書については無料となります。
6. 読替に伴うデータ変更作業実施の際に、1回のみのお支払いとなります。
7. 通帳など電子交換対象外や電子交換所に参加しない金融機関宛の取立が対象です。
8. ゆうちょキャッシュカードでの土曜日9:00~14:00のご利用は110円です。
9. イオン銀行キャッシュカードでの平日8:45~18:00のご利用は無料(それ以外の時間帯は110円)です。また、土・日・祝日のご利用は110円です。
10. 「集金手数料」をお支払いいただいているお客さまは除きます。
11. 同日に複数回あるいは複数口座に分けた処理をご依頼される時などにおいて、実質的に同一の処理と判断させていただいた場合、合計枚数での手数料となります。
12. 両替機での両替についても、両替手数料が必要となります。詳しくは、両替機設置店舗の窓口までお問い合わせください。
13. 両替金をお届けする場合は別途金お届け手数料が550円必要です。
14. 持込みまたは持帰りのいずれか多い枚数により計算します。(同一金種の新券への交換および金種指定による預金の払戻しを含みます。)
- ただし、汚損した現金の交換、記念硬貨への交換は無料とさせていただきます。
15. 同日のキャッシュカードまたは通帳のご提示をお断りいたします。
16. 硬貨算定後に入金を取りやめる場合や入金金額を変更する場合も算定した枚数に応じた手数料を申し受けます。
17. お預入れ、お振込み、納税などの際にお持込みされる硬貨を対象とします。ただし、募金、助け合い運動等にかかるものは除きます。
18. 500枚ごと: 500枚未満を含みます。
19. 100枚まで1日1回無料とさせていただきます。(2回目以降は、100枚を超えない場合も記載の手数を申し受けます。)
20. 検索可能期間は、ご依頼日の前日から10年以内となります。

資 料 編

〔会社情報〕

■ 沿 革	33
■ 組 織	34
■ 役 員	35
■ 株式等の状況	36
■ 店舗ネットワーク	37
店 舗	38
店舗外カードサービスコーナー	40
■ グループ会社	41

〔営業の概況〕

■ 業績等の概要	42
■ 主要な経営指標等の推移	43

〔連結情報〕

■ 連結財務諸表	44
----------------	----

〔単体情報〕

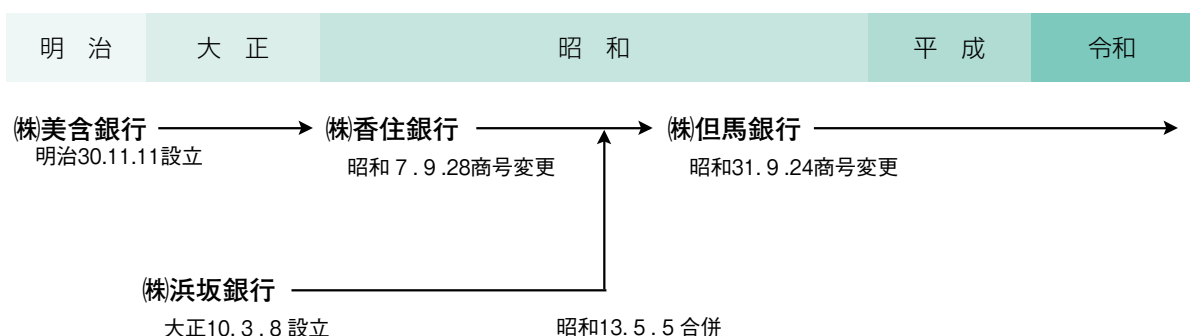
■ 財務諸表	54
■ 損益の状況	60
■ 経営諸比率	63
■ 預 金	64
■ 貸出金	66
■ 証券業務	70
■ 国際業務・その他業務	71
■ 時価等情報	72
■ デリバティブ取引	74
■ 電子決済手段	74
■ 暗号資産	74

〔自己資本比率規制第3の柱

（市場規律）の開示〕	75
〔報酬等に関する開示事項〕	86

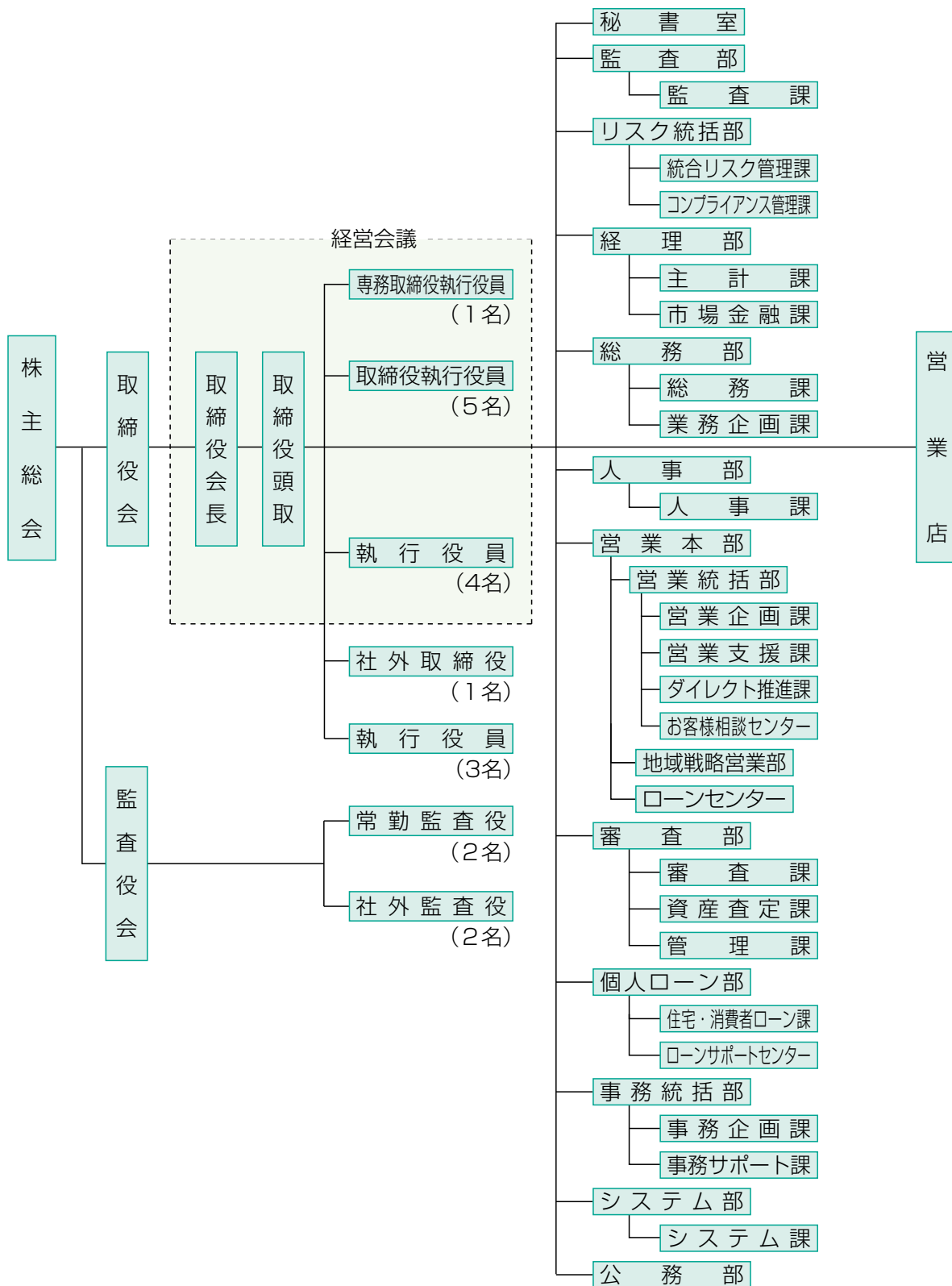
沿革

明治	30年	11月	株式会社美含銀行設立
昭和	7年	9月	株式会社香住銀行と商号変更
	13年	5月	株式会社浜坂銀行吸収合併
平成	31年	9月	株式会社神戸銀行から但馬地区12店舗の営業譲り受け 株式会社但馬銀行と商号変更
	37年	10月	姫路支店設置、以後播磨・京阪神地区に店舗網拡充
	47年	7月	事務センター設置
	51年	6月	総合オンラインシステム稼働
	52年	2月	社債等登録機関認可
	53年	1月	外貨両替業務取扱開始
	56年	4月	資本金を2,250百万円に増加
	57年	5月	金売買業務取扱開始
	58年	4月	国債窓口販売業務取扱開始
	58年	7月	本店社屋竣工 本店を香住町（現香美町）から豊岡市に移転
	58年	10月	資本金を3,337百万円に増加 外国為替業務取扱開始
	59年	6月	第2次オンラインシステム稼働
	61年	6月	公共債ディーリング業務取扱開始
	2年	2月	都市銀行とのCDオンライン業務提携取扱開始
	3年	1月	サンデーバンキング実施
4年	7月	担保附社債信託業務の営業免許取得	
6年	4月	日本証券業協会へ加盟	
7年	6月	信託代理店業務取扱開始	
8年	5月	事務センターを日高町（現豊岡市日高町）に移転	
9年	10月	資本金を4,481百万円に増加	
9年	11月	創業100周年	
10年	12月	投資信託の窓口販売業務取扱開始	
13年	4月	損害保険の窓口販売業務取扱開始	
14年	4月	資本金を5,481百万円に増加	
14年	5月	(株)N T Tデータ共同オンラインシステムへの参加	
14年	10月	生命保険の窓口販売業務取扱開始	
16年	7月	加古川ローンセンターを設置、以後ローンセンターを拡充	
19年	4月	執行役員制度導入	
24年	5月	(株)N T Tデータ新共同オンラインシステム稼働	
26年	3月	神戸法人営業部を設置	
27年	7月	金融商品仲介業務取扱開始	
令和	2年	11月	有料職業紹介業務の取扱開始



組 織

(令和6年6月30日現在)



連結子会社

但銀ビジネスサービス株式会社

但銀リース株式会社

役員

(令和6年6月30日現在)

取締役会長	倉橋	基	
取締役頭取	坪田	奈津樹	
専務取締役執行役員	倉橋	建	営業本部長
取締役執行役員	森脇	正司	経理部長
取締役執行役員	天良	勝	神戸支店長兼 上筒井支店長兼 兵庫支店長
取締役執行役員	伊藤	豊秀	人事部長
取締役執行役員	谷岡	浩	営業統括部長
取締役執行役員	谷村	英信	システム部長
社外取締役	久保井	聡明	
常勤監査役	井上	昌一	
常勤監査役	廣田	勝彦	
社外監査役	植田	栄助	
社外監査役	清水	和也	
執行役員	松嶋	寛	大阪支店長
執行役員	上垣	貴章	総務部長
執行役員	野崎	克彦	審査部長
執行役員	田原	巧	本店営業部長兼 昭和町支店長
執行役員	寺谷	光敏	リスク統括部長
執行役員	橋本	琢弥	個人ローン部長
執行役員	富田	一司	姫路支店長兼 姫路東支店長

株式等の状況

■ 資本金の推移

(令和6年3月31日現在)

区 分	昭和53年4月1日	昭和56年4月1日	昭和58年10月1日	平成9年10月1日	平成14年4月1日
資本金(百万円)	1,500	2,250	3,337	4,481	5,481

■ 株式所有者別内訳

(令和6年3月31日現在)

区 分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
株主数(人)	1	12	2	310	-	1	3,458	3,784	-
所有株式数(単元)	343	5,042	133	11,127	-	2	62,098	78,745	1,130,000
所有株式数の割合(%)	0.43	6.40	0.16	14.13	-	0.00	78.85	100.00	-

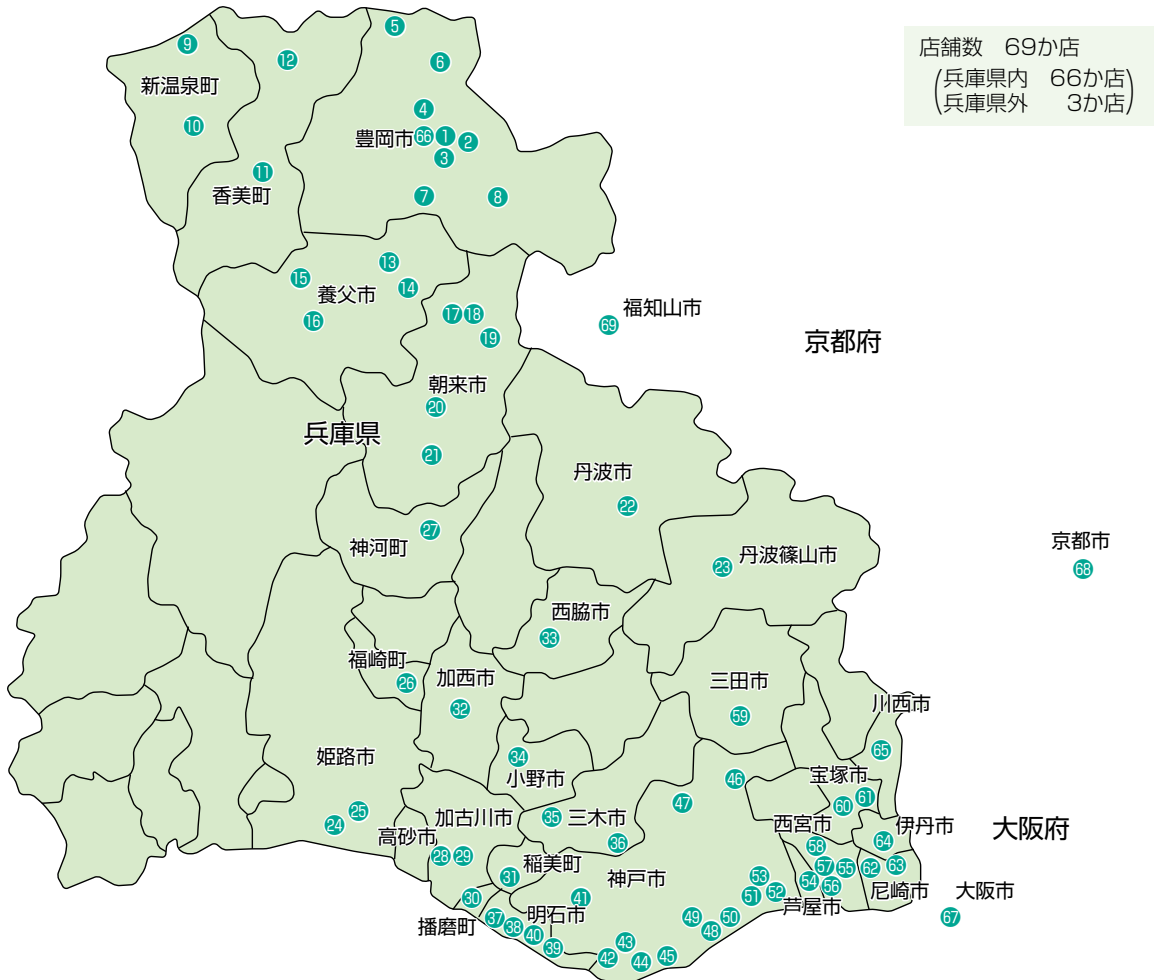
■ 大株主

(令和6年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都	3,054	3.82
植田 栄 助	兵庫県	2,708	3.39
倉 橋 基	//	1,876	2.34
但馬商事株式会社	//	1,450	1.81
但馬銀行職員持株会	//	1,200	1.50
松 田 均	//	819	1.02
株式会社ニコス	//	805	1.00
倉 橋 建	//	753	0.94
山 田 政 五 郎	//	744	0.93
森 兼 隆	奈良県	701	0.87
計		14,113	17.66

店舗ネットワーク

(令和6年6月30日現在)



店舗数 69か店
(兵庫県内 66か店)
(兵庫県外 3か店)

兵庫県

《豊岡市》

- ①本店営業部
- ②豊岡東支店
- ③昭和町支店
- ④問屋町支店
- ⑤竹野支店
- ⑥城崎支店
- ⑦日高支店
- ⑧出石支店

《美方郡》

- ⑨浜坂支店
- ⑩湯村支店
- ⑪村岡支店
- ⑫香住支店

《養父市》

- ⑬八鹿支店
- ⑭広谷支店
- ⑮関宮支店
- ⑯大屋支店

《朝来市》

- ⑰和田山支店

- ⑱和田山東支店
- ⑲山東支店
- ⑳新井支店
- ㉑生野支店

《丹波市》

- ㉒柏原支店
- ㉓篠山支店

《丹波篠山市》

- ㉔篠山支店

《姫路市》

- ㉕姫路支店
- ㉖姫路東支店

《神崎郡》

- ㉗福崎支店
- ㉘神崎支店

《加古川市》

- ㉙加古川支店
- ㉚高砂支店

《加古郡》

- ㉛播磨支店
- ㉜稲美支店

- ㉝加西支店

《西脇市》

- ㉞西脇支店

《小野市》

- ㉟小野支店

《三木市》

- ㊱三木支店

- ㊲緑が丘支店

《明石市》

- ㊳魚住支店
- ㊴大久保支店
- ㊵明石支店

- ㊶西明石支店

《神戸市》

- ㊷西神中央支店
- ㊸垂水支店
- ㊹桃山台支店
- ㊺月見山支店
- ㊻長田支店
- ㊼藤原台支店
- ㊽箕谷支店

- ㊾神戸支店

- ㊿兵庫支店

- ①上筒井支店

- ②六甲道支店

- ③甲南支店

- ④渦ヶ森支店

《芦屋市》

- ⑤芦屋北支店

《西宮市》

- ⑥西宮北口支店
- ⑦西宮支店
- ⑧苦楽園支店

- ⑨甲陽園支店

《三田市》

- ⑩三田支店

《宝塚市》

- ⑪宝塚支店
- ⑫中山寺支店

《尼崎市》

- ⑬武庫之荘支店
- ⑭塚口支店

《伊丹市》

- ⑮伊丹支店

《川西市》

- ⑯川西支店

《その他》

- ⑰マイネット支店

大阪府

《大阪市》

- ⑱大阪支店

京都府

《京都市》

- ⑲京都支店


《福知山市》


- ⑳福知山支店


店舗のご案内

兵庫県 (66か店)

《豊岡市》

 本店営業部 豊岡市千代田町1番5号
(0796)24-2121

 豊岡東支店 豊岡市中央町7番30号
(0796)22-4166

 昭和町支店 豊岡市昭和町5番1号
(0796)24-6655

 問屋町支店 豊岡市中陰281番地
(0796)23-4127

 竹野支店 豊岡市竹野町竹野421番地
(0796)47-1122


 城崎支店 豊岡市城崎町湯島268番地の1
(0796)32-2621


 日高支店 豊岡市日高町日置966番地
(0796)42-1001


 出石支店 豊岡市出石町田結庄28番地
(0796)52-3055

《美方郡》

 浜坂支店 美方郡新温泉町浜坂1236番地1
(0796)82-1032


 湯村支店 美方郡新温泉町湯1236番地
(0796)92-0026


 村岡支店 美方郡香美町村岡区村岡2417番地
(0796)94-0026


 香住支店 美方郡香美町香住区香住1595番地3
(0796)36-1221

《養父市》

 八鹿支店 養父市八鹿町八鹿1264番地の4
(079)662-2101


 広谷支店 養父市広谷89番地の1
(079)664-0016

 関宮支店 養父市関宮319番地1
(079)667-3468


 大屋支店 養父市大屋町大屋市場17番地の1
(079)669-0017

《朝来市》

 和田山支店 朝来市和田山町東谷213番地の57
(079)672-3201


 和田山東支店 上記、和田山支店内

 山東支店 朝来市山東町末歳674番地3
(079)676-3001


 新井支店 朝来市新井634番地
(079)677-0505

 生野支店 朝来市生野町口銀谷738番地
(079)679-3018


《丹波市》


 柏原支店 丹波市柏原町柏原1281番地5
(0795)73-1780

《丹波篠山市》

 篠山支店 丹波篠山市二階町29番地
(079)552-3933


《姫路市》

 姫路支店 姫路市安田4丁目145番地1
(079)222-2871


 姫路東支店 姫路市市川橋通2丁目26番地の2
(079)281-3221


《神崎郡》

 福崎支店 神崎郡福崎町西田原1406番地の1
(0790)23-0777


 神崎支店 神崎郡神河町福本83番地1
(0790)32-3345


《加古川市》

 加古川支店 加古川市加古川町寺家町402番地の1
(079)422-0391


 高砂支店 上記、加古川支店内

《加古郡》


 播磨支店 加古郡播磨町北本荘2丁目7番28号
(079)437-5125

 稲美支店 加古郡稲美町六分一1178番地103
(079)492-0045


《加西市》

 加西支店 加西市北条町横尾321番地4
(0790)42-1311


《西脇市》

 西脇支店 西脇市西脇1001番地の7
(0795)23-4851

《小野市》


 小野支店 小野市本町6番8
(0794)63-2161


《三木市》

 三木支店 三木市末広3丁目8番30号
(0794)83-4611

 緑が丘支店 三木市緑が丘町中1丁目11番地1
(0794)84-1775



《明石市》




 魚住支店 明石市魚住町錦が丘3丁目10番5
(078)947-1650

 大久保支店 明石市大久保町ゆりのき通1丁目2番地の3
(078)935-5815



 明石支店 明石市大明石町1丁目6番15号
(078)912-7700



 西明石支店 明石市松の内2丁目6番地の8
(078)924-6661



 外国為替取扱店
 住宅金融支援機構
 業務取扱店



ATM休日稼働状況
 土曜稼働店
 日曜稼働店
 祝日稼働店
 (稼働時間は店舗によって異なります。)



《神戸市》



  西神中央支店 神戸市西区糀台5丁目2番9号
 (078)991-0715



  垂水支店 神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目9番23号
 (078)705-1860



  桃山台支店 神戸市垂水区桃山台3丁目22番地の20
 (078)751-7411

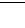

  月見山支店 神戸市須磨区北町3丁目2番4号
 (078)735-1234



  長田支店 神戸市長田区大橋町5丁目1番1号
 (078)621-4001

  藤原台支店 神戸市北区有野中町1丁目11番6号
 (078)982-4801



  箕谷支店 神戸市北区日の峰2丁目6番1号 コアキタマチショッピングセンター2階
 (078)581-1889



  神戸支店 神戸市中央区加納町4丁目3番17号
 (078)391-4881

  兵庫支店 上記、神戸支店内



  上筒井支店 神戸市中央区坂口通3丁目2番15号
 (078)222-5111

  六甲道支店 神戸市灘区深田町4丁目1番1号
 (078)856-7338

  甲南支店 神戸市東灘区本山中町1丁目11番7号
 (078)452-5151

  渦ヶ森支店 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目28番3号
 (078)841-4761



《芦屋市》



  芦屋北支店 芦屋市東山町4番12号
 (0797)22-6501

《西宮市》


  西宮北口支店 西宮市高松町11番13号
 (0798)64-1001

  西宮支店 西宮市池田町9番7号
 (0798)34-6761



  苦楽園支店 西宮市南越木岩町7番15号
 (0798)73-8100



  甲陽園支店 西宮市甲陽園本庄町6番38号
 (0798)72-7241

《三田市》


  三田支店 三田市相生町1番38号
 (079)563-7441



《宝塚市》

  宝塚支店 宝塚市伊子志1丁目7番1号
 (0797)73-8855



  中山寺支店 宝塚市中山寺1丁目15番1号
 (0797)85-2000

《尼崎市》



  武庫之荘支店 尼崎市武庫之荘1丁目18番1号
 (06)6437-9520

  塚口支店 尼崎市塚口町1丁目15番20号
 (06)6423-4411

《伊丹市》

  伊丹支店 伊丹市昆陽2丁目176番
 (072)777-6711

《川西市》


  川西支店 川西市小花1丁目12番15号
 (072)755-3821

《その他》

マイネット支店 豊岡市千代田町1番5号
 (0120)164-373


大阪府 (1か店)

《大阪市》



 大阪支店 大阪市中央区淡路町3丁目6番3号御堂筋MTRビル3階
 (06)6201-0051

京都府 (2か店)

《京都市》

 京都支店 京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地京都御幸ビル4階
 (075)223-1361

《福知山市》

  福知山支店 福知山市昭和新町202番地
 (0773)24-2266

■ コンサルティングプラザ・ローンセンターのご案内

- 豊岡コンサルティングプラザ 豊岡市昭和田5番1号 (0796)24-5435
- 豊岡ローンセンター
- 姫路コンサルティングプラザ 姫路市安田4丁目145番地1 (079)222-3125
- 姫路ローンセンター
- 加古川コンサルティングプラザ 加古川市加古川町寺家町402番地の1 (079)422-0399
- 加古川ローンセンター
- 西神中央コンサルティングプラザ 神戸市西区糀台5丁目2番9号 (078)991-1090
- 西神中央ローンセンター
- 神戸コンサルティングプラザ 神戸市中央区加納町4丁目3番17号 (078)334-7535
- 神戸ローンセンター
- 西宮コンサルティングプラザ 西宮市高松町11番13号 (0798)64-6221
- 西宮ローンセンター
- 尼崎コンサルティングプラザ 尼崎市塚口町1丁目15番20号 (06)6423-4423
- 尼崎ローンセンター
- 大阪コンサルティングプラザ 大阪市中央区淡路町3丁目6番3号御堂筋MTRビル3階 (06)6201-0140
- 大阪ローンセンター
- 豊中コンサルティングプラザ 豊中市本町2丁目2-8岡部ビル2階 (06)6857-3530
- 豊中ローンセンター
- 枚方コンサルティングプラザ 枚方市大垣内町2丁目8番22号ソニービル3階 (072)843-2105
- 枚方ローンセンター
- 東大阪コンサルティングプラザ 東大阪市長堂1丁目5番8号布施駅前セントラルビル6階 (06)6748-0608
- 東大阪ローンセンター
- ローンサポートセンター 西宮市高松町11番13号 (0798)61-6161

休日稼働状況

 ㊦ 土曜稼働店
 ㊧ 日曜稼働店
 ㊨ 祝日稼働店
 (稼働時間は店舗によって異なります。)

■店舗外カードサービスコーナーのご案内

兵庫県

《豊岡市》

- ㊦㊧㊨ アイティ出張所 豊岡市大手町4番5号
- ㊦㊧㊨ コーペティズ豊岡出張所 豊岡市加広町7番32号
- ㊦㊧㊨ 豊岡正法寺パーク出張所 豊岡市正法寺112番地
- ㊦㊧㊨ 豊岡市役所出張所 豊岡市中央町2番4号
- ㊦㊧㊨ 豊岡病院出張所 豊岡市戸牧1094番地
- ㊦㊧㊨ バザールタウン豊岡メガ・ストック館出張所 豊岡市船町318番地
- ㊦㊧㊨ バザールタウン豊岡メガ・フレッシュ館出張所 豊岡市宮島261番地1
- ㊦㊧㊨ アルコム出張所 豊岡市野田173番地
- ㊦㊧㊨ 三坂町出張所 豊岡市三坂町4番地50
- ㊦㊧㊨ 九日市出張所 豊岡市九日市中町132番地
- ㊦㊧㊨ 江本出張所 豊岡市今森475番地の1(フレッシュバザール豊岡江本)
- 神美台出張所 豊岡市神美台34番地(豊岡中核工業団地)
- ㊦㊧㊨ 豊岡市役所竹野総合支所出張所 豊岡市竹野町竹野1574番地1
- ㊦㊧㊨ 港出張所 豊岡市瀬戸98番7
- ㊦㊧㊨ 豊岡市役所日高総合支所出張所 豊岡市日高町祢布945番地
- ㊦㊧㊨ 日高パーク出張所 豊岡市日高町祢布988番地(フレッシュバザール日高パーク店)
- ㊦㊧㊨ マックスバリュ日高店出張所 豊岡市日高町土居367番地
- ㊦㊧㊨ ヒラキ日高店出張所 豊岡市日高町浅倉5番地1
- ㊦㊧㊨ 十戸出張所 豊岡市日高町十戸35番地5
- ㊦㊧㊨ 神鍋高原出張所 豊岡市日高町栗栖野59-13
- 福祉ゾーン出張所 豊岡市出石町福住1300番地
- ㊦㊧㊨ フレッシュバザール出石店出張所 豊岡市出石町町分391番地の12
- ㊦㊧㊨ ミニフレッシュ但東店出張所 豊岡市但東町南尾113-1

《美方郡》

- 新温泉町役場出張所 美方郡新温泉町浜坂2673番地の1
- 浜坂病院出張所 美方郡新温泉町二日市184番地
- ㊦㊧㊨ フレッシュバザール浜坂店出張所 美方郡新温泉町三谷374番地1
- ㊦㊧㊨ 諸寄出張所 美方郡新温泉町諸寄608番地(諸寄せり市場前)
- ㊦㊧㊨ 井土出張所 美方郡新温泉町井土16番地1(ジャンボ西村)
- ㊦㊧㊨ 小代出張所 美方郡香美町小代区城山68番地(美方パレス駐車場内)
- ㊦ 香美町役場出張所 美方郡香美町香住区香住870番地1
- ㊦㊧㊨ 香住パーク出張所 美方郡香美町香住区香住899番地の1
- ㊦㊧㊨ 香住港出張所 美方郡香美町香住区若松604番地8
- 香住病院出張所 美方郡香美町香住区若松540番地
- ㊦㊧㊨ 柴山出張所 美方郡香美町香住区上計987番地の16
- ㊦㊧㊨ 佐津出張所 美方郡香美町香住区無南垣920番地5

《養父市》

- ㊦㊧㊨ 養父市役所出張所 養父市八鹿町八鹿1675番地
- ㊦㊧㊨ フレッシュバザール八鹿店出張所 養父市八鹿町八鹿1467番地1
- ㊦ 八鹿病院出張所 養父市八鹿町八鹿1878番地の1
- ㊦㊧㊨ やぶYタウン出張所 養父市上箇153番地1
- ㊦㊧㊨ 養父市養父地域局出張所 養父市広谷250番地の1

《朝来市》

- ㊦ 朝来市役所出張所 朝来市和田山町東谷213番地の1
- ㊦㊧㊨ 和田山東出張所 朝来市和田山町玉置649番1
- ㊦㊧㊨ 和田山北出張所 朝来市和田山町宮田966番地の1(ミニフレッシュ和田山宮田店)
- ㊦㊧㊨ エスタ和田山出張所 朝来市和田山町枚田岡774番地
- ㊦㊧㊨ 秋葉台出張所 朝来市和田山町秋葉台2番地18
- ㊦ 朝来医療センター出張所 朝来市和田山町法興寺392番地
- ㊦㊧㊨ 竹田出張所 朝来市和田山町竹田224番地
- ㊦㊧㊨ ミニフレッシュ山東出張所 朝来市山東町矢名瀬町916番地の1
- ㊦㊧㊨ 朝来ショッピングモール・アルパ出張所 朝来市新井128番地

《丹波市》

- ㊦㊧㊨ ゆめタウン出張所 丹波市氷上町本郷300番地

《丹波篠山市》

- ㊦㊧㊨ バザールタウン篠山NEWS館出張所 丹波篠山市杉265番地

《姫路市》

- ㊦㊧㊨ 姫路駅前出張所 姫路市西駅前町1番地(山陽姫路駅ビル1階)
- ㊦㊧㊨ 青山出張所 姫路市青山4丁目30-15

《高砂市》

- ㊦㊧㊨ 高砂出張所 高砂市緑丘2丁目1番40号(イオン高砂店1階)

《加古川市》

- ㊦㊧㊨ マックスバリュ北在家店出張所 加古川市加古川町北在家760番地1
- ㊦㊧㊨ イトヨーカドー加古川店出張所 加古川市別府町緑町2番地
- ㊦㊧㊨ 東加古川出張所 加古川市平岡町新在家124番地3

《西脇市》

- ㊦㊧㊨ バザールタウン西脇出張所 西脇市高田井町280番地

《三木市》

- ㊦㊧㊨ コープ三木緑が丘店出張所 三木市緑が丘町中1丁目7番地の1

《明石市》

- ㊦㊧㊨ イオン朝石ショッピングセンター出張所 明石市大久保町ゆりのき通1丁目3番地2
- ㊦㊧㊨ 大脳神経外科病院出張所 明石市大久保町江井島1661-1

《神戸市》

- ㊦ 神戸労災病院出張所 神戸市中央区龍池通4丁目1番23号
- ㊦㊧㊨ 兵庫出張所 神戸市兵庫区水木通3丁目1番5号
- ㊦㊧㊨ イオンモール神戸北出張所 神戸市北区上津台8丁目1番1号

《宝塚市》

- ㊦㊧㊨ 安倉出張所 宝塚市安倉南1丁目3番16号

京都府

《福知山市》

- ㊦㊧㊨ バザールタウン福知山出張所 福知山市字堀小字上高田2155-1

コンビニATM、イオン銀行およびステーションATM Patsat (パッとサッと) との利用提携

お客さまの利便性を一層向上させるため、全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートなどのコンビニエンスストア等に設置されている株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イーネットのATM、イオン・マックスバリュ等に設置されているイオン銀行ATMおよび阪急電鉄・阪神電車等の駅に設置されている「ステーションATM Patsat (パッとサッと)」と利用提携を行っております。

グループ会社

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、連結子会社2社、持分法非適用非連結子会社1社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

〔リース業〕

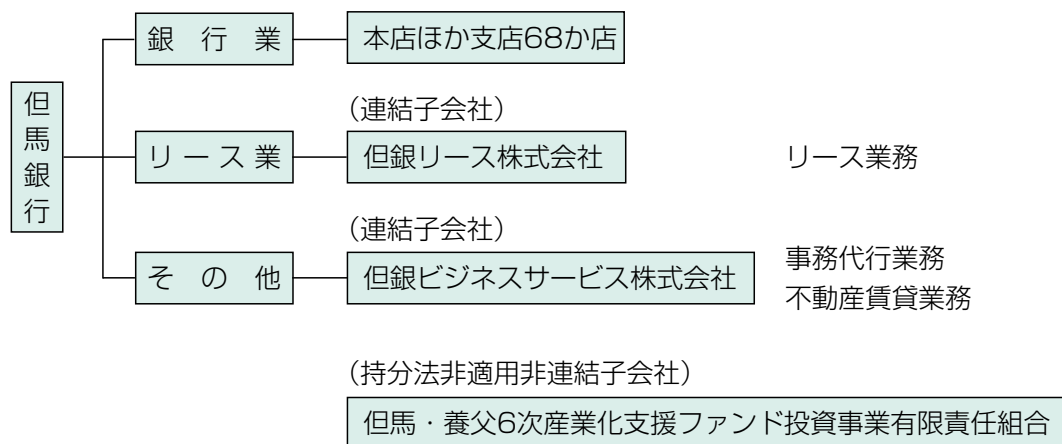
但銀リース株式会社においては、リース業務等を行っております。

〔その他〕

但銀ビジネスサービス株式会社においては、事務代行業務、不動産賃貸業務等を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

■ 事業系統図 （令和6年6月30日現在）



■ 連結子会社の概況

(令和6年3月31日現在)

会社名	所在地	主 なる 事業内容	設立年月日	資本金	当行グループが所有する株式等の議決権の所有割合		
					うち 当行分	うち当行グループ会社持分	
但銀ビジネスサービス株式会社	兵庫県豊岡市 千代田町1番5号	事務代行業務 不動産賃貸業務	平成6年11月10日	百万円 50	100.00 %	100.00 %	— %
但銀リース株式会社	兵庫県豊岡市 千代田町1番24号	リース業務	平成13年12月26日	百万円 50	50.00 %	50.00 %	— %

業績等の概要

■金融経済環境

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症により抑制されてきた需要の回復などに支えられ、緩やかに回復しました。輸出や生産は、海外経済の回復ペースが鈍化している影響なども受けつつも、横這いの動きとなりました。設備投資は、堅調な企業収益等を背景に緩やかな増加傾向がみられ、公共投資は底堅く推移しました。また、個人消費は、物価上昇の影響を受けながらも、底堅く推移しました。

金融面についてみますと、日本銀行は、令和6年3月の金融政策決定会合で2%の「物価安定の目標」が持続的・安定的に見通せる状況と判断し、これまでの「長短金利操作付き量的質的金融緩和」の枠組みおよびマイナス金利政策を見直し、短期金利の操作を主たる政策手段として、無担保コールレートを0~0.1%で推移するよう促すことを決定しました。

このような環境のもと、短期市場金利はプラスに転じ、期末に0.05%台まで上昇し、長期国債の流通利回りは、一時低下がみられたものの、その後上昇し、0.7%台となりました。日経平均株価は、企業業績の回復と企業改革の進展を背景に、史上最高値を更新するなど、上昇基調となり、4万円台で越期しました。また、為替相場は、日米の金融政策の違いから、円安基調で推移し、期末には151円台まで円安が進みました。

次に県内経済をみますと、輸出や生産は、一部に弱さがみられたものの、横ばい圏内の動きとなりました。設備投資は増加が続き、公共投資は高水準で推移しました。個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、底堅く推移しました。地場産業は、豊岡鞆や真珠は回復がみられ、城崎温泉など県内の観光地の入込客数は回復の兆しがみられました。

■業績

以上のような金融経済環境のなか、当行グループは役職員一致協力して地域に密着した営業活動と経営の効率化に努めました結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

預金は、安定した取引基盤の拡充と預金の増強に積極的に取り組みました結果、前連結会計年度末比49億86百万円増加して1兆1,589億48百万円となりました。また、投資信託の当連結会計年度販売額は123億12百万円、生命保険の当連結会計年度販売額は174億69百万円となりました。

貸出金は、地域の事業者向け貸出や住宅ローンは順調に増加しましたが、国・地方公共団体向け貸出金が減少しましたことから、前連結会計年度末比6億36百万円減少して9,560億70百万円となりました。

有価証券は、資産の流動性の確保と資金の安全性を重視し、国債・地方債を中心に将来の市場変動に配慮した運用に努めました結果、前連結会計年度末比172億70百万円増加して1,501億9百万円となりました。

損益の状況につきましては、経常費用が前連結会計年度比2億80百万円増加して151億81百万円となったものの、経常収益が前連結会計年度比4億4百万円増加して171億86百万円となったことから、経常利益は前連結会計年度比1億24百万円増加して20億4百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比34百万円増加して12億46百万円となりました。

主要な経営指標等の推移

■連結経営指標

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益	16,105	16,635	16,769	16,781	17,186
連結経常利益	1,287	1,515	1,884	1,880	2,004
親会社株主に帰属する 当期純利益	803	860	1,117	1,211	1,246
連結包括利益	△ 397	2,837	△ 134	678	3,277
連結純資産額	43,883	46,320	45,765	46,043	48,921
連結総資産額	1,195,285	1,313,859	1,380,154	1,356,709	1,338,257
連結自己資本比率 (国内基準)	8.05 %	8.15 %	8.16 %	7.96 %	7.92 %

(注) 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

■単体経営指標

(単位：百万円)

区 分	第205期 (令和2年3月期)	第206期 (令和3年3月期)	第207期 (令和4年3月期)	第208期 (令和5年3月期)	第209期 (令和6年3月期)
経常収益	13,693	14,048	14,081	14,124	14,501
経常利益	1,216	1,417	1,806	1,830	1,935
当期純利益	779	825	1,092	1,195	1,223
資本金 (発行済株式総数)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)
純資産額	43,016	45,368	44,749	44,980	47,797
総資産額	1,195,099	1,314,366	1,380,448	1,356,683	1,337,825
預金残高	1,033,774	1,127,030	1,141,137	1,154,430	1,159,439
貸出金残高	857,655	909,916	934,840	963,816	963,789
有価証券残高	139,600	137,943	135,643	132,914	150,184
配当性向	51.24 %	48.35 %	36.57 %	33.41 %	32.64 %
従業員数	628人	615人	580人	578人	574人
単体自己資本比率 (国内基準)	7.92 %	7.99 %	8.01 %	7.82 %	7.79 %

(注) 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

連結財務諸表

当行の会社法第444条に定める連結計算書類につきましては、会社法第396条第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。

また、当行の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査証明を受けております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)	科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	235,721	200,127	預 金	1,153,962	1,158,948
コールローン及び買入手形	928	517	借 用 金	147,401	123,650
買入金銭債権	1,064	1,057	外 国 為 替	26	38
有 価 証 券	132,839	150,109	そ の 他 負 債	5,823	2,277
貸 出 金	956,706	956,070	役 員 賞 与 引 当 金	5	5
外 国 為 替	1,756	830	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,752	1,646
リース債権及びリース投資資産	6,153	6,941	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	336	351
そ の 他 資 産	9,027	9,430	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	19	-
有 形 固 定 資 産	15,500	15,221	偶 発 損 失 引 当 金	41	78
建 物	4,732	4,728	繰 延 税 金 負 債	6	1,099
土 地	9,789	9,655	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	716	707
建 設 仮 勘 定	21	-	支 払 承 諾	574	532
その他の有形固定資産	956	837	負債の部合計	1,310,666	1,289,336
無 形 固 定 資 産	683	549	(純資産の部)		
ソフトウェア	647	543	資 本 金	5,481	5,481
その他の無形固定資産	36	5	資 本 剰 余 金	1,487	1,487
繰 延 税 金 資 産	63	8	利 益 剰 余 金	33,330	34,197
支 払 承 諾 見 返	574	532	株 主 資 本 合 計	40,299	41,167
貸 倒 引 当 金	△ 4,309	△ 3,139	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,215	6,208
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0	0
			土 地 再 評 価 差 額 金	1,115	1,095
			退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	23	38
			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	5,354	7,342
			非 支 配 株 主 持 分	389	411
			純資産の部合計	46,043	48,921
資産の部合計	1,356,709	1,338,257	負債及び純資産の部合計	1,356,709	1,338,257

■連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
経 常 収 益	16,781	17,186
資金運用収益	10,418	10,592
貸出金利息	9,383	9,504
有価証券利息配当金	750	813
コールローン利息及び買入手形利息	23	40
預け金利息	257	230
その他の受入利息	3	3
役務取引等収益	3,323	3,350
その他業務収益	2,856	2,872
その他経常収益	182	371
償却債権取立益	11	11
その他の経常収益	171	359
経 常 費 用	14,900	15,181
資金調達費用	196	173
預金利息	193	169
債券貸借取引支払利息	1	1
借入金利息	0	0
その他の支払利息	1	3
役務取引等費用	1,988	2,069
その他業務費用	2,757	2,989
営業経費	9,220	9,408
その他経常費用	736	540
貸倒引当金繰入額	647	379
その他の経常費用	88	160
経 常 利 益	1,880	2,004
特 別 損 失	44	128
固定資産処分損	7	20
減損損失	37	108
税金等調整前当期純利益	1,835	1,875
法人税、住民税及び事業税	667	339
法人税等調整額	△ 59	267
法人税等合計	607	606
当 期 純 利 益	1,228	1,269
非支配株主に帰属する当期純利益	16	22
親会社株主に帰属する当期純利益	1,211	1,246

■連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
当 期 純 利 益	1,228	1,269
そ の 他 の 包 括 利 益	△ 549	2,008
その他有価証券評価差額金	△ 564	1,993
繰延ヘッジ損益	0	0
退職給付に係る調整額	15	15
包 括 利 益	678	3,277
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	662	3,255
非支配株主に係る包括利益	16	22

■連結株主資本等変動計算書

令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,481	1,487	32,517	-	39,486
当期変動額					
剰余金の配当			△ 399		△ 399
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,211		1,211
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				0	0
土地再評価差額金 の取崩					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	812	-	812
当期末残高	5,481	1,487	33,330	-	40,299

区 分	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,780	0	1,115	7	5,904	374	45,765
当期変動額							
剰余金の配当							△ 399
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,211
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							0
土地再評価差額金 の取崩							-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 564	0	-	15	△ 549	15	△ 534
当期変動額合計	△ 564	0	-	15	△ 549	15	278
当期末残高	4,215	0	1,115	23	5,354	389	46,043

令和5年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,481	1,487	33,330	-	40,299
当期変動額					
剰余金の配当			△ 399		△ 399
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,246		1,246
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				0	0
土地再評価差額金 の取崩			20		20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	867	-	867
当期末残高	5,481	1,487	34,197	-	41,167

区 分	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,215	0	1,115	23	5,354	389	46,043
当期変動額							
剰余金の配当							△ 399
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,246
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							0
土地再評価差額金 の取崩							20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,993	0	△ 20	15	1,988	21	2,009
当期変動額合計	1,993	0	△ 20	15	1,988	21	2,877
当期末残高	6,208	0	1,095	38	7,342	411	48,921

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,835	1,875
減価償却費	773	804
減損損失	37	108
貸倒引当金の増減(△)	509	△ 1,170
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	-	0
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 53	△ 83
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	33	14
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 33	△ 19
偶発損失引当金の増減(△)	3	37
資金運用収益	△ 10,418	△ 10,592
資金調達費用	196	173
有価証券関係損益(△)	277	480
為替差損益(△は益)	△ 2	△ 2
固定資産処分損益(△は益)	7	20
貸出金の純増(△)減	△ 28,921	636
預金の純増減(△)	13,342	4,986
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 36,674	△ 23,751
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	323	△ 26
コールローン等の純増(△)減	△ 194	418
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 790	926
外国為替(負債)の純増減(△)	15	12
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△ 239	△ 788
資金運用による収入	10,544	10,633
資金調達による支出	△ 228	△ 167
その他	10	△ 3,655
小 計	△ 49,643	△ 19,128
法人税等の支払額	△ 697	△ 673
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 50,340	△ 19,801
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 32,642	△ 50,430
有価証券の売却による収入	12,834	15,431
有価証券の償還による収入	21,337	20,084
有形固定資産の取得による支出	△ 890	△ 397
有形固定資産の除却による支出	△ 71	△ 18
有形固定資産の売却による収入	30	0
無形固定資産の取得による支出	△ 130	△ 89
投資活動によるキャッシュ・フロー	467	△ 15,420
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 0
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△ 399	△ 399
非支配株主への配当金の支払額	△ 1	△ 1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 400	△ 400
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	2	2
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 50,270	△ 35,620
VI 現金及び現金同等物の期首残高	283,902	233,631
VII 現金及び現金同等物の期末残高	233,631	198,011

注記事項(令和5年度)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社
但銀ビジネスサービス株式会社
但銀リース株式会社
- (2) 非連結子会社
但馬・養父6次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
但馬・養父6次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
当社の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 5年~50年
その他 2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- (5) 貸倒引当金の計上基準
当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下「非保全額」という。)のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

破綻懸念先で非保全額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該回収可能額を控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これを将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,175百万円です。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- (6) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

- (9) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

- (10) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：発生年度に全額を損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- (12) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

- (13) 重要なヘッジ会計の方法
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

- (14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金
(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
貸倒引当金 3,139百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ① 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の4.「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

- ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

- ③ 各連結会計年度の連結財務諸表に与える影響
債権の評価には経営者が管理不能な不確実性が含まれております。このため、予測不能な前提条件の変化等により債権の評価が変動する可能性があり、この場合には、将来当行及び連結子会社が貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
出資金 0百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,123百万円
危険債権額	7,100百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	64百万円
合計額	11,289百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができな可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	1,438百万円
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
有価証券	66,821百万円
貸出金	91,885百万円
計	158,707百万円

担保資産に対応する債務
預金 878百万円
借入金 123,400百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	1,194百万円
その他資産	6,000百万円
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
保証金	562百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	214,002百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	213,685百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法に基づいて、実行価格補正等の合理的な調整を行って算出。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	2,173百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額	13,601百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額	308百万円
（当該連結会計年度の圧縮記帳額）	－百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額	2,610百万円

(連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。	3,249百万円
給与・手当	
2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。	45百万円
貸出金償却	
3. 譲渡・移転の決定に伴い除却を予定している資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、108百万円を減損損失として特別損失に計上しております。	

地域	主な用途	種類	減損損失
兵庫県内	営業店舗等 2か所	土地・建物・その他	108百万円

グルーピングの方法

当行では、営業店舗等を基礎として、キャッシュ・フローの相互補完性に基いた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、社宅等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、その額は譲渡予定価額により算定しております。ただし、移転の決定に伴い除却を予定している資産については回収可能価額を零としております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額	
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	2,394百万円
組替調整額	462百万円
税効果調整前	2,857百万円
税効果額	△864百万円
その他有価証券評価差額金	1,993百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	2百万円
組替調整額	△2百万円
税効果調整前	0百万円
税効果額	△0百万円
繰延ヘッジ損益	0百万円
退職給付に係る調整額	
当期発生額	18百万円
組替調整額	3百万円
税効果調整前	22百万円
税効果額	△6百万円
退職給付に係る調整額	15百万円
その他の包括利益合計	2,008百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項					
	(単位：千株)				
	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	摘要
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数	
発行済株式					
普通株式	79,875	-	-	79,875	
合計	79,875	-	-	79,875	
自己株式					
普通株式	-	0	0	-	(注)
合計	-	0	0	-	

(注) 自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによる増加、減少は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年6月29日 定時株主総会	普通株式	199	25	令和5年 3月31日	令和5年 6月30日
令和5年11月22日 取替株主総会	普通株式	199	25	令和5年 9月30日	令和5年 12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和6年6月27日 定時株主総会	普通株式	199	利益剰余金	25	令和6年 3月31日	令和6年 6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金預け金勘定	200,127百万円
定期預け金	△1,169百万円
その他の預け金	△947百万円
現金及び現金同等物	198,011百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当行グループは、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務など銀行業を中心に事業を行っており、預金により調達した資金を取引先の企業や個人等に対する貸出金及び国内債券を中心とした有価証券により運用しております。貸出金は、安全性・収益性・成長性・公共性の基本原則に則り、地元の中小企業等や地方公共団体の資金需要に対し適切に対応するとともに、個人ローンについては住宅ローンを中心に積極的に推進することとしております。有価証券は、長期・安定的な利息収入を得ることを最重点とし、キャピタルゲインを目的とした短期投資は抑制することとしております。また、デリバティブ取引は、安定的な収益を確保するためのリスクヘッジ取引として行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は主として貸出金及び有価証券であり、金融負債は主として預金、借入金であります。貸出金は、地元の中小企業等に対する事業性貸出金、個人に対する住宅ローン及び地方公共団体向け貸出金が大部分を占めておりますが、信用供与先の財務状況の悪化等による契約不履行によるもたらされる資産価値の減少ないしは消失を被る信用リスクが存在しております。有価証券は、主に国内債券及び国内株式により運用しておりますが、金利、株式価格、為替等のさまざまな市場の変動により保有する有価証券の価値が変動する価格変動リスク及びそれぞれの発行体の信用リスクが存在しております。

預金は、地元の個人顧客を中心として安定的な資金調達を行っておりますが、予期しない資金の流出等により必要な資金確保が困難となる流動性リスクが存在しております。借入金は、日本銀行からの借入金により調達しておりますが、資金供給量が圧縮される場合などは、安定的な調達ができなくなる可能性があります。

また、金融資産と金融負債の金利又は期間のミスマッチが存在するなかで、金利が変動することにより資産・負債の価値が変動あるいは収益が変動する金利リスクが存在しております。

デリバティブ取引は、主に外貨建資金債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っておりますが、取引相手先の債務不履行によるもたらされる信用リスクが存在しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等の内部規程に従い、個々の与信取引に係る信用リスクについては、与信限度額、貸出票議、信用格付、抵当物件管理、経営改善指導などと信用管理に関する体制を整備し、営業店のほか審査部により管理しております。また、貸出金全体の信用リスクについては、リスク統括部において、「信用リスク情報統合サービス (CRITS)」を用いてリスク量を計測するとともに、特定業種、特定大口先に対する信用集中リスクを算出し、それぞれ自己資本比率への影響度を把握することにより管理しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより管理しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、「市場リスク管理方針」、「市場リスク管理規程」等の内部規程に従い、金利リスク、価格変動リスクについてはリスク統括部においてバリュウ・アット・リスク (VaR) を用いてリスク量を把握するとともに、マチュリティ・ギャップ分析及シミュレーション分析により今後3年間の資金利益の変動額を算出し金利リスクの影響額を管理しております。為替リスクについては、経理部において総合外国為替ポジションを日々スクウェアとなるよう管理しております。

また、定期的開催する「ALM委員会」において、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等についてリスクの計量・分析結果の報告を受け、市場リスク管理の適切性等について協議しております。当行の市場リスク量として使用しているVaRの算出にあたっては、分散共分散法（保有期間：リスク特性により3か月から1年、信頼区間：99%、観測期間：リスク特性により1年から5年）を採用しております。

令和6年3月31日における市場リスク量（損失額の推計値）の合計は、4,276百万円です。なお、当行では内部管理上、政策投資株式のVaRについては、VaRから政策投資株式の評価損益を差し引いた額をリスク量として管理しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、「流動性リスク管理方針」、「流動性リスク管理規程」等の内部規程に従い、経理部において資金の運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性の確保や調達手段の多様化を図ることにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項については前記説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、買入金債権、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券	149,225	149,227	2
① 満期保有目的の債券	4,854	4,856	2
② その他有価証券	144,370	144,370	-
(2) 貸出金	956,070	-	-
買倒引当金(※)	△3,059	-	-
	953,010	951,258	△1,752
資 産 計	1,102,235	1,100,485	△1,749
(1) 預 金	1,158,948	1,158,990	41
(2) 借 入 金	123,650	123,650	-
負 債 計	1,282,598	1,282,640	41

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	45
組合出資金(※2)	839

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	10,951	23,045	39,229	33,342	13,309	15,628
満期保有目的の債券	1,940	1,330	945	120	10	500
うち地方債	1,190	220	195	120	10	—
社債	750	1,110	750	—	—	500
その他有価証券のうち満期があるもの	9,011	21,715	38,284	33,222	13,299	15,128
うち国債	2,000	7,000	25,000	9,000	4,000	2,000
地方債	6,185	13,374	12,458	24,022	9,199	11,328
社債	825	1,341	826	200	100	1,800
貸出金(※)	199,010	128,982	108,402	91,566	93,722	322,789
合 計	209,961	150,028	147,632	124,908	107,032	338,397

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない11,043百万円、期間の定めのないもの2,574百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預 金(※)	1,127,924	28,725	2,298	—	—	—
借 用 金	21,460	95,120	7,070	—	—	—
合 計	1,149,384	123,845	9,368	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券(その他有価証券)	63,976	80,394	—	144,370
うち国債	48,597	—	—	48,597
地方債	—	74,946	—	74,946
社債	—	5,062	—	5,062
株式	15,379	—	—	15,379
その他	—	385	—	385
資 産 計	63,976	80,394	—	144,370

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券(満期保有目的の債券)	—	2,264	2,591	4,856
うち地方債	—	1,761	—	1,761
社債	—	502	2,591	3,094
貸出金	—	—	951,258	951,258
資 産 計	—	2,264	953,850	956,114
預 金	—	1,158,990	—	1,158,990
借入金	—	123,650	—	123,650
負 債 計	—	1,282,640	—	1,282,640

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額の時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入りできない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットにはスワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に自己保証付私債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額の時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額の時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預 金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額の時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額の時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当行のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。また、確定拠出制度として企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

なお、連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区 分	金 額
退職給付債務の期首残高	1,752
勤務費用	136
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△221
退職給付債務の期末残高	1,646

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

区 分	金 額
非積立型制度の退職給付債務	1,646
連結貸借対照表に計上された負債の純額	1,646
退職給付に係る負債	1,646
連結貸借対照表に計上された負債の純額	1,646

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区 分	金 額
勤務費用	136
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用	137

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

区 分	金 額
数理計算上の差異	22
合 計	22

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

区 分	金 額
未認識数理計算上の差異	55
合 計	55

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として0.7%
-----	----------

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度33百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,014百万円
退職給付に係る負債	503百万円
減価償却費	61百万円
その他	339百万円
繰延税金資産小計	1,918百万円
評価性引当額	△291百万円
繰延税金資産合計	1,627百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,702百万円
その他	△15百万円
繰延税金負債合計	△2,717百万円
納税主体ごとに相殺し、連結貸借対照表に計上した純額	
繰延税金資産	8百万円
繰延税金負債	△1,099百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.18%
住民税均等割等	1.30%
評価性引当額	1.36%
過年度法人税等	△0.00%
その他	0.07%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	32.33%

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」に記載のとおりであります。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	607円32銭
1株当たり当期純利益	15円60銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額(百万円)	48,921
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	411
(うち非支配株主持分)	(411)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	48,509
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	79,875

(注) 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,246
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,246
普通株式の期中平均株式数	千株	79,874

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

■セグメント情報等

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。したがって、当行グループは銀行業務を基礎とした金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、一般的な取引と同様の条件で行っております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前連結会計年度(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
顧客との契約から生じる収益	3,323	-	3,323	-	3,323	-	3,323
その他の収益	10,653	2,765	13,418	38	13,457	-	13,457
外部顧客に対する経常収益	13,977	2,765	16,742	38	16,781	-	16,781
セグメント間の内部経常収益	146	236	443	37	460	△ 480	-
計	14,124	3,061	17,185	75	17,261	△ 480	16,781
セグメント利益	1,830	48	1,878	2	1,881	△ 1	1,880
セグメント資産	1,356,683	8,491	1,365,175	213	1,365,389	△ 8,679	1,356,709
セグメント負債	1,311,703	7,711	1,319,414	32	1,319,447	△ 8,781	1,310,666
その他の項目							
減価償却費	765	8	774	-	774	△ 0	773
資金運用収益	10,488	0	10,488	0	10,488	△ 70	10,418
資金調達費用	236	69	305	-	305	△ 108	196
特別損失	44	-	44	-	44	△ 0	44
(固定資産処分損)	7	-	7	-	7	△ 0	7
(減損損失)	37	-	37	-	37	△ 0	37
税金費用	583	15	606	0	607	△ 0	607
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,320	2	1,322	-	1,322	-	1,322

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差額調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額の差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、不動産賃貸業等であります。

3. 「顧客との契約から生じる収益」には、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益も含まれております。

4. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「特別損失」「税金費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。

5. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。

当連結会計年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
顧客との契約から生じる収益	3,350	-	3,350	-	3,350	-	3,350
その他の収益	10,981	2,815	13,797	38	13,835	-	13,835
外部顧客に対する経常収益	14,331	2,815	17,147	38	17,186	-	17,186
セグメント間の内部経常収益	169	307	477	36	514	△ 514	-
計	14,501	3,123	17,624	75	17,700	△ 514	17,186
セグメント利益	1,835	68	2,004	2	2,006	△ 1	2,004
セグメント資産	1,337,825	9,240	1,347,066	215	1,347,281	△ 9,023	1,338,257
セグメント負債	1,290,027	8,417	1,298,445	32	1,298,478	△ 9,141	1,289,336
その他の項目							
減価償却費	796	9	805	-	805	△ 0	804
資金運用収益	10,665	0	10,665	0	10,665	△ 73	10,592
資金調達費用	205	71	277	-	277	△ 103	173
特別損失	129	-	129	-	129	△ 0	128
(固定資産処分損)	21	-	21	-	21	△ 0	20
(減損損失)	108	-	108	-	108	△ 0	108
税金費用	583	22	605	0	606	△ 0	606
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	528	9	539	-	539	-	539

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差額調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額の差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、不動産賃貸業等であります。

3. 「顧客との契約から生じる収益」には、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益も含まれております。

4. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「特別損失」「税金費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。

5. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役員取引業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,394	752	3,323	2,765	545	16,781

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役員取引業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,516	821	3,350	2,815	682	17,186

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	37	-	37	-	37

当連結会計年度(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	108	-	108	-	108

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

財務諸表

当行の会社法第435条第2項に定める計算書類につきましては、会社法第396条第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。

また、当行の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査証明を受けております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第208期末 (令和5年3月31日)	第209期末 (令和6年3月31日)	科 目	第208期末 (令和5年3月31日)	第209期末 (令和6年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	235,721	200,127	預金	1,154,430	1,159,439
現金	20,356	20,038	当座預金	39,240	40,235
預け金	215,365	180,089	普通預金	609,036	634,666
コーロオン	928	517	貯蓄預金	9,591	8,889
買入金銭債権	1,064	1,057	通知預金	1,747	294
有価証券	132,914	150,184	定期預金	483,434	464,953
国債	39,955	48,597	定期積金	6,869	6,560
地方債	68,199	76,690	その他の預金	4,511	3,839
社債	12,061	8,172	借用金	147,391	123,400
株式	11,907	15,500	借入金	147,391	123,400
その他の証券	790	1,224	外国為替	26	38
貸出金	963,816	963,789	未払外国為替	26	38
割引手形	1,602	1,438	その他負債	6,380	2,701
手形貸付	15,907	15,142	未払法人税等	352	44
証書貸付	920,021	920,778	未払費用	274	287
当座貸越	26,285	26,430	未収収益	208	196
外国為替	1,756	830	給付補填備金	0	0
外国他店預け	1,665	805	金融派生商品	22	12
買入外国為替	49	-	リース債務	1,166	882
取立外国為替	41	25	資産除去債務	39	41
その他資産	7,980	8,198	その他の負債	4,315	1,236
前払費用	20	21	役員賞与引当金	5	5
未収収益	944	906	退職給付引当金	1,781	1,697
金融派生商品	33	11	役員退職慰労引当金	336	351
その他の資産	6,981	7,258	睡眠預金払戻損失引当金	19	-
有形固定資産	15,425	15,128	偶発損失引当金	41	78
建物	4,741	4,737	繰延税金負債	-	1,075
土地	9,614	9,480	再評価に係る繰延税金負債	716	707
リース資産	731	547	支払承諾	574	532
建設仮勘定	21	-	負債の部合計	1,311,703	1,290,027
その他の有形固定資産	316	363	純資産の部		
無形固定資産	702	559	資本金	5,481	5,481
ソフトウェア	393	353	資本剰余金	1,487	1,487
リース資産	271	200	資本準備金	1,487	1,487
その他の無形固定資産	36	5	その他資本剰余金	0	0
繰延税金資産	65	-	利益剰余金	32,679	33,524
支払承諾見返	574	532	利益準備金	3,993	3,993
貸倒引当金	△ 4,264	△ 3,100	その他利益剰余金	28,686	29,530
			別途積立金	27,437	28,237
			繰越利益剰余金	1,249	1,293
			株主資本合計	39,648	40,493
			その他有価証券評価差額金	4,215	6,208
			繰延ヘッジ損益	0	0
			土地再評価差額金	1,115	1,095
			評価・換算差額等合計	5,331	7,304
			純資産の部合計	44,980	47,797
資産の部合計	1,356,683	1,337,825	負債及び純資産の部合計	1,356,683	1,337,825

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第208期 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	第209期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
経常収益	14,124	14,501
資金運用収益	10,488	10,665
貸出金利息	9,452	9,576
有価証券利息配当金	751	814
コールローン利息	23	40
預け金利息	257	230
その他の受入利息	3	3
役務取引等収益	3,353	3,400
受入為替手数料	523	521
その他の役務収益	2,829	2,879
その他業務収益	52	33
外国為替売買益	50	33
商品有価証券売買益	2	-
その他経常収益	228	401
償却債権取立益	11	11
株式等売却益	-	7
その他の経常収益	217	382
経常費用	12,293	12,565
資金調達費用	236	205
預金利息	193	169
債券貸借取引支払利息	1	1
借入金利息	0	0
その他の支払利息	40	34
役務取引等費用	1,988	2,069
支払為替手数料	55	52
その他の役務費用	1,933	2,017
その他業務費用	244	463
国債等債券売却損	244	463
営業経費	9,108	9,285
その他経常費用	715	541
貸倒引当金繰入額	627	380
貸出金償却	25	45
株式等売却損	-	6
株式等償却	18	-
その他の経常費用	43	108
経常利益	1,830	1,935

科 目	第208期 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	第209期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
特別損失	44	129
固定資産処分損失	7	21
減損損失	37	108
税引前当期純利益	1,785	1,806
法人税、住民税及び事業税	652	316
法人税等調整額	△ 61	267
法人税等合計	590	583
当期純利益	1,195	1,223

株主資本等変動計算書

第208期（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	26,737	1,153	31,883
当期変動額								
剰余金の配当							△ 399	△ 399
別途積立金の積立						700	△ 700	-
当期純利益							1,195	1,195
自己株式の取得								
自己株式の処分								
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	700	95	795
当期末残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	27,437	1,249	32,679

区 分	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	38,853	4,780	0	1,115	5,896	44,749
当期変動額							
剰余金の配当		△ 399					△ 399
別途積立金の積立		-					-
当期純利益		1,195					1,195
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	0	0					0
土地再評価差額金の取崩		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 564	0	-	△ 564	△ 564
当期変動額合計	-	795	△ 564	0	-	△ 564	230
当期末残高	-	39,648	4,215	0	1,115	5,331	44,980

第209期（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
					別途積立金			
当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	27,437	1,249	32,679
当期変動額								
剰余金の配当							△ 399	△ 399
別途積立金の積立						800	△ 800	-
当期純利益							1,223	1,223
自己株式の取得								
自己株式の処分								
土地再評価差額金の取崩							20	20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	800	44	844
当期末残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	28,237	1,293	33,524

区 分	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	39,648	4,215	0	1,115	5,331	44,980
当期変動額							
剰余金の配当		△ 399					△ 399
別途積立金の積立		-					-
当期純利益		1,223					1,223
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	0	0					0
土地再評価差額金の取崩		20					20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,993	0	△ 20	1,972	1,972
当期変動額合計	-	844	1,993	0	△ 20	1,972	2,817
当期末残高	-	40,493	6,208	0	1,095	7,304	47,797

注記事項（第209期）

（重要な会計方針）

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～50年
その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で非保全額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該回収可能額を控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,175百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準により行っております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に全額を損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用に計上しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 3,100百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（重要な会計方針）」の6. 「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

債権の評価には経営者が管理不能な不確実性が含まれております。このため、予測不能な前提条件の変化等により債権の評価が変動する可能性があり、この場合には、将来当行が貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	75百万円
出資金	0百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,123百万円
危険債権額	7,100百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	64百万円
合計額	11,289百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

1,438百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	66,821百万円
貸出金	91,885百万円
計	158,707百万円

担保資産に対応する債務	
預金	878百万円
借入金	123,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	1,194百万円
その他の資産	6,000百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	561百万円
-----	--------

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	214,002百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	213,685百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の圧縮記帳額	308百万円
（当該事業年度の圧縮記帳額	－百万円）
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額	2,610百万円
8. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額	26百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,013百万円
退職給付引当金	519百万円
減価償却費	60百万円
その他	329百万円
繰延税金資産小計	1,922百万円
評価性引当額	△291百万円
繰延税金資産合計	1,630百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,702百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△2,705百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,075百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.23%
住民税均等割等	1.32%
評価性引当額	1.41%
過年度法人税等	△0.01%
その他	△0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.28%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

損益の状況

■粗利益等

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資 金 運 用 収 支	10,217	35	10,252	10,405	54	10,460
資金運用収益	10,451	37	10,488 ⁰	10,605	59	10,665 ⁰
資金調達費用	234	2	236 ⁰	200	5	205 ⁰
役 務 取 引 等 収 支	1,345	19	1,365	1,309	21	1,331
役務取引等収益	3,327	26	3,353	3,374	26	3,400
役務取引等費用	1,981	6	1,988	2,064	4	2,069
そ の 他 業 務 収 支	△ 242	50	△ 191	△ 463	33	△ 430
その他業務収益	2	50	52	-	33	33
その他業務費用	244	-	244	463	-	463
業 務 粗 利 益	11,320	105	11,426	11,251	109	11,360
業 務 粗 利 益 率 (%)	0.87	4.34	0.87	0.87	5.20	0.87

(注) 1. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

■業務純益

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
業 務 純 益	2,288	51	2,339	2,006	54	2,060
実 質 業 務 純 益	2,304	51	2,355	2,052	54	2,106
コア業務純益	2,549	51	2,600	2,516	54	2,570
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	2,549	51	2,600	2,516	54	2,570

(注) 1. 業務純益は、銀行の本業での業績を示す指標であり、上記の業務粗利益から、一般貸倒引当金繰入額及び経費（営業経費のうち臨時的な経費を除く）を控除したものです。

2. 実質業務純益は、一般貸倒引当金繰入額控除前の業務純益です。

3. コア業務純益は、実質業務純益から国債等債券の損益を控除したものです。

■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
資金運用勘定	平均残高	(885) 1,296,890	2,439	1,298,444	(766) 1,292,101	2,114	1,293,448
	利 息	(0) 10,451	37	10,488	(0) 10,605	59	10,665
	利回り(%)	0.80	1.55	0.80	0.82	2.83	0.82
資金調達勘定	平均残高	1,333,724	(885) 2,457	1,335,295	1,322,024	(766) 2,128	1,323,386
	利 息	234	(0) 2	236	200	(0) 5	205
	利回り(%)	0.01	0.09	0.01	0.01	0.24	0.01

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（国内業務部門令和5年3月期41,433百万円、令和6年3月期34,912百万円、国際業務部門令和5年3月期3百万円、令和6年3月期2百万円、合計令和5年3月期41,437百万円、令和6年3月期34,915百万円）を控除して表示しております。

2. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■ 受取利息・支払利息の分析

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
受取利息	残高による増減	903	3	906	△ 39	△ 9	△ 48
	利率による増減	△ 831	30	△ 800	193	31	224
	純 増 減	72	33	105	154	22	176
支払利息	残高による増減	5	0	5	△ 1	△ 0	△ 2
	利率による増減	△ 65	1	△ 63	△ 32	3	△ 28
	純 増 減	△ 59	1	△ 57	△ 33	2	△ 30

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分について、利率による増減に含めて記載しております。

■ 役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
役 務 取 引 等 収 益	3,327	26	3,353	3,374	26	3,400
うち 預金・貸出業務	913	-	913	913	-	913
うち 為 替 業 務	497	26	523	495	26	521
うち 証 券 関 連 業 務	490	-	490	545	-	545
うち 代 理 業 務	948	-	948	889	-	889
うち 保 護 預 り・貸 金 庫 業 務	38	-	38	38	-	38
うち 保 証 業 務	16	0	17	16	0	16
役 務 取 引 等 費 用	1,981	6	1,988	2,064	4	2,069
うち 為 替 業 務	48	6	54	47	4	52

■ その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
外 国 為 替 売 買 損 益		50	50		33	33
商 品 有 価 証 券 売 買 損 益	2	-	2	-	-	-
国 債 等 債 券 売 却 損 益	△ 244	-	△ 244	△ 463	-	△ 463
国 債 等 債 券 償 還 損 益	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	△ 242	50	△ 191	△ 463	33	△ 430

■ 営業経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和5年3月期	令和6年3月期
給 料 ・ 手 当	3,168	3,137
退 職 給 付 費 用	174	170
福 利 厚 生 費	22	24
有 形 固 定 資 産 償 却 費	542	565
無 形 固 定 資 産 償 却 費	216	223
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	989	987
営 繕 費	43	39
消 耗 品 費	152	166
給 水 光 熱 費	103	96
旅 費	12	16
通 信 費	363	372
広 告 宣 伝 費	65	63
租 税 公 課	602	535
そ の 他	2,649	2,885
合 計	9,108	9,285

経営諸比率

■利益率

(単位：％)

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
総資産経常利益率	0.13	0.14
資本経常利益率	4.42	4.63
総資産当期純利益率	0.08	0.08
資本当期純利益率	2.89	2.93

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$

2. 資本経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$

■利鞘

(単位：％)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用利回り	0.80	1.55	0.80	0.82	2.83	0.82
資金調達原価	0.69	2.31	0.69	0.71	2.84	0.71
総資金利鞘	0.11	△ 0.76	0.11	0.11	△ 0.01	0.11

■預貸率・預証率

(単位：％)

種 類		令和5年3月期			令和6年3月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
預 貸 率	期 末	83.60	-	83.48	83.20	-	83.12
	期 中 平 均	82.08	-	81.97	81.76	-	81.67
預 証 率	期 末	11.52	-	11.51	12.96	-	12.95
	期 中 平 均	12.02	-	12.01	11.79	-	11.77

■従業員1人当たり預金・貸出金 (単位：百万円)

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
預 金	1,955	1,954
貸 出 金	1,603	1,596

(注) 期中平均従業員数により算出しております。

■1店舗当たり預金・貸出金 (単位：百万円)

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
預 金	16,730	16,803
貸 出 金	13,968	13,967

(注) 店舗数には出張所を含んでおりません。

預 金

■預金科目別期末残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
流 動 性 預 金	659,615	-	659,615 (57.1)	684,085	-	684,085 (59.0)
うち有利息預金	522,613	-	522,613 (45.3)	545,309	-	545,309 (47.0)
定 期 性 預 金	490,303	-	490,303 (42.5)	471,514	-	471,514 (40.7)
うち固定金利定期預金	483,376		483,376 (41.9)	464,902		464,902 (40.1)
うち変動金利定期預金	58		58 (0.0)	50		50 (0.0)
そ の 他	2,871	1,639	4,511 (0.4)	2,776	1,063	3,839 (0.3)
合 計	1,152,790	1,639	1,154,430 (100.0)	1,158,375	1,063	1,159,439 (100.0)
譲 渡 性 預 金	-	-	- (-)	-	-	- (-)
総 合 計	1,152,790	1,639	1,154,430 (100.0)	1,158,375	1,063	1,159,439 (100.0)

- (注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■預金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
流 動 性 預 金	657,065	-	657,065 (56.2)	681,617	-	681,617 (58.0)
うち有利息預金	510,362	-	510,362 (43.6)	531,280	-	531,280 (45.2)
定 期 性 預 金	508,922	-	508,922 (43.5)	490,113	-	490,113 (41.7)
うち固定金利定期預金	502,838		502,838 (43.0)	482,909		482,909 (41.1)
うち変動金利定期預金	58		58 (0.0)	50		50 (0.0)
そ の 他	1,866	1,532	3,398 (0.3)	1,882	1,323	3,206 (0.3)
合 計	1,167,854	1,532	1,169,387 (100.0)	1,173,613	1,323	1,174,937 (100.0)
譲 渡 性 預 金	-	-	- (-)	-	-	- (-)
総 合 計	1,167,854	1,532	1,169,387 (100.0)	1,173,613	1,323	1,174,937 (100.0)

- (注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3.国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合 計
令和5年3月期							
定 期 預 金	77,478	147,279	225,055	16,479	14,085	3,055	483,434
うち固定金利定期預金	77,475	147,266	225,030	16,469	14,077	3,055	483,376
うち変動金利定期預金	2	13	25	9	7	-	58
令和6年3月期							
定 期 預 金	77,547	146,107	211,749	12,653	14,753	2,142	464,953
うち固定金利定期預金	77,544	146,105	211,743	12,645	14,721	2,142	464,902
うち変動金利定期預金	3	1	6	7	31	-	50

預金者別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年3月期		令和6年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人 預 金	835,018	72.3	839,919	72.4
法 人 預 金	264,128	22.9	268,710	23.2
そ の 他	55,283	4.8	50,809	4.4
合 計	1,154,430	100.0	1,159,439	100.0

(注)「その他」とは、公金預金・金融機関預金であります。

財形預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年3月期	令和6年3月期
財 形 預 金	5,027	4,766

貸 出 金

■貸出金科目別期末残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	15,907	-	15,907 (1.6)	15,142	-	15,142 (1.6)
証 書 貸 付	920,021	-	920,021 (95.5)	920,778	-	920,778 (95.5)
当 座 貸 越	26,285	-	26,285 (2.7)	26,430	-	26,430 (2.7)
割 引 手 形	1,602	-	1,602 (0.2)	1,438	-	1,438 (0.2)
合 計	963,816	-	963,816 (100.0)	963,789	-	963,789 (100.0)

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	14,132	-	14,132 (1.5)	14,335	-	14,335 (1.5)
証 書 貸 付	917,272	-	917,272 (95.7)	918,008	-	918,008 (95.7)
当 座 貸 越	25,876	-	25,876 (2.7)	25,907	-	25,907 (2.7)
割 引 手 形	1,382	-	1,382 (0.1)	1,379	-	1,379 (0.1)
合 計	958,663	-	958,663 (100.0)	959,631	-	959,631 (100.0)

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年3月期							
貸 出 金	196,936	135,880	112,264	90,892	413,932	13,909	963,816
うち 変 動 金 利		72,425	61,920	56,507	366,081	5,596	
うち 固 定 金 利		63,454	50,343	34,384	47,850	8,312	
令和6年3月期							
貸 出 金	201,400	130,474	110,093	91,684	416,518	13,617	963,789
うち 変 動 金 利		74,946	65,982	60,027	382,881	5,914	
うち 固 定 金 利		55,528	44,111	31,656	33,637	7,702	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業 種	令和5年3月期		令和6年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	40,598	4.2	40,058	4.2
農 業、林 業	1,024	0.1	1,083	0.1
漁 業	11	0.0	116	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	176	0.0	165	0.0
建 設 業	31,528	3.3	32,377	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	1,496	0.1	1,182	0.1
情 報 通 信 業	1,760	0.2	1,576	0.2
運 輸 業、郵 便 業	9,410	1.0	9,069	0.9
卸 売 業、小 売 業	49,911	5.2	49,623	5.1
金 融 業、保 険 業	7,474	0.8	10,626	1.1
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	57,600	6.0	58,350	6.1
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	11,361	1.2	11,374	1.2
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス 業	8,771	0.9	6,645	0.7
生 活 関 連 サービス 業、娯 楽 業	5,356	0.5	5,577	0.6
教 育、学 習 支 援 業	2,482	0.3	3,181	0.3
医 療、福 祉	46,523	4.8	47,072	4.9
サ ー ビ ス 業	9,701	1.0	9,586	1.0
地 方 公 共 団 体	116,956	12.1	104,560	10.8
そ の 他	561,678	58.3	571,569	59.3
合 計	963,816	100.0	963,789	100.0

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
有 価 証 券	168	243
債 権	6,166	6,179
商 品	-	-
不 動 産	167,316	173,584
そ の 他	-	-
計	173,651	180,007
保 証	608,785	599,261
信 用	181,378	184,521
合 計	963,816	963,789

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
有 価 証 券	-	-
債 権	24	27
商 品	-	-
不 動 産	483	441
そ の 他	-	-
計	508	468
保 証	65	63
信 用	-	-
合 計	574	532

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年3月期		令和6年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	601,460	62.4	617,787	64.1
運 転 資 金	362,356	37.6	346,002	35.9
合 計	963,816	100.0	963,789	100.0

■ 中小企業等向け貸出金

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年3月期	令和6年3月期
中小企業等向け貸出金残高	737,189	754,328
総貸出金に占める割合	76.4	78.2

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
消費者ローン	17,056	18,170
住宅ローン	452,278	466,685
合 計	469,334	484,856

■ 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分	令和5年3月期		令和6年3月期	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一般貸倒引当金	397	16	443	46
個別貸倒引当金	3,867	473	2,656	△1,210
合 計	4,264	489	3,100	△1,164

■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

区 分	令和5年3月期	令和6年3月期
貸出金償却額	25	45

■ 特定海外債権残高

該当ありません。

■ リスク管理債権額

リスク管理債権額は単体・連結ベースとも同額であります。

(単位：百万円)

区 分	令和5年3月末	令和6年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,313	4,123
危険債権	5,938	7,100
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	90	64
合 計	11,341	11,289
正 常 債 権	956,530	956,304

■ 金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

区 分	令和5年3月末	令和6年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,313	4,123
危険債権	5,938	7,100
要 管 理 債 権	90	64
小 計 (A)	11,341	11,289
正 常 債 権	956,530	956,304
合 計 (総与信) (B)	967,872	967,593
開 示 債 権 比 率 (A)/(B)×100	1.17 %	1.16 %
担保・優良保証(C)	6,858	8,058
貸 倒 引 当 金(D)	3,867	2,657
保 全 率 (C+D)/(A)×100	94.57 %	94.92 %

用語のご説明

リスク管理債権

銀行法及び同法施行規則に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の4区分に分類されます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。

用語のご説明

金融再生法開示債権

「金融機能再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の4区分に分類されます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。

証券業務

保有有価証券期末残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
国 債	39,955	-	39,955 (30.1)	48,597	-	48,597 (32.4)
地 方 債	68,199	-	68,199 (51.3)	76,690	-	76,690 (51.1)
社 債	12,061	-	12,061 (9.1)	8,172	-	8,172 (5.4)
株 式	11,907	-	11,907 (8.9)	15,500	-	15,500 (10.3)
そ の 他 の 証 券	790	-	790 (0.6)	1,224	-	1,224 (0.8)
合 計	132,914	-	132,914 (100.0)	150,184	-	150,184 (100.0)

保有有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年3月期			令和6年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
国 債	55,035	-	55,035 (39.2)	40,303	-	40,303 (29.1)
地 方 債	66,518	-	66,518 (47.4)	81,829	-	81,829 (59.2)
社 債	13,094	-	13,094 (9.3)	10,690	-	10,690 (7.7)
株 式	4,710	-	4,710 (3.3)	4,701	-	4,701 (3.4)
そ の 他 の 証 券	1,110	-	1,110 (0.8)	862	-	862 (0.6)
合 計	140,470	-	140,470 (100.0)	138,386	-	138,386 (100.0)

公共債引受額

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
国 債	-	-
地 方 債 ・ 政 府 保 証 債	100	62
合 計	100	62

公共債及び証券投資信託の窓口販売実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
国 債	166	311
地 方 債 ・ 政 府 保 証 債	-	62
合 計	166	373
証 券 投 資 信 託	9,396	12,312

商品有価証券の売買高および平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期		令和6年3月期	
	売 買 高	平均残高	売 買 高	平均残高
商 品 国 債	804	1	-	-
商 品 地 方 債	-	-	-	-
商 品 政 府 保 証 債	-	-	-	-
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
合 計	804	1	-	-

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年3月期								
国 債	2,006	6,064	6,008	7,983	15,752	2,140	-	39,955
地 方 債	13,650	11,554	11,382	9,031	9,377	13,202	-	68,199
社 債	4,044	3,118	1,935	298	197	2,467	-	12,061
株 式							11,907	11,907
その他の証券	-	-	-	-	-	-	790	790
うち外国債券	-	-	-	-	-	-	-	-
うち外国株式							-	-
令和6年3月期								
国 債	2,006	7,007	24,809	8,802	3,888	2,081	-	48,597
地 方 債	7,311	13,424	12,512	23,678	8,920	10,843	-	76,690
社 債	1,576	2,451	1,571	195	97	2,278	-	8,172
株 式							15,500	15,500
その他の証券	-	-	-	-	-	-	1,224	1,224
うち外国債券	-	-	-	-	-	-	-	-
うち外国株式							-	-

国際業務・その他業務

■外国為替取扱高

(単位：百万米ドル)

区 分		令和5年3月期	令和6年3月期
仕 向 為 替	売 渡 為 替	143	117
	買 入 為 替	12	12
被 仕 向 為 替	支 払 為 替	71	62
	取 立 為 替	4	2
合 計		231	195

■外貨建資産残高

(単位：百万米ドル)

区 分	令和5年3月期	令和6年3月期
国内店外貨建資産	13	7

■内国為替取扱高

(単位：千口、百万円)

区 分		令和5年3月期		令和6年3月期	
		口 数	金 額	口 数	金 額
送金為替	各地へ向けた分	2,467	1,395,274	2,474	1,408,961
	各地より受けた分	3,009	1,580,930	3,042	1,600,803
代金取立	各地へ向けた分	48	409,398	41	366,255
	各地より受けた分	47	422,093	38	383,181

時価等情報

■ 有価証券関係

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和5年3月期			令和6年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	3,682	3,722	40	1,744	1,761	17
	社債	650	656	6	900	903	3
	小計	4,332	4,378	46	2,644	2,665	21
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,610	2,592	△ 17	2,210	2,190	△ 19
	小計	2,610	2,592	△ 17	2,210	2,190	△ 19
合計		6,942	6,971	29	4,854	4,856	2

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-

4. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和5年3月期			令和6年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,447	4,172	7,274	15,305	4,479	10,826
	債券	34,409	34,260	148	18,901	18,859	42
	国債	12,057	11,994	62	12,939	12,909	30
	地方債	15,715	15,661	54	3,756	3,750	6
	社債	6,636	6,604	31	2,205	2,199	5
	その他	-	-	-	385	350	34
	小計	45,857	38,433	7,423	34,592	23,689	10,903
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	338	378	△ 39	74	77	△ 2
	債券	78,864	80,186	△ 1,321	109,703	111,693	△ 1,989
	国債	27,898	28,201	△ 302	35,657	35,966	△ 309
	地方債	48,801	49,776	△ 975	71,190	72,833	△ 1,643
	社債	2,165	2,208	△ 43	2,856	2,892	△ 36
	その他	341	350	△ 9	-	-	-
	小計	79,545	80,914	△ 1,369	109,778	111,770	△ 1,992
合計	125,402	119,348	6,053	144,370	135,459	8,910	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

種 類	令和5年3月期	令和6年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	45	45
組合出資金	448	839

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 別	令和5年3月期			令和6年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-	80	7	6
債券	12,834	-	244	15,350	-	463
国債	12,834	-	244	12,635	-	391
地方債	-	-	-	2,714	-	72
社債	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	12,834	-	244	15,431	7	470

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前事業年度における株式の減損処理額は、18百万円であります。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

■ 金銭の信託

該当ありません。

■ その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	令和5年3月期	令和6年3月期
評 価 差 額	6,053	8,910
その他有価証券	6,053	8,910
その他の金銭の信託	-	-
(△) 繰延税金負債	△ 1,837	△ 2,702
その他有価証券評価差額金	4,215	6,208

デリバティブ取引

令和5年3月期および令和6年3月期

■ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

■ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

電子決済手段

該当ありません。

暗号資産

該当ありません。

自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)の開示

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

■ 自己資本の構成に関する開示事項

1. 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和5年 3月期	令和6年 3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	40,099	40,967
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	33,330	34,197
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	23	38
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	23	38
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	407	457
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	407	457
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	82	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	38	-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 40,651	41,463
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	474	381
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	474	381
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 474	381
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 40,176	41,082
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	482,623	495,941
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	40	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	40	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,948	22,314
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 504,572	518,255
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.96	7.92

2. 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和5年 3月期	令和6年 3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	39,449	40,293
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	32,679	33,524
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	397	443
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	397	443
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	82	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	39,929	40,737
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	487	388
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	487	388
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	487	388
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	39,441	40,349
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	482,602	495,538
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	40	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	40	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,497	21,879
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	504,099	517,418
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.82	7.79

■定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- (2) 連結グループに属する連結子会社は、次の2社です。
 - ・但銀ビジネスサービス株式会社（事務代行業務、不動産賃貸業務等）
 - ・但銀リース株式会社（リース業務等）
- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社はありません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は定めておりません。

2. 自己資本調達手段の概要

令和5年3月期の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	(株)但馬銀行	但銀リース(株)
資本調達手段の種類	普通株式	普通株式(非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (連結自己資本比率)	40,099百万円	38百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (単体自己資本比率)	39,449百万円	－百万円

令和6年3月期の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	(株)但馬銀行	但銀リース(株)
資本調達手段の種類	普通株式	普通株式(非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (連結自己資本比率)	40,967百万円	－百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (単体自己資本比率)	40,293百万円	－百万円

(注) コア資本に係る基礎項目の額に算入された額については、連結自己資本比率には「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」及び「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」を、単体自己資本比率には「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」を記載しております。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、金利リスク、価格変動リスクなど、リスクカテゴリー毎にリスクを計量化し、リスク量の合計と自己資本の額を対比することにより、経営体力を超えてリスクを取り過ぎないように管理しております。

また、自己資本比率等を、自己資本の充実度に関する評価の基準としております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

① 信用リスクとは

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

② 信用リスク管理の基本方針

当行では、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」を制定し、融資の小口分散を図り、特定の企業集団や特定の業種に偏らないポートフォリオの構築を目指すとともに、審査部門が「融資の審査・管理規準」等の規程に基づき、厳正な審査を実施しております。

また、信用リスクを客観的かつ計量的に把握するため、信用リスクの計量化に取り組んでおり、計測した信用リスク量が配賦されたリスク資本内に収まるようモニタリングを行うとともに、定期的に取締役会等に報告しております。

③ 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている「償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者にかかる債権及びそれと同等の状況にある債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

全ての債権は、「自己査定基準」に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) **標準的手法が適用されるポートフォリオについて**

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、(株)格付投資情報センター (R&I)、(株)日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) の3社を採用しております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) **信用リスク削減手法とは**

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、次に掲げる担保、保証及び貸出金と預金との相殺が該当します。

・担保

当行が定める担保種類は、預金、公社債、株式、不動産、商業手形等があります。

・保証

当行が定める保証は、その保証者を、中央政府、地方公共団体、政府関係機関、金融機関、一般事業会社、個人等に類型化しております。

(2) **信用リスク削減手法全般に関する方針及び管理**

当行では、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。

信用リスク削減手法全般に関しては、「貸出事務取扱規程」に規定しており、標準的な担保・保証の種類、基本的な手続、担保の評価方法、定期的な担保実査ならびに評価洗替について定めております。

また、自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しており、有効に認められる適格金融資産担保については、自行預金担保等を適格金融資産担保とし、当行が定める「貸出事務取扱規程」及び「自己資本比率算定基準」に基づき評価及び管理を行っております。

また、相殺契約下にある貸出金と自行預金は相殺し、相殺後の金額をエクスポージャー額としております。

(3) **信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中**

信用リスク削減手法適用後の信用リスクの集中度合に関して、同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、ヘッジ目的として外国為替予約取引等の派生商品取引を行っております。

派生商品取引については、その取引相手先を限定するとともに、取引相手先ごとにカレント・エクスポージャー方式等により信用リスクを算出しております。

また、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) **リスク管理の方針及び手続の概要**

① **オペレーショナル・リスク管理体制**

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを管理しております。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定したうえで、各リスク所管部が専門的な立場からそれぞれのリスクについて把握・管理を行っております。

② **オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続**

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組を整備し、リスク顕現化の未然防止及び顕在化時における影響の極小化に努めております。

具体的には、各リスクを洗い出し、リスクの発生状況について継続的なモニタリングを行うとともに、経営陣に対して定期的な報告を行っております。また、リスクの発生原因を分析し、改善策等を策定することにより、各リスク所管部がリスクの極小化を目指して改善活動に取り組んでおります。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上記のオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施するほか、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」、「風評リスク管理規程」及び「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」等を定め、適切に管理しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、自己資本比率告示に定める「基礎的手法」を採用しております。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度なリスクテイクを回避して業務運営に取り組むとの市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

株式等の価格変動リスクについては、債券と一体で資産間の相関を考慮したうえで、VaR（バリュー・アット・リスク）により計測しております。また、半期毎に取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案してVaRによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら株式等への投資を行っております。

株式等の評価については、子会社・関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度なリスクテイクを回避して業務運営に取り組むとの市場リスクの管理方針に則り、ALMの一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しております。

金利リスクはすべての金利感応資産・負債を対象として管理し、重要性を踏まえてリスク量を算出しております。

なお、連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模から金利リスクに及ぼす影響は軽微であることから、連結の金利リスクは単体の金利リスクと等しいものとみなしています。

金利リスクを適切にコントロールするため、半期毎に取締役会において、銀行全体のリスク許容限度額内で市場リスクの一つとして金利リスクに対するリスク限度額を決定し、定期的にリスク量を算出・管理のうえ、その範囲内で効率的な業務運営を行っております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	・金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	・考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	・外貨については、重要性の観点より対象外としております。
スプレッドに関する前提	・割引率にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて算出しております。
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	・内部モデルは使用しておりません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	・金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	・自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。 ・内部管理として、総資産・総負債の5%程度を重要性の判断基準としております。

B. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

現在、当行では市場リスクについて、リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、VaR、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）、ギャップ分析、シミュレーション分析など業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しており、これらを当行の経営体力に見合うようコントロールするなど、リスク管理方法の高度化・厳格化に取り組んでおります。

■ 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額 (注)

(単位：百万円)

項 目	令和5年3月期		令和6年3月期	
	連結	単体	連結	単体
信用リスク・アセット	19,304	19,304	19,837	19,821
資産（オン・バランス）項目	19,271	19,271	19,807	19,791
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	2	2	2	2
我が国の政府関係機関向け	1	1	1	1
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	45	45	35	35
法人等向け	3,180	3,464	3,256	3,565
中小企業等向け及び個人向け	10,033	10,033	10,352	10,352
抵当権付住宅ローン	2,395	2,395	2,500	2,500
不動産取得等事業向け	1,980	1,980	2,010	2,010
三月以上延滞等	47	47	51	51
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	89	89	91	91
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	183	186	184	187
（うち出資等のエクスポージャー）	183	186	184	187
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-
上記以外	1,277	989	1,266	938
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	180	180	160	160
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	214	216	184	186
（うち上記以外のエクスポージャー）	882	592	921	591
証券化（オリジネーターの場合）	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リック・スルー方式）	31	31	54	54
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1	1	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
オフ・バランス取引等項目	30	30	28	28
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-
原契約期間が1年以下のコミットメント	-	-	-	-
短期の貿易関連偶発債務	0	0	0	0
特定の取引に係る偶発債務	0	0	0	0
（うち経過措置を適用する元本補填信託契約）	-	-	-	-
N I F又はR U F	-	-	-	-
原契約期間が1年超のコミットメント	-	-	-	-
内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	20	20	19	19
（うち借入金の保証）	20	20	19	19
（うち有価証券の保証）	-	-	-	-
（うち手形引受）	-	-	-	-
（うち経過措置を適用しない元本補填信託契約）	-	-	-	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-	-	-	-
控除額（△）	-	-	-	-
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-	-	-	-
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	8	8	7	7
派生商品取引	1	1	1	1
外為関連取引	0	0	0	0
金利関連取引	0	0	0	0
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	0	0	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-
C V Aリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	2	2	1	1
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	877	859	892	875
総所要自己資本額	20,182	20,163	20,730	20,696

(注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットに4%を乗じた額であります。

2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(連結)

(単位：百万円)

区 分		令和5年3月期				
		信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	国 内	1,349,993	958,904	121,490	171	2,817
	海 外	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,349,993	958,904	121,490	171	2,817
業 種 別	製 造 業	44,093	42,989	1,104	-	443
	農 業、林 業	1,219	1,169	50	-	3
	漁 業	350	350	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	223	223	-	-	-
	建 設 業	44,256	43,905	350	-	60
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,505	2,505	-	-	-
	情 報 通 信 業	2,502	2,502	-	-	10
	運 輸 業、郵 便 業	14,169	10,564	3,605	-	79
	卸 売 業、小 売 業	54,320	53,420	900	-	189
	金 融 業、保 険 業	26,918	16,660	5,417	148	-
	不動産業、物品賃貸業	52,974	52,924	50	-	92
	宿泊業、飲食サービス業	14,474	14,164	310	-	145
	学術研究、専門・技術サービス業	12,113	11,863	250	-	523
	生活関連サービス業、娯楽業	6,964	6,964	-	-	-
	教育、学習支援業	2,668	2,668	-	-	-
	医 療、福 祉	56,301	56,301	-	-	128
	サ ー ビ ス 業	17,190	17,140	50	-	45
	地 方 公 共 団 体	306,429	197,026	109,402	-	-
	そ の 他	690,315	425,557	-	23	1,094
	業 種 別 合 計		1,349,993	958,904	121,490	171
残 存 期 間 別	1 年 以 下	167,769	145,849	17,183	43	
	1 年 超 3 年 以 下	51,707	35,406	16,289	10	
	3 年 超 5 年 以 下	64,093	49,015	15,066	11	
	5 年 超 7 年 以 下	56,885	42,612	14,243	30	
	7 年 超 10 年 以 下	153,814	133,739	20,074	-	
	10 年 超	584,722	546,012	38,632	76	
期間の定めのないもの	271,001	6,266	-	-		
残 存 期 間 別 合 計		1,349,993	958,904	121,490	171	

(単位：百万円)

区 分		令和6年3月期				
		信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	国 内	1,325,895	958,212	135,492	128	2,222
	海 外	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,325,895	958,212	135,492	128	2,222
業 種 別	製 造 業	43,509	42,405	1,104	-	175
	農 業、林 業	1,275	1,225	50	-	3
	漁 業	455	455	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	210	210	-	-	-
	建 設 業	45,415	45,165	250	-	313
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,188	2,188	-	-	-
	情 報 通 信 業	2,434	2,434	-	-	-
	運 輸 業、郵 便 業	11,926	10,125	1,800	-	83
	卸 売 業、小 売 業	53,714	52,913	800	-	113
	金 融 業、保 険 業	26,566	19,595	3,998	128	-
	不動産業、物品賃貸業	53,026	52,976	50	-	196
	宿泊業、飲食サービス業	14,697	14,237	460	-	131
	学術研究、専門・技術サービス業	9,931	9,680	250	-	1
	生活関連サービス業、娯楽業	7,192	7,192	-	-	-
	教育、学習支援業	3,319	3,319	-	-	-
	医 療、福 祉	56,140	56,140	-	-	127
	サ ー ビ ス 業	17,447	17,397	50	-	10
	地 方 公 共 団 体	306,301	179,023	127,277	-	-
	そ の 他	670,142	441,525	-	0	1,065
	業 種 別 合 計		1,325,895	958,212	135,492	128
残 存 期 間 別	1 年 以 下	155,423	143,245	8,719	13	
	1 年 超 3 年 以 下	49,160	30,585	18,559	15	
	3 年 超 5 年 以 下	82,192	46,914	35,277	-	
	5 年 超 7 年 以 下	113,203	83,442	29,730	30	
	7 年 超 10 年 以 下	93,351	84,970	8,369	11	
	10 年 超	596,275	561,381	34,836	58	
期間の定めのないもの	236,289	7,672	-	-		
残 存 期 間 別 合 計		1,325,895	958,212	135,492	128	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(単体)

(単位：百万円)

区 分	令和5年3月期				
	信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
	貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
国 内	1,349,916	966,015	121,490	171	2,817
海 外	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	1,349,916	966,015	121,490	171	2,817
製 造 業	44,093	42,989	1,104	-	443
農 業、林 業	1,219	1,169	50	-	3
漁 業	350	350	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	223	223	-	-	-
建設業	44,256	43,905	350	-	60
電気・ガス・熱供給・水道業	2,505	2,505	-	-	-
情報通信業	2,502	2,502	-	-	10
運輸業、郵便業	14,169	10,564	3,605	-	79
卸売業、小売業	54,320	53,420	900	-	189
金融業、保険業	26,918	16,660	5,417	148	-
不動産業、物品賃貸業	60,085	60,034	50	-	92
宿泊業、飲食サービス業	14,474	14,164	310	-	145
学術研究、専門・技術サービス業	12,113	11,863	250	-	523
生活関連サービス業、娯楽業	6,964	6,964	-	-	-
教育、学習支援業	2,668	2,668	-	-	-
医療、福祉	56,301	56,301	-	-	128
サービス業	17,190	17,140	50	-	45
地方公共団体	306,429	197,026	109,402	-	-
その他	683,127	425,557	-	23	1,094
業 種 別 合 計	1,349,916	966,015	121,490	171	2,817
1 年 以 下	168,019	146,099	17,183	43	
1 年 超 3 年 以 下	53,770	37,469	16,289	10	
3 年 超 5 年 以 下	67,713	52,635	15,066	11	
5 年 超 7 年 以 下	57,849	43,575	14,243	30	
7 年 超 10 年 以 下	153,935	133,860	20,074	-	
10 年 超	584,816	546,106	38,632	76	
期間の定めのないもの	263,813	6,266	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	1,349,916	966,015	121,490	171	

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月期				
	信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
	貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
国 内	1,325,440	965,933	135,492	128	2,222
海 外	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	1,325,440	965,933	135,492	128	2,222
製 造 業	43,509	42,405	1,104	-	175
農 業、林 業	1,275	1,225	50	-	3
漁 業	455	455	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	210	210	-	-	-
建設業	45,415	45,165	250	-	313
電気・ガス・熱供給・水道業	2,188	2,188	-	-	-
情報通信業	2,434	2,434	-	-	-
運輸業、郵便業	11,926	10,125	1,800	-	83
卸売業、小売業	53,714	52,913	800	-	113
金融業、保険業	26,566	19,595	3,398	128	-
不動産業、物品賃貸業	60,746	60,696	50	-	196
宿泊業、飲食サービス業	14,697	14,237	460	-	131
学術研究、専門・技術サービス業	9,931	9,680	250	-	1
生活関連サービス業、娯楽業	7,192	7,192	-	-	-
教育、学習支援業	3,319	3,319	-	-	-
医療、福祉	56,140	56,140	-	-	127
サービス業	17,447	17,397	50	-	10
地方公共団体	306,301	179,023	127,277	-	-
その他	661,966	441,525	-	0	1,065
業 種 別 合 計	1,325,440	965,933	135,492	128	2,222
1 年 以 下	155,671	143,493	8,719	13	
1 年 超 3 年 以 下	50,879	32,304	18,559	15	
3 年 超 5 年 以 下	86,032	50,754	35,277	-	
5 年 超 7 年 以 下	115,029	85,269	29,730	30	
7 年 超 10 年 以 下	93,351	84,970	8,369	11	
10 年 超	596,361	561,467	34,836	58	
期間の定めのないもの	228,114	7,672	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	1,325,440	965,933	135,492	128	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ア. 期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年3月期						令和6年3月期					
	(連 結)			(単 体)			(連 結)			(単 体)		
	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高
一 般 貸 倒 引 当 金	385	21	407	381	16	397	407	50	457	397	46	443
個 別 貸 倒 引 当 金	3,414	488	3,902	3,393	473	3,867	3,902	△1,220	2,682	3,867	△1,210	2,656
合 計	3,800	509	4,309	3,774	489	4,264	4,309	△1,170	3,139	4,264	△1,164	3,100

イ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年3月期						令和6年3月期					
	(連 結)			(単 体)			(連 結)			(単 体)		
	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高
内 国	3,414	488	3,902	3,393	473	3,867	3,902	△1,220	2,682	3,867	△1,210	2,656
外 海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	3,414	488	3,902	3,393	473	3,867	3,902	△1,220	2,682	3,867	△1,210	2,656
製 造 業	692	76	769	692	76	769	769	△ 275	493	769	△ 275	493
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	391	4	396	391	4	396	396	△ 68	328	396	△ 68	328
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	10	10	-	10	10	10	△ 10	-	10	△ 10	-
運輸業、郵便業	428	△ 44	383	428	△ 44	383	383	△ 283	100	383	△ 283	100
卸売業、小売業	524	△ 18	506	524	△ 18	506	506	△ 187	318	506	△ 187	318
金融業、保険業	5	△ 0	5	5	△ 0	5	5	△ 0	5	5	△ 0	5
不動産業、物品賃貸業	136	32	169	136	32	169	169	10	180	169	10	180
宿泊業、飲食サービス業	194	32	226	194	32	226	226	△ 32	194	226	△ 32	194
学術研究、専門・技術サービス業	206	329	536	206	329	536	536	△ 533	3	536	△ 533	3
生活関連サービス業、娯楽業	20	17	38	20	17	38	38	103	142	38	103	142
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	27	27	-	27	27
医療、福祉	73	2	76	73	2	76	76	30	106	76	30	106
サービス業	98	△ 36	61	98	△ 36	61	61	△ 22	39	61	△ 22	39
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の	641	80	721	620	65	686	721	21	742	686	31	717
業 種 別 合 計	3,414	488	3,902	3,393	473	3,867	3,902	△1,220	2,682	3,867	△1,210	2,656

(3) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年3月期		令和6年3月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
製 造 業	-	-	4	4
農 業、林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	3	3	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	1	1
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	0	0
宿泊業、飲食サービス業	1	1	21	21
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-
サービス業	-	-	9	9
地方公共団体	-	-	-	-
その他の	20	20	8	8
合 計	25	25	45	45

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額(注1)

(単位: 百万円)

区 分(注2)	令和5年3月期				令和6年3月期			
	(連 結)		(単 体)		(連 結)		(単 体)	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	617,287	-	617,287	-	574,581	-	574,581
10%	6,992	23,181	6,992	23,181	6,430	23,576	6,430	23,576
20%	9,376	1,776	9,376	1,775	8,796	1,998	8,796	1,998
35%	-	170,757	-	170,757	-	178,329	-	178,329
50%	13,285	1,779	13,285	1,779	12,055	1,240	12,055	1,240
75%	100	330,334	100	330,334	100	340,797	100	340,797
100%	2,364	152,487	2,364	152,396	1,178	155,677	1,178	155,204
150%	-	507	-	507	-	654	-	654
250%	-	3,235	-	3,249	-	3,454	-	3,473
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	32,118	1,301,347	32,118	1,301,270	28,560	1,280,310	28,560	1,279,855

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーはリスク削減手法適用後のリスク・ウェイトにより区分しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (注)

(単位: 百万円)

区 分	令和5年3月期		令和6年3月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
適 格 金 融 資 産 担 保	9,137	9,137	9,819	9,819
現 金 及 び 自 行 預 金	8,991	8,991	9,647	9,647
適 格 債 券	-	-	-	-
適 格 株 式	146	146	171	171
適 格 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ	31,780	31,780	30,661	30,661
適 格 保 証	31,780	31,780	30,661	30,661

(注) 当行は、適格金融資産担保について包括的手法を採用しております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式

(2) グロス再構築コストの額 (注)

(単位: 百万円)

区 分	令和5年3月期		令和6年3月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
派 生 商 品 取 引	40	40	11	11
外 国 為 替 関 連 取 引	33	33	11	11
金 利 関 連 取 引	6	6	-	-
クレジット・デリバティブ取引	-	-	-	-

(注) 長期決済期間取引はありません。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前及び勘案後の与信相当額 (注1)

(単位: 百万円)

区 分	令和5年3月期				令和6年3月期			
	(連 結)		(単 体)		(連 結)		(単 体)	
	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後
派 生 商 品 取 引(注2)	171	171	171	171	128	128	128	128
外 国 為 替 関 連 取 引	40	40	40	40	13	13	13	13
金 利 関 連 取 引	122	122	122	122	114	114	114	114
クレジット・デリバティブ取引	8	8	8	8	-	-	-	-

(注) 1. 長期決済期間取引はありません。

2. 派生商品取引に対する担保はありません。

(4) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位: 百万円)

区 分	令和5年3月期		令和6年3月期		
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)	
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	86	86	-	-
	プロテクションの提供	-	-	-	-

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) (連結) 貸借対照表計上額(時価)、評価損益

(単位:百万円)

区 分	令和5年3月期				令和6年3月期			
	(連結)		(単体)		(連結)		(単体)	
	貸借対照表計上額	評価損益	貸借対照表計上額	評価損益	貸借対照表計上額	評価損益	貸借対照表計上額	評価損益
上場している出資等又は株式等	11,786	7,235	11,786	7,235	15,379	10,823	15,379	10,823
上記に該当しない出資等又は株式等	45	-	120	-	45	-	120	-
合 計	11,832	7,235	11,907	7,235	15,425	10,823	15,500	10,823

(2) 売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和5年3月期		令和6年3月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
売却による損益額	-	-	1	1
償却による損益額	△ 18	△ 18	-	-
合 計	△ 18	△ 18	1	1

(3) (連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

区 分	令和5年3月期		令和6年3月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
ルック・スルー方式(注1)	1,113	1,113	1,688	1,687
マンデート方式(注2)	-	-	-	-
蓋然性方式(250%) (注3)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(注4)	-	-	-	-
合 計	1,113	1,113	1,688	1,687

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、「保有エクスポージャーの裏付けとなる資産及び取引(以下「裏付けとなる資産等」という。))」を、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
2. 「マンデート方式」とは、(注) 1が適用できない場合に、裏付けとなる資産等の運用に関する基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定し、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式」とは、(注) 1及び2が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。
4. 「フォールバック方式」とは、上記の方式がすべて適用できない場合、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。

8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期
1	上方パラレルシフト	1,840	2,536	955	1,017
2	下方パラレルシフト	0	0	5,535	5,316
3	スティープ化	5,885	7,056		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,885	7,056	5,535	5,316
		ホ		ヘ	
		令和6年3月期		令和5年3月期	
8	自己資本の額		40,349		39,441

- (注) 1. 連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模から金利リスクに及ぼす影響は軽微であることから、連結の金利リスクは単体の金利リスクと等しいものとみなしています。
2. 外貨については、重要性の観点より対象外としています。

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等ではありますが、該当する連結子法人等はありません。

イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書の役員報酬等の内容に記載の役員報酬および使用人分の報酬を対象となる役員の人数により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、株主総会で決議された上限額の範囲内で、取締役会決議により決定しております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、株主総会で決議された上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の取締役の個人別の報酬等は、各取締役が担う役割・責任・成果等を踏まえて支給する「月額報酬」、業績や各取締役の職務遂行状況等を踏まえて支給する「役員賞与」、退任後に支給する「役員退職慰労金」で構成しております。

報酬等については、株主総会で定められた報酬の範囲内で支給され、「月額報酬」および「役員賞与」は、取締役会の決議により決定しております。「役員退職慰労金」は、株主総会の決議により、行内規程に定める基準に則り決定しております。なお、監査役の報酬等に関する方針は定めておりません。

株主総会で決議された報酬限度額は、取締役が年額96百万円以内、監査役が年額36百万円以内であります。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬 の総額	基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	その他	変動報酬 の総額	基本報酬	賞与	その他	退職慰労 金	その他
対象役員(除く社外役員)	12	174	118	118	-	-	30	-	30	-	25	-

(注) 上記には令和5年6月29日開催の第208期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

銀行法施行規則に定める開示事項

【単体ベース】

【銀行の概況および組織】	掲載ページ
1. 経営の組織	34
2. 株主に関する事項	36
3. 役員に関する事項	35
4. 会計監査人に関する事項	54
5. 営業所一覧	37～39
【主要な業務の内容】	
1. 業務の案内	25～31
【主要な業務に関する事項】	
1. 事業の概況	4
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
(1)経常収益	43
(2)経常利益	43
(3)当期純利益	43
(4)資本金及び発行済株式の総数	43
(5)純資産額	43
(6)総資産額	43
(7)預金残高	43
(8)貸出金残高	43
(9)有価証券残高	43
(10)単体自己資本比率	43
(11)配当性向	43
(12)従業員数	43
3. 直近の2事業年度における事業の概況	
(1)主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	60
イ. 資金運用収支及び役員取引等収支	60
ウ. 資金運用・調達勘定の平残及び利回り等	61、63
エ. 受取・支払利息の増減	61
オ. 総資産経常利益率及び資本経常利益率	63
カ. 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	63
(2)預金に関する指標	
ア. 預金科目別平均残高	64
イ. 定期預金の残存期間別残高	65
(3)貸出金等に関する指標	
ア. 貸出金科目別平均残高	66
イ. 貸出金の残存期間別残高	66
ウ. 貸出金及び支払承諾見返の担保別内訳	67
エ. 貸出金使途別内訳	67
オ. 貸出金業種別内訳	67
カ. 中小企業向貸出金	68
キ. 特定海外債権残高	68
ク. 預貸率の期末値及び期中平均値	63
(4)有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別平均残高	70
イ. 有価証券の種類別残存期間別残高	71
ウ. 有価証券の種類別平均残高	70
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	63
【銀行の業務運営に関する事項】	
1. リスク管理の体制	19～20
2. 法令遵守の体制	17
3. 中小企業の経営の改善・地域の活性化のための取組み状況	8～10
4. 指定銀行業務紛争解決機関の名称	24

【銀行の直近の2事業年度における財産の状況】	掲載ページ
1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	54～59
2. リスク管理債権額並びに(1)から(4)までの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	69
(2)危険債権	69
(3)三月以上延滞債権	69
(4)貸出条件緩和債権	69
(5)正常債権	69
3. 自己資本の充実の状況	75～85
4. 時価等情報	
(1)有価証券	72～73
(2)金銭の信託	73
(3)デリバティブ取引情報	74
(4)電子決済手段	74
(5)暗号資産	74
5. 貸倒引当金の状況	68
6. 貸出金償却額	68
7. 会社法による会計監査人の監査	54
8. 金融商品取引法に基づく監査証明	54
【報酬等】	
1. 報酬等に関する開示事項	86
【連結ベース】	
【銀行及びその子会社等の概況】	
1. 子会社等の主要な事業の内容及び組織	41
2. 子会社等の情報	
(1)名称	41
(2)主たる事務所の所在地	41
(3)資本金	41
(4)事業の内容	41
(5)設立年月日	41
(6)銀行が所有する子会社の株式等	41
【銀行及びその子会社等の業務に関する事項】	
1. 直近の事業年度における事業の概況	42
2. 直近の5連結会計年度における業務の状況	
(1)経常収益	43
(2)経常利益	43
(3)親会社株主に帰属する当期純利益	43
(4)包括利益	43
(5)純資産額	43
(6)総資産額	43
(7)連結自己資本比率	43
【銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況】	
1. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書	44～53
2. リスク管理債権額並びに(1)から(4)までの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	69
(2)危険債権	69
(3)三月以上延滞債権	69
(4)貸出条件緩和債権	69
(5)正常債権	69
3. 自己資本の充実の状況	75～85
4. 連結決算セグメント情報	53
5. 会社法による会計監査人の監査	44
6. 金融商品取引法に基づく監査証明	44
【報酬等】	
1. 報酬等に関する開示事項	86

たんぎん

TAJIMA BANK